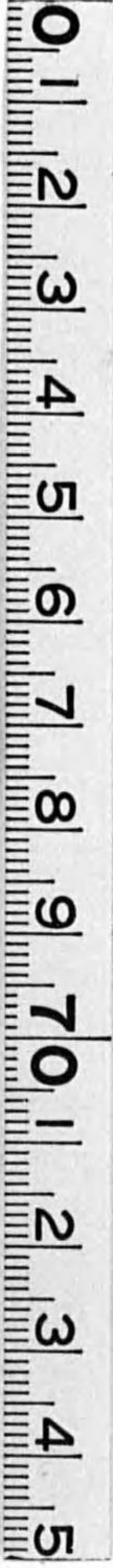


別書誌  
合冊

14.5  
171



始



エト5K36

14.5-17イ



\*1200501211354\*

南北滿洲の主要海港河港

14.5-17イ

滿鐵調査資料第六十七編

14.5  
17イ

南滿洲鐵道株式會社  
庶務部調査課

正誤表 (、は誤、○は正)

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
一	四	雜草、優樹	雜草、矮樹	二二九	二	何床	河床
一	五	統約	條約	二二〇	五	水深	水深
二	二	莊大	壯大	二三五	二	灣曲	彎曲
二	二	直線	一直線	二三五	五	灣曲	彎曲
七	九	大くは	多くは	二四一	五	河心に於	河心に於ては
一五	三	缺除	缺如	二四一	六	汽船は	汽船を
一六	七	得らならば	得たならば	二七二	八	金部さし	全部さし
二二	一	積却場	積卸場	二七六	四	中河上にあつた	中洲であつた
二六	一	配給して	配置して	二七六	六	住時	往時
二七	七	藍火又は閃火を掲げ	藍火又は閃火を示さ	二八四	六	河に浴ひて	河に沿ひて
四三	七	○	○	二八七	六	埠頭の中	埠頭の内
四五	六	○	○	二九三	六	一あるのみ	一あるのみ
一三三	六	小溝なり	小溝あり	三二〇	二	木幹の根査の方か?	木の根もさの方か?
一三四	六	比較的有利とす、縮鐵	比較的有利とする、縮鐵	三三一	四	築港にしてならば	築港にして成らば
二二八	四	徑路	經路	三三八	四	餘嶺	餘裕
二二八	六	住氏	住民	三五三	七	網干場	網干場
二二九	八	東徑	東經	四〇〇	七	蘇々屯	蘇々屯

145  
171

凡例

謀寄贈本

一、本篇は南北滿洲に於ける主要なる海河港につきて調査したるものであるが主として交通方面より之を見た。  
二、前項の趣意により調査したるものであるから鐵道沿線の港灣のみに重きを置きその他は當該港を中心とした航路中に略述するに止めた。



- 大連港 (滿鐵埠頭事務所)
- 營口 (營口實業會)
- 東支那統計年報 (滿鐵調查課)
- 營口の現勢 (滿鐵調查課)
- 營口經濟狀態 (滿鐵營口驛)
- 安東誌 (安東商業會議所)
- 哈爾濱指南 (東陞商報)

等であるが本調査に對し、助力を惜まれなかつた、大連、營口、安東、哈爾濱各支那海關當局、滿鐵哈爾濱事務所、埠頭事務所及安東營口兩驛當局、新義州海事出張所長、吉長鐵路當局、國際運輸會社松花江出張員等に對し深厚の



謝意を表す。

一、本篇は課員星田信隆の調査に懸る。

昭和二年三月十五日

庶務部調査課

# 南北滿洲の主要海港河港 目次

## 第一編 大連 港

第一章 緒 説	一
第二章 航路標識	四
第三章 貨物積卸用海陸の設備	七
第一節 繫船岸	七
第二節 荷役機械及びその他の設備	一〇
第一項 荷役機械及び設備	一〇
第二項 給水設備	一一
第三項 給炭設備	一二
第四項 小蒸汽船及びライター	一三
第五項 苦力作業	一五
第三節 岸壁上屋及び倉庫	一七

目次

一

二

第四節 道路、鐵道及び荷纜設備	二二
第一項 道路	二二
第二項 鐵道	二二
第三項 荷纜設備	二三
第四章 船舶の入港より出港迄の順序	二四
第五章 大連港則	二九
第六章 大連埠頭諸規定及び諸料金	四七
第一節 埠頭貨物取締規程	四七
第二節 埠頭料金表	五〇
第一項 料金計算規則	五〇
第二項 料金率	五二
第一 船内人夫賃	五二
第二 陸揚賃及船積賃	五三
第三 假置料	五四
第四 殘荷取扱料	五五

第三節 埠頭手荷物取扱規定	五六
第四節 埠頭船舶取扱規則	五七
第一 埠頭發著手數料	六三
第二 埠頭轉繫手數料	六三
第三 寺兒溝棧橋繫船料	六四
第四 埠頭船舶給水料	六八
第五 大連港水先料	六八
第五節 小蒸汽船賃貸規定	六九
第六節 曳船規定	七〇
第七節 解船賃貸規定	七一
第八節 瓦斯殺鼠船殺鼠規定	七二
第九節 埠頭特定料金	七五
一 貨物積卸賃	七五
二 豆油倉庫使用荷役料	七五
三 船内荷纜賃	七六

四 特種貨物船内人夫賃	七六
五 特種貨物陸揚及船積賃	七八
六 沖合荷役賃	七八
七 埠頭繫留船舶舛荷役賃	七八
八 浮標繫留船舶舛荷役賃 <small>(寺兒溝棧橋揚積の場合を除く)</small>	七九
九 舛船賃賃料 <small>(沖合、寺兒溝棧橋間)</small>	七九
一〇 寺兒溝棧橋積卸賃	八〇
一一 接續貨物費用	八〇
一二 危險貨物列車積卸賃	八〇
一三 看貫賃	八一
一四 改装及び荷造賃	八二
一五 荷繰賃	八四
一六 殘荷取扱料	八六
一七 起重機、起重機船、潜水機船使用料	八六
一八 檢量立會料	八七
一九 雇傭賃	八七

二〇 代辨手數料

八八

第十節 倉庫料金

九一

- 一 普通率.....九一
- 二 特定率.....九一
- 三 大連危險品倉庫料金.....九二
- 四 混合保管豆粕特定率.....九二
- 五 混合保管大豆及小麥特定賃.....九三

第十一節 混合保管大豆其他檢査料金

九三

第十二節 埠頭營業時間

九五

第十三節 冷蔵貨物取扱内規

九六

第十四節 船舶電話使用規定

九七

第七章 大連港發著船舶及出入客貨

九九

第一節 入港船舶

九九

第一項 汽船

九九

第二項 戎克

一〇一

第二節 出入客貨

第一項 發着船客

第二項 輸出入貨物

第一目 汽船貨物

第二目 戎克貨物

附錄 旅順港

第二編 營口港

第一章 沿革

第二章 港政及び船舶竝に貨物の入出港手續

第一節 港政

第二節 船舶竝に貨物の入出港手續

第一項 船舶の入出港手續

第二項 貨物の入出港手續

第三章 港勢及び航路

一〇一

一〇一

一〇二

一〇二

一〇五

一〇九

一三三

一三八

一三八

一四五

一四五

一四七

一五〇

第一節 港勢

第二節 航路

第一項 海洋航路

第一目 汽船航路

第二目 民船航路

第二項 河川航路

第一目 遼河の舟航

第二目 遼河の民船

第四章 出入船舶に對する設備

第一節 門洲信號

第二節 日中標識

一立標

二浮標

第三節 燈臺

第五章 客貨積卸用海陸の設備

一五〇

一五四

一五五

一五七

一五九

一六〇

一六〇

一六一

一六五

一六五

一六五

一六五

一六七

一六八

一七〇



第一節 繫船岸、繫船能力……………一七〇

第二節 荷役及びその他設備……………一七六

  第一項 荷役設備及荷役方法……………一七六

  第二項 荷役用水運小運搬機關……………一七七

第三節 上屋及倉庫……………一七八

  第一項 特許倉庫……………一七八

  第二項 倉庫及び上屋……………一八〇

第四節 鐵道及び荷線用車……………一八二

第六章 出入船舶及輸移出入貨物に對する諸費用……………一八四

  第一節 繫船料……………一八四

  第二節 荷役賃……………一八六

  第三節 舁賃……………一八八

  第四節 倉庫料……………一九四

  第五節 荷線及び其他料金……………一九五

  第六節 營口港諸掛……………一九八

  第一項 水先案内料……………一九八

  第二項 稅關の課稅……………一九九

    第一目 船舶に對する課稅……………一九九

    第二目 貨物に對する課稅……………二〇一

    第三項 遼河凌漚附加稅……………二〇五

    第四項 領事館手数料……………二〇六

第七章 入出港船舶及び出入客貨……………二〇八

  第一節 入出港船舶……………二〇八

    第一項 汽船……………二〇八

    第二項 戎克……………二一〇

  第二節 出入客貨……………二一一

    第一項 發著船客……………二一一

    第二項 輸移出入貨物……………二一一

第八章 營口港の將來……………二一六

附錄 營口滿鐵埠頭不振の理由……………二一九

### 第三編 安東港

第一章 沿革及び港勢……………二二七

第一節 沿革……………二二七

第二節 港勢……………二二九

第二章 航路及び航路標識……………二三一

第一節 航路……………二三一

第一項 海洋航路……………二三一

第二項 河川航路……………二三四

第二節 航路標識……………二三八

第三章 客貨積卸用海陸の設備及其他……………二四〇

第一節 繫船岸水深及び錨地……………二四〇

第二節 荷役及び其の他設備……………二四三

第一項 荷役設備及荷役方法並に荷役能力……………二四三

第二項 荷役用水運小運搬機關……………二四五

第三節 倉庫……………二四五

第四節 鐵道及び荷線用車……………二四七

第四章 出入船舶及び輸移出入貨物に對する諸賃料金……………二四九

第一節 繫船料……………二四九

第二節 荷役賃……………二五一

第三節 舢賃……………二五三

第四節 倉庫料……………二五六

第五節 荷車運賃……………二五七

第六節 安東港諸掛……………二五七

第一項 水先案内料金……………二五八

第二項 稅關諸掛……………二五九

第三項 領事館手数料……………二五九

第五章 安東港海關暫行規則……………二六〇

第六章 安東港發著船舶及出入客貨……………二六五

第一節 入出港船舶……………二六五

第二節 出入客貨……………二六七

    第一項 發着船客……………二六七

    第二項 輸移出入貨物……………二六八

第七章 安東港の將來……………二七一

第四編 吉林港

第一章 沿革……………二七五

第二章 港灣行政……………二七七

第三章 港勢……………二八〇

    第一節 港灣の自然狀態……………二八〇

    第二節 埠頭……………二八二

第四章 航業……………二八九

    第一節 航業公會……………二八九

    第二節 店……………二九三

第三節 船舶……………二九七

第四節 船員……………二九九

第五節 航路……………三〇二

第五章 吉林港諸稅

第一節 稅捐局の課稅……………三〇七

    第一項 船舶に對する課稅……………三〇七

    第二項 貨物に對する課稅……………三〇七

第二節 吉林省城財務處の課稅……………三一九

第六章 吉林港發著貨物及び各地間との船運賃……………三三〇

附錄 九站港……………三三六

第五編 松花江港

第一章 沿革……………三三三

第二章 埠頭の管理及び行政……………三三四

第三章 港勢及び埠頭設備……………三三五

第一節 港勢……………三三五

第二節 埠頭設備……………三三六

    第一項 護岸……………三三六

    第二項 倉庫及び野積場……………三三八

    第三項 鐵道及び道路……………三三九

    第四項 埠頭労働者……………三四〇

第四章 松花江港に於ける諸税及び諸掛……………三四一

    第一節 船舶に對する課税……………三四一

    第二節 貨物に對する課税……………三四一

        第一項 特別區費……………三四二

        第二項 荷役料……………三四三

        第三項 地方捐……………三四三

        第四項 手数料……………三四三

        第五項 混合保管貨物検査料……………三四四

        第六項 改装檢斤料……………三四四

第七項 倉庫料……………三四四

第五章 船舶及び航路……………三四五

第六章 松花江港發著貨物……………三五〇

### 第六編 哈爾濱港

第一章 沿革……………三五三

第二章 港灣行政……………三五九

第三章 哈爾濱港の港灣設備……………三七一

    第一節 陸上設備……………三七一

        第一項 倉庫及び上屋……………三七一

        第二項 鐵道……………三八一

        第三項 道路……………三八一

        第四項 航路標識……………三八二

    第二節 水上設備……………三八二

        第一項 埠頭護岸……………三八二

第二項 航路標識……………三八五

第四章 航業……………三八七

第一節 航業公會……………三八七

第二節 船舶……………三八七

第一項 汽船……………三八七

第二項 帆船……………三八九

第三項 貨船……………三九〇

第三節 船員……………三九六

第一項 船員組織……………三九六

第二項 船員の給料……………三九七

第四節 航路……………三九九

第一項 第一松花江航路……………四〇〇

第二項 嫩江航路……………四〇二

第三項 呼蘭河航路……………四〇三

第四項 黑龍江航路……………四〇四

第五節 哈爾濱港を中心とする松黒兩江の船運賃……………四〇七

第五章 船舶及び貨物に對する諸税及び諸掛……………四一二

第一節 船舶に對する諸税及び繫船料……………四一二

第一項 海關の課税……………四一二

第二項 吉林省劃一船税……………四一三

第三項 繫船料……………四一五

第二節 貨物に對する諸税及び諸掛……………四一六

第一項 海關の課税……………四一六

第一目 水路税(江捐)……………四一六

第二目 關税……………四一七

第二項 貨物に對する關税以外の諸税……………四一九

第一目 税捐徴收局の課税……………四二〇

第二目 濱江地方財務局の課税……………四二〇

第六章 哈爾濱港發著貨物……………四二四

附錄 齊々哈爾港……………四二八

# 南北滿洲の主要海港河港

## 第一編 大連港

### 第一章 緒 説



大連は三十年以前には雜草倭樹の茫々なる海濱の一小部落に過ぎなかつたものであるが、一八九八年五月七日調印の露支間の「旅順、大連灣租借に關する統約」によりて露西亞が支那より之を租借し、旅順に堅固なる要塞を築くと共に大連を「大商港となし、以つて東洋に雄飛する根據地たらしめんと、遠大なる計畫を以て築造に著手したるものであるが工事中に達せずして日露戦争起り、日本の有となる南滿洲鐵道株式會社之を經營し、爾來改築に増築を重ね遂に今日の盛大を致せるものであるが猶幾多の増築改造計畫あり、奥地の開發と共に今後の大連港の發達は益々刮目に値するものがあらう。日本の領有當時の大連港の既設物は一千萬留の第一期工事が終へたのみで、百八十一呎の船渠と十五呎乃至十八呎の水深の濱町棧橋の延長四四〇呎の埠頭、第二埠頭の前身及第一埠頭の一部と今の防波堤北部の捨石工事と、陸上に於ては第二埠頭に木造倉庫七棟、鐵骨倉庫一棟、甲埠頭に木造倉庫三棟其他に一棟合計十二棟

約四千五百坪倉庫があるに過ぎなかつたが、奥地の全く開けず大連港の將來に於ける發展は全く未知數であつた當時としては、その計畫規模の莊大なりしことは、彼等は果して將來を洞察する慧眼を有せしや又は國民性の然らしめたる處なるやは別問題として兎も角全く驚嘆に値するものがある。

今日の大連港の發展も蓋し當時の彼等の偉大なる規模に負ふ處が多いと云はねばならない。

大連港とは大正十四年四月二十四日の關東廳令第二二號の大連港規則によれば黃白嘴より東嘴子に至る一線以内の水域にしてこれを左の三區に分つてゐる。

一、大連區 黃白嘴より北長山頂に引きたる一線の西南水域。

一、柳樹屯區 大連區境界の北長山南東岸に達したる處より東嘴子に引きたる一線以北の水域。

一、放泊區 大連區、柳樹屯區以外の水域。

而して大連區及び柳樹屯區をまた左の各三區に分つてゐる。

大連區

第一區 濱町以東及び同棧橋にある綠燈と同埠頭にある紅燈とを一直線に北方に引きたる一線以東の水域。

第二區 周家屯紅嘴より南七十三度東に引きたる一線以南及第一區西境界以西の水域。

第三區 第二區以北の水域。

柳樹屯區

第一區 老龍頭より綿花島角に引きたる一線以西の水域。

第二區 綿花島角より黃娘子角に引きたる一線以北の水域。

第三區 第一區、第二區以外の水域。

放泊區 自由碇泊區

大連港は關東州を區域とする自由港にして港灣行政は關東廳海務局之に當り、港務、航路標識、海港檢疫、港灣衛生等港則の執行、船員事務、船舶の測度検査、船籍、船鑑札事務の一切及び船舶職員、水先人の監督等船と港とに關聯する一切の官廳事務を總括してゐる。この外大連水上警察署ありて船舶、船員、船客及び一定地域内に於ける司法保安、衛生竝に戎克波止場に於ける特定時の地方的檢疫を執行し、陸軍運輸部出張所は軍隊輸送上に關する特別任務に従つてゐる。

而して港灣の維持、修築、増築並埠頭の管理及び事業の遂行は一切滿鐵埠頭事務所の經營に屬してゐる。故に出入港する船舶は上記諸機關の指揮監督を受け並にその指導の下に行動するを要するものである。

又關東州酒、煙草輸入規則なるものありてこれらの輸入に對しては同規則に従はねばならぬ。この外大連港は關東州内を區域とする自由港なるを以つて關東州を越へて輸移出入する貨物には一、九〇七年の日支條約により大連海關の支那稅關制度を遵守せねばならない。

第二章 航路標識

大連港の航路標識を一括して表示すれば左の通りである。

航路標識

港	連大	港連大	兒寺港連大	島山三南	稱名臺燈
竿燈後	導燈	導燈	導竿	號警霧臺燈	類種
構檢寺大	船檢寺大	橋石寺大	島山三南	島山三南	地位在所
養兒連	溜入口	北油連	端南ノ	端南ノ	緯線
内所溝港	内所溝港	内所溝港	内所溝港	内所溝港	經線
38°40' 122°9'	38°55' 121°40'	38°55' 121°41'	38°52' 121°49'	38°52' 121°49'	北東
1914.12.25	年四正大	年四正大	年四正大	年四正大	明三
混凝土造	圓形柱	圓形柱	圓形柱	圓形柱	造構
四角形	頂部白色	頂部白色	頂部白色	頂部白色	質燈及級等
發光	不	不	不	不	明
度全	度全	度全	度全	度全	燈高(米)
12	6.7	6.7	17	16.7	8.8
68.4	9.7	9.7	20.3	20.6	12.1
75	2 1/2	4/5	1 1/4	1 1/4	3 1/2
22	10.5	10.5	13.5	13.5	9
霧信號霧笛ハ每50秒ヲ隔テ五秒間吹鳴ス	前項ニ同シ	前項ニ同シ	前項ニ同シ	南滿洲鐵道株式會社設立	看守ヲ置カス

第二章 航路標識

島	連大	連大	連大	連大	連大	連大
南口港西	北口港西	西口港北	東口港北	北口港東	南口港東	號警霧臺燈
臺燈	臺燈	臺燈	臺燈	臺燈	臺燈	堤東大
南三山島	西連港	北西連港	北西連港	西連港	東連港	堤東大
九・五	38°56' 121°38'	38°56' 121°38'	38°57' 121°38'	38°57' 121°38'	38°56' 121°40'	堤東大
1914.12.25	年四正大	年四正大	年七正大	年七正大	年二正大	年五十四治明
混凝土造	圓形柱	圓形柱	圓形柱	圓形柱	圓形柱	圓形柱
四角形	頂部白色	頂部白色	頂部白色	頂部白色	頂部白色	頂部白色
發光	不	不	不	不	不	不
度全	度全	度全	度全	度全	度全	度全
12	6.7	6.7	17	16.7	8.8	8.8
68.4	9.7	9.7	20.3	20.6	12.1	12.1
75	2 1/2	4/5	1 1/4	1 1/4	1 1/4	3 1/2
22	10.5	10.5	13.5	13.5	9	11
霧信號霧笛ハ每50秒ヲ隔テ五秒間吹鳴ス	前項ニ同シ	前項ニ同シ	前項ニ同シ	南滿洲鐵道株式會社設立	看守ヲ置カス	南滿洲鐵道株式會社設立



口港連大	岩 遇	鐘霧標燈	南三山島 南燈臺ヨリ 西ヨリ 一・九・五
噴白黄			
笛霧臺燈			
38° 54' 121° 42'	38° 34' 121° 38'		
1914.12.20	1914.12.20		
混 凝 土 造 等 級 第 四 等	混 凝 土 造 等 級 第 五 等	紅 線 圓 形 秒 發 ス 一 閃 光	紅 線 圓 形 秒 發 ス 一 閃 光
四角形 白色 紅白 交互 光紅	五角形 白色 紅白 交互 光紅		
ニ一〇度 ヨリ六度 北	ニ一〇度 ヨリ四度 南	度 全	
7.6	15.2		
84.5	19.8		
ハ紅色 7	ハ白色 18	2 1	
23.5	13.5		
鳴無看守	霧笛ハ一分ヲ隔テ一分間吹	霧信號、霧鐘ハ毎分ヲ隔テ一同自動打鳴ス炭酸瓦斯ヲ其ノ原動トス無看守	

出入の難易

船舶出入に困難を感じる事なし。

第三章 貨物積卸用海陸の設備  
第一節 繫 船 岸

大連埠頭の繫船岸の築造は露西亞が最初之に著手したものであることは上記の如くであるが由來繫船岸壁はその築造宜しきを得ば頗る強固にして永久の施設であるが工費の莫大なると改築の容易で無い爲め較近稍々棧橋に改變せんとする傾向あるが、大連港の如きは地震の憂殆んど無きを以つて棧橋よりも寧ろ維持費の少く、全く船舶の過つて岸壁に接觸するも損害は却つて後者にある) 多大の重荷を堆積せしむることを得る等の利益ある爲め岸壁に重きを置いてゐる。大連港の海底の地質は耐重力極めて強き粘土なる故岸壁築造の基礎工事は甚だ容易であるがその工事方法及び用材は各所によりて異つてゐる。各埠頭の築造方法及び構造は各箇所によりて各々異り且専門的技術事項にかゝり又經濟調査上として重要なものにあらざれば大くは省くこととする。各岸壁の側壁中第一埠頭南半部及び甲埠頭は水面下に二箇の階段があるがその他は全部垂直にして第二埠頭の東側、乙埠頭第三埠頭、丙埠頭は二十五分の一の傾斜をなし目下工事中の第四埠頭は四十分の一の傾斜である。

本埠頭繫船岸壁上端には毎百尺の間隔を以て鋼製鉤型の繫船柱の設備ありその耐張力は各々約五十噸であるが満潮時には繫索の角度餘りに大となり、又暴風時に於ては動もすれば船舶が岸壁より吹き離されて危険を感じるのみならず、それが爲めに荷役に困難を來すことがある。これ故に岸壁上端から四十尺を隔て、非常繫船柱新設の計畫がある。繫船岸壁の現在の長さは附圖に示す如く左の通りである。

埠頭名	繫船區番號	岸壁の長さ(尺)	摘
第一埠頭	自一號至六號	二、五二五	第一號パリスの長さは五六五尺、第六號は三六〇尺にして他は凡て四〇〇尺
甲埠頭	自第七號至第九號	一、一四四	第七、第八號パリスは長さ各四〇〇尺にして第九號は三〇〇尺
第二埠頭	自第一〇號至第二〇號	四、二四二	第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十號各パリスは長さ各四〇〇尺にして第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十號各パリスの長さ夫々三〇〇尺
乙埠頭	自第二一號至第二三號	九〇〇	各パリスの長さ夫々三〇〇尺
第三埠頭	自第二四號至第三四號	四、四〇〇	各パリスの長さ夫々四〇〇尺
丙埠頭	自第三五號至第二七號	九〇〇	各パリスの長さ夫々三〇〇尺
計		一四、二九三	

この外目下改築又は築造中のものに左の二がある。

名	稱	繫船區	繫船區の長さ(尺)	摘	要
寺兒溝	危險物棧橋	二箇所	一、一一六	一昨夏流失し目下假棧橋にて荷役中。本年中に完成の答幅五十尺	
第四埠頭	一箇所	四、六〇〇		目下築造中にして大正十九年に完成の答	

猶以上の外左記の如き埠頭及び棧橋がある。

名	稱	埠頭の長さ(尺)	幅(尺)	摘	要
大山戎克埠頭		四〇〇	一五〇	沿岸貿易用戎克及び支那型帆船用にして外に荷揚場一、八〇〇尺がある。	

濱町埠頭	石炭貯積棧橋	船舶修理用岸壁である。
	四二〇	丙埠頭西南にありて三箇所あり。

而して使用種別より見た各埠頭繫船區は大體左の通りである。

石炭積込用 第一乃至第四繫船區及第二八乃至第三〇繫船區

輸入貨物専用 第五乃至第九繫船區

内地及上海と大連間定期旅客船用 第一乃至第一三繫船區

輸出入貨物混用 第一四乃至第二〇繫船區

輸出貨物専用 第二一乃至第二七繫船區及第三一乃至第三七繫船區

埠頭及び棧橋は右の通りであるが、これら各埠頭及び棧橋下の干潮面以下の水深及び一時に繫船可能船舶數竝にその噸數を理解を容易にする爲めに圖示することとする。(大連港附圖第一號参照)

然しながら同圖は全繫船岸を最も經濟的に利用した場合の最大繫船能力であつて決してこの理想通りに繫船し得るものではない。この障害として認め得る最大のもの左の二點である。

一、各岸壁又は棧橋を荷役又は上屋等の關係上輸入用、輸出用、輸出入用、石炭積込用、危險物積卸用等に大體の區分をしてゐるからこれらの各繫船區を常に満し得るやうな各種船舶が區分した各繫船區に比例して入出港するものではない。

二、同圖に示した如き噸數の船舶が都合よく入出港するものではない。故に例へば一萬噸の船舶を繫船し得る繫船區

に千五百噸の船を二隻連繫しなければならぬ等の場合も起り勝ちである。

第二節 荷役機械及びその他の設備

第一項 荷役機械及び設備

大連埠頭の荷役は主として支那苦力によるもので機械的設備にはまだ遺憾の點が多い。左にこれらの機械的設備の主なるものを表示しやう。

品名	臺數	能 力	動力	備 考
据付移動起重機	三	三噸	電力	四號倉庫西側
自動走行起重機	一	一噸半	同	
Locomotive crane	一	四五噸	汽力	
同	一	二十噸	同	
浮起重機	三	五噸	同	
上梁式クレーン	一	五〇噸	同	船上据付
Lacking traly type hoist	四	一噸半	電力	第九四、九五號倉庫据付にして貨物を上昇して一定の高さに達したる時更に横走せしめ所要揚所に收容する。第九五、九四號倉庫据付。
Good lift	四	一噸	同	第四號倉庫据付。
同	四	一噸半	同	所要の高さに積上げるもの。袋物用
ポータブルパイラー	一	一噸半	ガソリン機関	

同	二	二	電力	同
同	二	二	同	同
同	二	二	同	同
同	二	二	同	同
同	一	二五噸モノ五臺ヲ以テ一組トス	同	ベルト式にして帶の表面に貨物を載せ上方に送る装置
同	一組	二五噸モノ五臺ヲ以テ一組トス	同	ベルト式にして帶の表面に貨物を載せ上方に送る装置
同	二組	二	同	同
同	二組	二	同	同
同	二	一噸半	同	同
同	三	二噸	同	同
同	三	二噸	同	同
同	三	二噸	同	同
同	一箇所	一時間百噸	同	同

第二項 給水設備

大連埠頭の給水設備は割合に完備し各岸壁に給水栓がある。

単 頭	給水栓數	給水能力	備 考
第一埠頭	六	約各六十時間	

第三章 貨物積卸用海陸の設備

第一編 大連港	甲 埠頭	乙 埠頭	丙 埠頭
三約各六十一噸	一四同	一四同	一四同
東側及び西側各五箇所及び突端に一箇所	東側及び西側に各五箇所及び突端二箇所		

この外給水船二隻甲號及び梅丸があつて何れも鋼船にして一隻の給水能力が一時間約三十噸乃至五十噸である。

### 第三項 給炭設備

給炭設備はカーダンパーの設備以來稍々面目を一新した觀あるも僅に一組なるを以つて猶從來の貨車又は貯炭場より籠に入れて苦力之を肩搬するもの多く甚だ幼稚の方法たるを免れない。現在の機械設備としては左の如きものである。

機名	臺數	能 (一時間)	動力	備	考
石炭積込機	三	一二〇噸	電力	ミツチエナー式	
三池フ井ーダー	一	六〇噸	同		
カーダンパー	一組	九〇〇噸	同	第一埠頭据付、撫順丸云ふ、休業中。本船載炭能力一千噸	
給炭船	一隻	二五〇噸	汽力		
給炭船	一隻	二〇〇噸	汽力		
給炭船	一隻	二〇〇噸	汽力		

而して第一埠頭の第一、第二、第三、第四各ベース及び第三埠頭の第二十八、第二十九第三十の各ベースを石炭専用の特別ベースとして使用してゐる。これらの石炭ベースの貯炭能力は約八萬七千噸に及んでゐる。又第一項繋船埠頭の項に述べた如く丙埠頭西南には石炭解積棧橋三箇所ありて各箇所に解船一隻宛を繋留して石炭の積込をなしてゐる。苦力の肩搬する石炭積込は二十荷一噸にして一人一日の積炭能力は貯炭場所又は貨車と本船との距離の遠近等によりて一定しないが約六、七噸位である。給炭船又は石炭解積をなせば一方陸上と貨物の積卸、給水炭をなし得るから荷役時間の節約に資する事が大である。

又近く甘井子に一大貯炭場を設け埠頭設備をなして石炭の荷役をこゝに移す計畫で事業に着手してゐる。

### 第四項 小蒸汽船及びライター

大連埠頭の現在有する小蒸汽船は左の通りである。

船名	總噸數	馬力		船質構造	動力	長	幅	深	速力	
		實馬力	公稱馬力						最強	普通
大連丸	四四〇六	一三、四〇〇	一、五〇〇	鋼重構船	汽力	一三、四八三	三〇'〇〇	一五'〇〇	一三'〇	一〇'五
奉天丸	四九六〇	一五、〇〇〇	一、五〇〇	同	同	一三、五二五	三〇'〇〇	一五'〇〇	一三'〇	一〇'五
圓島丸	三三六六	六、〇〇〇	五〇〇	輕甲板船	同	一一、二〇〇	二四'〇〇	一三'〇〇	一〇'五	九'〇
南島丸	三三六六	六、〇〇〇	五〇〇	同	同	一一、二〇〇	二四'〇〇	一三'〇〇	一〇'五	九'〇
宗谷丸	一五三九	六、〇〇〇	五〇〇	同	同	一〇、〇〇〇	二四'〇〇	一〇'三、五	一〇'五	一〇'〇
宗谷丸	一〇七〇	二、〇〇〇	三三三	同	同	九、二〇〇	一九'〇〇	一〇'〇〇	一〇'〇	九'〇

第一編 大連港

船名	噸數	一隻積載噸數	備	汽力	備考
鐵島丸	10,360	3,000	鋼	80,000	10,500
青島丸	7,070	2,000	同	70,000	8,050
安東丸	2,590	1,000	同	45,000	5,050
新島丸	7,500	2,000	同	66,000	8,000
黑島丸	10,900	3,000	同	80,000	10,000
長春丸	6,800	2,000	同	71,000	6,070
長春丸	6,800	2,000	同	70,000	7,750
北島丸	6,600	2,000	同	66,000	8,000
常盤丸	6,600	2,000	同	63,700	6,830
乙島丸	1,700	1,000	木	41,000	8,030
巴島丸	1,800	1,000	同	44,000	9,050
靜丸	2,250	1,000	同	29,000	6,050
瑞丸	2,250	1,000	同	60,000	11,000
計	218,000	100,000	同	60,000	6,650

而してライターは左の通りである。

隻	數	一隻積載噸數	備	考
計	218	100,000	鋼鐵製	
	162	250,000	同	
	22	150,000	同	
	34	100,000	同	

用途は小蒸汽船は船舶發着用及び曳船用にしてライターは貨物運搬用たることは云ふ迄もない。

第五項 苦力作業

以上記載の如く大連港は荷役その他の作業用の機械設備には甚だ缺除してゐるが、その代りに他國(支那を除く)では餘り例を見ない苦力と稱する重寶なる支那労働者を使用してゐる。

左に大連埠頭使用の苦力に就きて説述しやう。

埠頭に於ける各種作業は全部埠頭事務所にてこれをなし、荷主をして直接これをなさしめ又は或る個人をして之を請負はしむるが如きことはない。而して埠頭事務所にて使用する苦力は悉くこれを福昌華工會社をして供給せしめ直接雇入れるが如きことはない。同會社は大連市内寺兒溝に約一萬二三千人の苦力を容るゝに足る宿舍を有し、これに收容し此處より埠頭の各種作業に派遣してゐる。苦力は主として山東方面より招來せる支那人である。同會社は大連の満頭埠頭創業後間もなき明治四十二年十月より苦力の供給をなし以つて昨年(昭和元年)十月に及んだ相生由太郎の福昌公司の華工部を滿鐵にて買収し一會社を設立したものである。

苦力は其従事する作業によりて之を大別して本船苦力、陸上苦力及び石炭苦力の三種とすることが出来る。本船苦力とは一般船舶荷役に従事する苦力を云ひ、陸上苦力とは鐵道貨物の積卸、繰替、改装、看貫その他一般陸上作業に従事する苦力を云ひ、石炭苦力とは石炭の船舶積卸作業に従事する苦力を云ふもので、蓋しこれらの各作業は難易及び性質各々異つてゐる故に斯の如き分業的作業をなし各作業に馴れしめる必要がある故である。苦力頭は苦力を指揮監督

督してゐる。一苦力頭配下の苦力数は本船及び石炭苦力にありては四十名乃至五十名で、陸上苦力にありては約二十名前後である。本船苦力は一船輪、陸上苦力は一貨車の作業を基準として其の作業に對する經濟人員數を以て一團としてゐる。苦力頭の下に其の補佐役たる第二苦力頭(普通これを二頭と云つてゐる)があつて其の團體に屬する苦力一般の世話をなしこの外各團體に一名の先生(會計方)があつて作業高その他の計算の任に當つてゐる。

苦力の一日の労働時間は約九時間乃至十一時間でその作業力は一回の肩搬量は大豆その他の雜穀は一袋(約百五十斤)、豆粕は二枚乃至六枚(一枚四十六斤)で石炭の籠入の一荷の重量は約八十五斤である。かくの如き多量を肩搬して晝食時等少許の休息の外はよく勤勉に働き温順且實直で忍耐力強くその使役宜しきを得らなければ克く自己の職責を自覺して誠心誠意労働に従事すると云ふ美風がある。

苦力は斯の如き特質を有する爲めに現在迄は専ら埠頭の諸作業を獨占してゐたのであるが、最近支那労働者の思想動搖の徴があり、何時、如何なる機會にて罷業等の突發せざる無きを保し難く一方貨物の増加と共に船腹漸く多きを加へたる爲め冬期船舶の輻輳する時期等には沖待船の多數を見るに到つた結果、荷役を是非とも迅速にしなければならぬ必要が生じて來たから苦力の緩慢なる荷役作業に代るに埠頭荷役力の機械化をなすと共に繫船岸壁の増築を爲す必要に迫られて來てゐる。カーダンパーの敷設給炭船の就業等はその前者の例で第四埠頭の造築及び現在作業中の危険棧橋の増築並に甘井子の貯炭場並に石炭埠頭施設等は後者の例である。

苦力作業と機械作業との經濟的の比較は積卸貨物の種類、使用機械の種類、その動力の利用方法、機械使用人の熟練の程度等によりて異り技術者の研究調査に待つより外ないが世界各國共に埠頭作業は積年の慣習によりて支配され一朝にしてこれを機械力に變更することは甚だ困難であると云ふが獨り大連港は支那労働者(苦力)を専用使用しつゝある關係上失業労働者救済策等の懸念も比較的少く、從來の慣例を破棄して機械力による埠頭作業に改むることは割合に容易なる上に、近時支那労働者の思想も漸次變化しつゝある狀況を考ふる時は今後同盟罷業の絶無も保し難く、旁々埠頭の作業力も漸次機械化する必要がある。

### 第三節 岸壁上屋及び倉庫

岸壁上屋は船舶より搬出する貨物及び積込船荷の選別若くは一時(少くとも三日以内)貯留の目的を以つて繫船岸に伴つて施設するもので其の容積は接岸船舶の積量に準據すべきものである。

現在の大连港の繫船岸壁は總延長一萬四千二百九十三尺であるがこの中前記の石炭専用パース十繫船區岸壁延長三千八百六十七尺は石炭を野積する故に上屋を要しないからこれを控除せる一萬四百二十六尺に對して建設せる上屋は二萬一千七百四十坪であるから岸壁一尺に對する上屋は二坪〇八の割合となる。これを世界各國の主要港灣の施設と比較すれば左の通りである。

港名	繫船岸延長(米)	上屋延面積(方米)	繫船岸一米に對する上屋面積(方米)
漢 堡	113,000	516,000	111.4
ハ ン プ ル	11,000	300,000	14.3
ブ レ イ ン ハ ー フ ン	9,650	216,000	11.4
安 土 府	26,000	260,000	10.0

馬	桑	神	大
一七、〇〇〇	二四、六〇〇	二、五五〇	三、一五九
一八〇、〇〇〇	三〇二、〇〇〇	五三、〇〇〇	七一、八六八
一〇、六	二二、三	二〇、八	二二、七

かくの如く大連港の繫船岸壁に比例しての上屋の面積は比較的廣い方であるが、荷役及荷練の緩慢なることは機械設備の完備せる歐米の港灣とはその比でないから上屋の廣い割合にその狹隘を感じることも多いが、これを補ふ方法としては、荷役力を強めること、上屋を増築するの二方法がある譯でこれが爲めには前者に對しては現在の人力による荷役を機械化し後者に對しては現在の平屋建の上屋を多階建とすることが主たる眼目であらねばならない。而し上屋を多階建とすれば自然埠頭荷役を機械化する必要に益々迫られる結果となるものである。

上屋の長さは大連埠頭圖に示す如く種々あるが長く連続せる關係上上屋は大抵防火壁を以つて仕切つてゐるが、その最長なるものは一仕切百五十尺である。歐米に於ける各國の上屋は約六十米内外に防火壁を設けてゐるのに比較して設備が完備してゐるとも云へるが上屋の多くは木造鋼力張なる缺點もある。上屋の幅員即ち奥行は貨物の搬去を減少する上に於ては小なるに如くはないが大連埠頭の倉庫は六十尺乃至百二十尺に過ぎないから幅員の小なる即ち貨物を搬去するに便利なる上屋であると云ふことが出来る。

上屋、屋内の梁下は舊いものは低いのが多い。こは主として苦力の人力による荷練、荷役を目的として建設したものであるが爲めで、新設のものは二十二尺乃至二十三尺のものが多く、捆、袋結、俵等の各種貨物を累積するに充分に設備されてゐる。

上屋の床は凡て前通りと同高である故荷役には便利である。

繫船岸の外邊と上屋間の距離は各埠頭とも多少の相違がある。第一埠頭は約三十九尺、第二埠頭の旅客待合所前は約五十一尺にして第五號、第六號上屋倉庫前は約百十三尺で第二埠頭東側は等しく約五十一尺で、第三埠頭は兩側共第一埠頭と等しく約三十九尺にして甲、乙、丙埠頭は共に約四十七尺である。岸壁の外邊と上屋間の距離僅少なるものは船荷を直ちに上屋に移し得るの利益あるが船内及び屋内の作業が並進するに非ざれば荷役の滞滯を免れない。大連港の如き人力による作業では特に滞滯を來し易いから揚荷は一旦岸上に卸し而る後上屋に搬入し以て船内に於ける積出作業と屋内の整頓を調節せしめ且起重機又は貨車の進退を容易にし及び場合に依りては馬車の類をも入場せしむる必要ある故普通十米内外を以つて適當としてゐるが大連港のはこの目的によく合致してゐる。

上屋の構造は二階造鐵筋コンクリート建二棟(總坪數四千六十九坪)及び平家木造トタン張り建二十棟(總坪數一萬七千六百七十一坪)にして下記的一般保管倉庫と何等異なる處はないが只用途が上述の上屋としてである爲めに之を上屋と稱してゐるに過ぎない。又上屋の中には第三埠頭のそれの如き一般保管倉庫に兼用してゐるものもある。

大連埠頭の倉庫は野積場を除き七十六棟總坪數九萬五千五百五十四坪にして保管能力は四十二萬三千三百噸である。これを種類別とすると左の如くなる。

第一 用途による種類別 (大正十四年七月末現在)

第三章 貨物積卸用海陸の設備

名 稱	棟 數	總 坪	數	保 管 能 力
農産物保管倉庫	二七	五六二七八		三六五八〇〇
雜貨保管倉庫	三	二二四四		八九〇〇
保 溫 倉 庫	一	一一二		三〇〇
危險物保管倉庫	一	二七八四		二〇三〇〇
暇置貨物保管倉庫	三	五九二九		一一八〇〇
發送貨物保管倉庫	六	三四三六		一四〇〇
同上	三	六二一		一四〇〇
計	五四	七、四一四		四〇八、一〇〇

第二 構造による種類別

構 造	用途名稱	棟 數	階 數	總 坪	數
鐵筋コンクリート建	雜貨保管倉庫	二	二		一九二〇
煉 瓦 建	保 溫 倉 庫	一	一		一六七
	危險物保管倉庫	二	二		五九四
	農産物保管倉庫	一	一		二四八三
鐵骨トタン張	雜貨發送倉庫	一	一		二四四
	農産物保管倉庫	二	一		五三七九五
	危險物保管倉庫	一	一		一九九九
	計	八			

木造トタン張	假置貨物倉庫	發送貨物保管倉庫	同上	雜貨保管倉庫	計
	三	六	三	五四	五四
	五九二九	三四三六	六二一	八〇	七、四一四

この外に野積保管場七萬五千七十九坪收容能力二十九萬三百二十五噸がある。  
 猶以上の外旅客待合所あり、總建坪千五百坪にして内地及び上海間定期船の船客の便に供してゐる鐵筋コンクリート造の廣大なる建物である。收容人員約五千人にして内部には和洋支那食堂、賣店、重要物産陳列所、球戯室等諸般の設備を有してゐる。

大連港の倉庫はかくの如く殆んど平屋建にして二階建のは僅かに數棟を數ふるのみである。且その構造たるや木造トタン張のもの多く内部には消火の設備は有するも防火上の見地よりすれば猶遺憾の點多きを免れぬ。唯倉庫又は野積場が上屋に接近しあるは甚だ便利なれどもこれとても歐米の諸港に見るが如き岸壁上の多階建倉庫の階下を上屋とし階上を倉庫として揚卸機を以て連絡しつゝあるに比すれば劣ること萬々である。

第四節 道路、鐵道及び荷線設備

第一項 道 路

埠頭構内の道路は鐵道軌道の外側のもをを除き約十二哩で各倉庫へは勿論野積場内も縦横に通じてゐる。この外上



屋外のは軌道の兩側にありて、普通之を道路とは云はず單に貨物の積却場と稱すれどもアスファルト造りの立派なる通路である。けれども本通路は特別の場合の外は馬車、小車等の通行はなせずして荷役用に使用してゐる。

### 第二項 鐵道

大連港の軌道は甚だ完備してゐる。埠頭構内の鐵道線路延長は五八哩八にして附圖に示す如く構内を縦横に敷設されてゐる。機關車は十五臺にして貨車は三十三噸積二百五十車である。

各並立せる倉庫間には二線乃至三線路あり又二、三の倉庫にありてはその前後に二線路を有するものもある。かくして各倉庫共その側面には最小限二線路を有するものである。第一埠頭、第二埠頭及び第三埠頭の西側の各岸壁上屋にはその前面及び背後に各二線路を有するが特に第三埠頭の南側即ち旅客待合所の背側には三線路を有してゐる。甲埠頭、乙埠頭及び第三埠頭の東側の岸壁上屋の前面には鐵道線路を有せずして背面のみ二線乃至三線路を有してゐる。丙埠頭は完成後日猶淺く未だ殆んど使用せられず従つて線路の敷設も岸壁と同上屋間に一線を有するのみである。

野積倉庫内にも附圖に示すが如く各區劃間に二線乃至四線路を布設してゐる。かくの如く港灣鐵道としての線路は甚だよく充實しあるも軌條數多き爲めに却つて岸壁と上屋間及び鐵道線路と倉庫の距離を増大せしめ荷役、荷繰等の作業を緩慢ならしむる缺點もある。けれども大連港の如き荷役、荷繰作業用機械設備が甚だしく缺如し凡て緩慢なる人力作業に待つものなれば上記の鐵道線路にても尙不足を感じる事が多い。

繰車場は附圖に示す如く丙埠頭の西方にある。本ヤンチングヤード(繰車場)は西側より十七線は下り列車組成線にしてその次の十一線は上り列車貨車の分解作業線であつて千三百餘車を收容するに足るものである。本繰車場はその位置港岸に近いから甚だ利便が多い。

### 第三項 荷繰設備

構内の荷繰設備としては上記の鐵道の外に左の如きものを有してゐる。

自 動 車	(二臺四噸積)	六 臺
同上附屬トレーラー	(二臺二噸積)	八 臺
自 動 車	(二臺一噸積)	一 臺
同	(一臺一噸半積)	一 臺
同	(二臺二噸積)	一 臺
電 氣 ト ラ ッ ク	(二臺二噸積)	四〇 臺
電 氣 ト ラ ッ タ ー		二 臺
同上附屬トレーラー	(二臺二噸積)	一〇 臺
電氣クレーントラクター	(二臺二噸積)	二 臺
同	上 (二臺三噸積)	一 臺

を有するに過ぎず且何れも運搬用にして荷繰積卸機械としては一も有せずして専ら苦力の動力によつてゐるがこの外馬車小車によりて荷繰をなす場合も亦多い。

### 第四章 船舶の入港より出港迄の順序

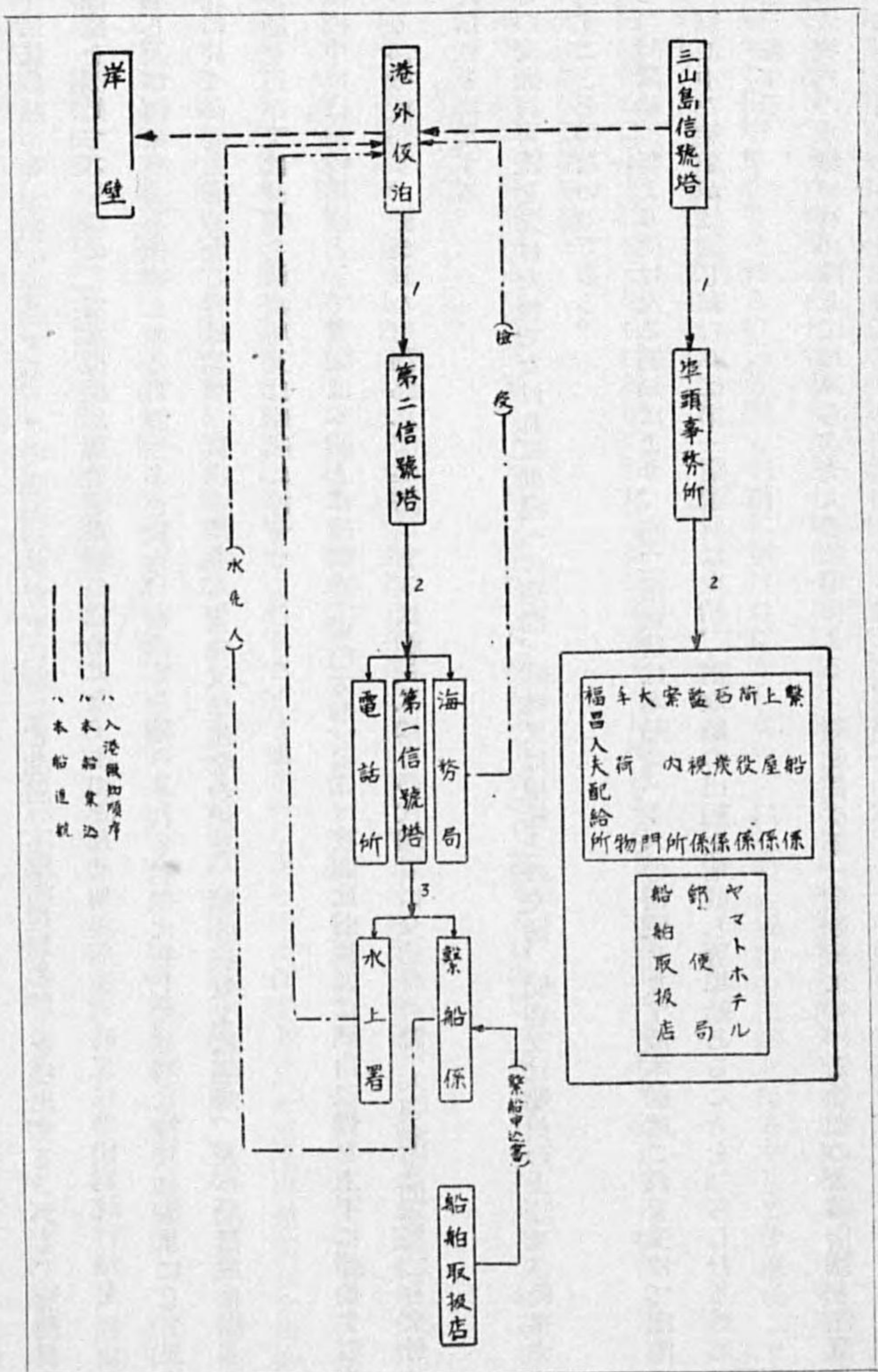
船舶の入港より出港迄の間に於ける諸手續、茲に諸業務は極めて複雑にして多岐多様に亘つてゐるからこれ等の詳細を盡すことは甚だ困難であるから左にその大要を記することとする。

先づ船舶の入港より岸壁繋留迄の順序の大要を略圖で表せば左の通りとなる。

先づ船舶入港前に船舶代理店又は同取扱店より繋船申込書及び電報寫（豫め分明なる時は積荷目録、船舶別積付表及び積荷豫定表添付）を上屋係配船部に提出すれば同部は入港日を豫想して、船體の構造、積卸貨物の種類、數量等を參酌の上「パス」を選定し直ちに汽船入港豫定通知及び積荷通知書を作製しこれを繋船係、上屋係輸出部、取扱岸壁詰所、荷役係、石炭係、及び福昌華工會社人夫配給所に通知する。

斯くて船舶入港し來れば三山島に於ける航路標識觀測所より船名その他を埠頭事務所へ通知して來る。よつて同事務所は表記の如き關係箇所に更に通知する。而して船舶が進航し來れば埠頭防波堤東港口第二信號塔は先づ第一信號塔に通知し更にその掲げる船名符號に依り、船名を確實に知り之を海務局、繋船係、水上署、埠頭事務所電話交換室に通知し更にこれを關係箇所に通知せしめる。

かくする間に船舶は進航を続け港外放泊區に來りて假泊する。この時海務局官吏、水上警察署員、水先案内人（總噸數千噸以上の船舶にして第一、第二、第三、甲、乙、丙濱町各埠頭及び寺兒溝危險棧橋に著發するものは必らず水



第四章 船舶の入港より出港迄の順序

先案内人の嚮導を要す。但し海務局長に於て必要と認めたる時は千噸未満の船舶と雖も本規定を準用す（大連港規則第二條參照）等本船に乗船する。この時海務局官吏に對し著港届（大連港規則參照）を提出する。かくて海務局官吏は檢疫を開始するものにして本檢疫は傳染病豫防の爲めになすものなれば傳染病流行時又は傳染病流行地を經由して入港し及び傳染病菌を携帶し來る可能性多き貨物、畜獸等を積み來れる船舶に對しては特に檢疫は嚴重にして又海務局長に於て必要と認めたる時は船舶、貨物の消毒、貨物又は生物の燒棄、驅除撲殺又は隔離、及び船員竝に船客の健康診斷を行ひ又は彼等を檢疫所又は船舶に停留せしむることもある。

檢疫中には檢疫信號として晝間は本船上に檢疫旗（黄色方形）を掲げ夜間は前檣頭に紅白二燈を上下に連掲するものであるが檢疫終り、警察側の用務終れば海務局官吏は船長又はその代理者に交通許可證（大連港規則參照）を交付し本檢疫信號を降消する。

この交通許可證を受けた後でなければ他港への進港、陸地又は他船との交通、船客又は船員の上陸及び物件の陸揚を爲すことを得ないのである。

この時繫船監督より受けたる通知により、第二信號所は本船にバースの信號をなす故本船はこれを受けて内港に進む。假泊中の船舶が抜錨し初むれば第一信號所は曳船、綱取船の出勤を信號し著埠船あることを知らしむる爲めに號鐘を三點する。

防波堤内の水域航行に際しては専ら水先人の嚮導による。繫船係は第一信號所に掲げる船舶の著離信號と注意の號鐘に依り船舶の大小天候の如何等を考慮し適當なる人員を配給して指定のバースに至り繫留位置を表示するN大旗を中央に赤白樺染分けの小旗を船首尾の位置に立てる故入港船舶はこれを目標に曳船、押船の助けによりて著埠する。船舶著港後二十四時間以内に海務局に對し船員名簿寫を提出すると共に船舶國籍證書又は之に代るべき證書及び最近發航地の出港免狀をそれらの保管證と引換に預けねばならない。（但し船客貨物の積卸をなさずして著港後二十四時間以内に再出港する場合は要しない）。

海務局長の必要と認める場合は船舶の泊地を指定し若しくは變更を命じ又は船舶の運行を停止する權限を有してゐる。（大連港規則第五條）

在港中の船舶が警察官吏の救援を要する時は晝間は萬國船舶信號のG旗を掲げ夜間は藍火又は閃火を掲げねばならない。（大連港規則第五十三條）

又在港中の船舶が火を失した時は鐘又は之に類似の振鳴器を連打し若しくは汽笛を連吹し晝間は萬國船舶信號のN旗を掲げ夜間は號火、火箭等を用ひて見易き發火信號を爲し且斷へず紅燈を上下する。船舶が危急の場合に遭遇し救助を要する場合も亦同様であるが只晝間の場合は萬國船舶信號のNC旗を掲げればよい（大連港規則第五十四條）かくて客貨の積卸し炭水の供給等を受ければ出港するものであるがこの前に出港手續を終へねばならない。

この手續とは支那形船又は小廻船を除く外の一般船舶は出港十二時間前より出帆旗を前檣頭に掲げ而して出港一時間前に一般船舶は出港届（大連港規則參照）を海務局に提出せねばならない。

出港届を提出し海務局に於て出港差支なしと認めれば出港許可證（大連港規則參照）を與へ而して入港の際に預れる船舶國籍證書又は之に代るべき證書及び最近發航地の出港免狀を返付する。又船舶よりその健全證書の交付の要求あり

れば海務局長はその船舶の健康状態を檢閲して一定の書式の船舶健全證書を交付する。

茲に於て總ての準備整へば水先人本船に乘込み曳船、押船の助けによりて岸壁を離れ漸次港外に進行し出港の際は檢疫等もなく一路外洋に去るものであるが普通船舶が防波堤外に出づれば一度停船し水先人は下船するものである。

## 第五章 大連港則

(大正一四、四、二四、關東廳令第三二號)

第一條 黃白嘴ヨリ東嘴子ニ至ル一線以內ノ水域ヲ大連港トス

第二條 港内ヲ分チテ左ノ三區トス

大連區、黃白嘴ヨリ北長山頂ニ引キタル一線ノ西南水域

柳樹屯區、大連區境界線ノ北長山、南東岸ニ達シタル處ヨリ東嘴子ニ引キタル一線以北ノ水域

放泊區、大連、柳樹屯兩區以外ノ水域

第三條 大連區ヲ分チテ左ノ三區トス

第一區、濱町以東及同棧橋ニ在ル綠燈ト同埠頭ニ在ル紅燈トヲ一直線ニ北方ニ引キタル一線以東ノ水域

第二區、周家屯紅嘴ヨリ南七十三度東ニ引キタル一線以南及第一區西界線以西ノ水域

第三區、第二區以北ノ水域

柳樹屯ヲ分チテ左ノ三區トス

第一區、老龍頭ヨリ棉花島角ニ引キタル一線以西ノ水域

第二區、棉花島角ヨリ黃娘子角ニ引キタル一線以北ノ水域

第三區、第一第二兩區ノ以外ノ水域

第四條 放泊區ヲ船舶ノ自由碇泊所トス

大連區、寺兒溝棧橋附近ヲ危險物搭載船ノ碇泊所トス

前項碇泊所以外ノ各區ヲ一般船舶ノ碇泊所トス

第五條 海務局長必要ト認ムルトキハ船舶ノ碇泊所ヲ指定シ若ハ變更ヲ命ジ、又ハ運航ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第六條 港内ニ在ル船舶ハ海務局長ノ許可ヲ得ルニ非サレハ其ノ碇泊所ヲ變更スルコトヲ得ス但シ風波災害其ノ他ノ已ムヲ得サル場合ニ於テハ此ノ限りニ在ラス。

前項但書ノ場合ニ於テハ遲延ナク其ノ事由及碇泊所ヲ海務局長ニ届出ツヘシ

第七條 柳樹屯區ニ進行セントスル船舶ハ豫メ海務局長ニ届出ツベシ

第八條 船舶ノ入港ノ場合ハ港外ヨリ碇泊所ニ就ク迄出港ノ場合ハ碇泊所ヲ離レルトキヨリ港外ニ出ツル迄晝間ハ國旗及信號符字ヲ表示シ夜間ハ所定ノ燈火ヲ掲クヘシ港内運航ノトキ亦同シ

第九條 關東州外ヨリ入港スル船舶ハ傳染病豫防ノ爲檢疫ヲ受クヘシ

前項ノ船舶ハ入港前ヨリ檢疫信號ヲ掲クヘシ檢疫信號ハ晝間ハ前橋頭ニ黃旗ヲ掲ケ夜間ハ同所ニ紅白二燈ヲ上下ニ連掲スルモノトス

第十條 前條ノ船舶ハ放泊區ニ假泊シ海務局官吏ノ臨檢ヲ受ケ第一號書式ノ著港届ヲ提出シ第二號書式ノ交通許可證ヲ得ルニ非サレハ陸地又ハ他船トノ交通、船客若ハ船員ノ上陸及物件ノ陸揚ヲ爲スコトヲ得ス

第十一條 關東州沿岸ノミヲ航行スル船舶入港シタルトキハ直チニ第一號書式ノ著港届ヲ差出スヘシ

前項ノ船舶左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前二條ノ規定ニ準ス

一、現ニ傳染病若ハ其ノ疑アル患者又ハ死者アルモノ

二、航海中傳染病若ハ其ノ疑アル患者ハ死者アリタルモノ

三、傳染病流行地ヲ發シ又ハ其ノ地ヲ經テ來航シ若ハ傳染病毒ニ汚染シタル船舶ト交通シ其ノ他傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染シタル疑アルモノ

第十二條 總噸一千噸以上ノ船舶ハ水先人ノ水路嚮導アルニ非サレハ左ノ場所ニ著發スルコトヲ得ス

但シ海務局長ニ於テ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限りニアラス

第一埠頭、甲埠頭、乙埠頭、第二埠頭、丙埠頭、濱町埠頭、寺兒溝棧橋

海務局長必要ト認ムルトキハ總噸數一千噸未滿ノ船舶ト雖モ前項ノ規定ニ依ラシムルコトヲ得

第十三條 水先人船舶ニ乘リ込ミタル場合ト雖モ船舶ノ指揮ハ船長ノ責任トス

第十四條 船舶入港シタルトキハ著港後二十四時間以内ニ海務局ニ船員名簿寫ヲ提出スルト同時ニ船舶國籍證書又ハ之ニ代フヘキ證書及最近發航地ノ出港免狀ヲ預クベシ但シ船客、貨物ノ積卸ヲ爲サントシテ著港後二十四時間内ニ出港スル場合ハ此ノ限りニアラス

前項ニ依リ預リタル書類ハ出港許可ト同時ニ還付ス、支那形船及小廻船ニ在リテハ第五號書式ノ著港届ヲ提出シ第一項ノ書類ニ代フルコトヲ得

第十五條 船舶ハ出港一時間前ニ支那形船及小廻船ニ在リテハ第六號書式、其ノ他ノ船舶ニ在リテハ第三號書式ノ出

港届ヲ提出シ第四號書式ノ出港許可證ヲ受クルニ非サレハ出港スルコトヲ得ス

船舶ハ出港前ヨリ出帆旗ヲ前橋頭ニ掲クヘシ但シ支那形船及小廻船ハ此ノ限りニアラス

第十六條 出港許可證ヲ受ケタル後二十四時間以上碇泊スル船舶ハ更ニ前二條ノ手續ヲ爲スニ非サレハ出港スルコトヲ得ス但シ荷役ヲ爲ササル場合ハ此ノ限りニアラス

第十七條 出港シタル船舶避難、修繕其ノ他ノ事故ノ爲出港後十二時間内ニ歸航シタルトキハ其ノ事ノ由ヲ記載シタル届書ヲ海務局ニ提出シ著港届ニ代フルコトヲ得

第十八條 左ニ掲クル以外ノ場所ニ於テ貨物ノ積卸又ハ船客、船員ノ上陸若ハ乗船ヲ爲スコトヲ得ス但シ海務局所ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニアラス

- 一、大連區、第一區ノ埠頭棧橋及第二區沿岸
- 二、柳樹屯區第二區沿岸

大連區第一區内寺兒溝棧橋以外ノ場所ニ於テ危險物ノ積卸ヲ爲スコトヲ得ス但シ海務局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニアラス

第十九條 防波堤内出入ノ港路ハ東入口兩燈臺ヨリ南七十度東及北八十度西ニ走ル並行線内トス

前項ノ航路ノ延長ハ防波堤外ニ在リテハ防波堤東入口、兩燈臺ヨリ二海里防波堤内ニ在リテハ四鎖トス

第二十條 前條ノ航路内ニ於テハ入港船ハ防波堤外ニ於テ出航船ノ航路ヲ避クヘシ

船舶ハ前條ノ航路ニ投錨シ又ハ被曳船ヲ放チ其ノ航路ノ防害ヲ爲スヘカラス

帆船ハ前條ノ航路内ニ於テ縫航スヘカラス

第二十一條 小形船及埠頭ニ著發スル船舶ヲ除クノ外海務局長ノ許可ヲ得ルニ非サレハ防波堤内ニ進航スルコトヲ得ス

第二十二條 船舶ハ埠頭又ハ棧橋ニ著發スル場合ヲ除クノ外其ノ周圍六百尺以内ニ停留スベカラス

第二十三條 船舶防波堤ノ入口ヲ通過セントスルトキハ錨ヲ捲上ケ海底電線ニ對スル危害ヲ豫防スヘシ

第二十四條 本令ニ於テ傳染病ト稱スルハこれら、痘瘡、猩紅熱、ペスト、黃熱發疹チフスヲ謂フ傳染病源體保有者ハ本令ノ適用ニ付イテ之ヲ傳染病患者ト看做ス

第二十五條 在港中ノ船舶傳染病、赤痢、腸チフス、ばらちフス、ぢふてりや、流行性腦脊髓膜炎若ハ其ノ疑アル患者發生シタルトキハ檢疫信號ヲ掲ケ海務局官吏ノ指揮ヲ受ケ更ニ第二號用式ノ交通許可ヲ得ルニ非サレハ、陸地又ハ他船トノ交通、船客若ハ船員ノ上陸及物件ノ陸揚ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ事實ヲ發見シタルトキ亦同シ

第二十六條 海務局長必要ト認ムルトキハ船舶ニ臨檢シ船客及船員ノ健康診斷ヲ行フコトヲ得

第二十七條 海務局長ハ牛羊其ノ他獸類又ハ其ノ屍體、肉、皮、毛骨類等ヲ搭載セル船舶ニ臨檢シ家畜傳染病豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一、船舶ノ消毒ヲ爲スコト

二、家畜又ハ其ノ屍體、肉、皮、毛骨類ニ對シテ隔離、撲殺、消毒等ノ處分ヲ爲スコト

第二十八條 海務局長ハ船舶又ハ物件ニ對シ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一、現ニ傳染病患者若ハ死者アルモノハ停船ヲ命シ患者、死者又ハ物件ノ處分ヲ示指シ船舶其ノ他ノ消毒方法若ハ鼠族、昆蟲等ノ驅除ヲ施行シ且必要ト認ムルトキハ一定ノ期間船客船員ヲ檢疫所又ハ船内ニ停留スルコト
  - 二、航海中傳染病患者又ハ死者アリタルモノハ第一號ノ規定ニ準シテ處分スルコト
  - 三、傳染病流行地ヲ發シ又ハ其ノ地ヲ經テ來航シ其ノ他傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染シタル疑アルモノハ必要ト認ムルトキハ第一號ノ規定ニ準シテ處分スルコト
  - 四、停船中傳染病患者若ハ死者又ハ傳染病毒ニ汚染シ又ハ汚染シタル疑アルコトヲ發見シタルトキハ更ニ第一號ノ規定ニ準シテ處分スルコト
  - 五、傳染病患者ノ疑アルトキハ二日ヨリ多カラサル期間停船ヲ命スルコト
  - 六、發航地若ハ寄港地ノ狀況又ハ船舶ノ状態ニ依リ消毒方法又ハ鼠族、昆蟲等ノ驅除ヲ施行シ若ハ傳染病源體保有者ノ檢索ヲ爲スコト
  - 七、第一號書式第二十二號ニ掲ケタル物件ニ對シテハ消毒、燒棄其ノ他ノ處分ヲ爲スコト
  - 八、必要ト認ムルトキハ消毒ノ爲メ所定ノ場所ニ廻航セシムルコト
- 前項第一號ノ停船期間ハ消毒方法又ハ鼠族、昆蟲等ノ驅除ヲ施行ヲ了リタル時ヨリ起算シベオト十日以内これら黃熱ハ五日以内トス但シ前項第三號ノ場合ニ於テハ傳染病流行地ヲ發シ又ハ其ノ地ヲ經過シ若ハ傳染病毒ニ汚染シタルト疑フヘキ事實アリタル時ヨリ起算ス

第二十九條 船舶及物件ノ消毒費、停留人ノ食費、患者死者ニ關スル費用ハ船長又ハ船長ノ職務ヲ行フ者ヨリ之ヲ徵收ス

第三十條 船舶ハ健全證書ノ交付ヲ海務局長ニ申請スルコトヲ得

前項ノ申請アリタルトキハ海務局長ハ其ノ船舶ノ健康状態ヲ檢閲シ第七號書式ノ健全證書ヲ交付スヘシ

第三十一條 常用外ノ爆發物又ハ容易ニ燃燒スヘキ物件ヲ搭載シ入港スル船舶ハ晝間ハ赤旗夜間ハ紅燈一個ヲ前檣頭又ハ見易キ場所ニ掲ケ放泊區ニアリテ海務局官吏ノ指揮ヲ持ツヘシ

第三十二條 前條ノ爆發物ト稱スルハ有煙火藥、無煙火藥（EC火藥シユルツ火藥アムペライトノ類）綿火藥、各種ダイナマイト（プラスチックゲランチ、ゼリグナイト、ハアークルス、セラチングダイナ、イトカ、アールボニツト、ウエーテルマイトノールベルオルダノ類）コルダイト、パリスチツト、ピクリン酸、黃色火藥、メリニツト、デシグノールアベル火藥、ペライト、ロビライト、ノルネー火藥、マカリツトフアーベル、アスフアリン、シエデツト、ドラリツト、アンモンカーアールボニツト、コーレンカーアールボニツト、アンモナイール、ナイトログリセリン硝安爆藥、雷散鹽類（雷汞、雷銀ノ類）彈藥筒、實包、空包、藥筒、火藥又ハ爆藥ヲ裝填シタル彈丸、若ハ水雷、雷管、信管、爆管、門管、導火線、煙火ノ類ヲ謂ヒ容易ニ燃燒スヘキ物件ト稱スルハ生石油、（ブルマ油、ラングトン油、ロツク油ヲ包含ス）石油ナフター、的列竝底油、依的兒、偏蘇爾、石油偏陳アセトン、酒精及硫化炭素ノ類其ノ他華氏九十五度以下ノ熱度ニヨリ發火スヘキ氣體ヲ發スルモノヲ謂フ

第三十條 船舶ニ備付タル大砲一門毎ニ火藥五十發分門管又ハ爆管七十箇、小銃一挺毎ニ實包又ハ空包百發分、雷管百五十箇及積載船舶相當量ノ信號用、榴彈、火箭、焰管、救命焰等ニシテ適當ニ格納シタルモノヲ除クノ外爆發資ノ物件ハ總テ之ヲ常用外ト看做ス

容易ニ燃焼スヘキ物件ハ船舶所用ノ目的ヲ證明シ得ルモノノ外總テ之ヲ常用外ト看做ス

第三十四條 常用外ノ爆發物又ハ容易ニ燃焼スヘキ物件ヲ積卸セントスル船舶ハ其ノ品名、數量ヲ海務局長ニ届出テ所定ノ場所ニ於テ積卸ヲ爲スヘシ

前項ノ船舶ハ在港中晝間ニ在リテハ赤旗、夜間ハ紅燈一箇ヲ前檣頭又ハ見易キ場所ニ掲クベシ

第三十五條 火氣ヲ有スル汽艇又端船ニシテ赤旗又ハ紅燈一箇ヲ掲クル船舶ノ近傍ヲ運航スルトキハ安全ナル距離ヲ保チ成ルヘク風下側ヲ運航スヘシ風上側ヲ運航スルノ止ムヲ得サル場合ニ於テハ十分安全ナル距離ヲ保ツヘシ。

第三十六條 海務局長ノ許可ヲ得ルニ非サレハ港内ニ於テ火器又ハ爆發物ノ發射發火ヲ爲スコトヲ得ス

第三十七條 船舶港ニ於テ曳船ヲ爲シ又ハ竹木、筏其他ノ物件ヲ曳クトキハ海務局長ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外左ノ制限ニ從フヘシ

一、曳船ノ船尾ヨリ舳船、端船、竹木、筏、其ノ他ノ物件ノ後端ニ至ル迄ノ距離ハ六十間ヲ超ユベカラズ

二、舳船及端船ハ前號ノ距離ヲ超エサル限リニ隻竝列シテ曳クコトヲ得

三、舳船及端船以外ノ船ヲ曳ク場合ハ一隻ヲ超ユベカラズ

第三十八條 碇船中ノ船舶ハ其ノ後端ニ舳船、端船、竹木其他物件ヲ繫留シ水路ノ妨害ヲナスベカラズ

第三十九條 港内ニ於テ竹木、筏ソノ他ノ物件ヲ水上ニ卸サムトスル時又ハ繫留若ハ運航セムトスルトキハ海務局長ノ許可ヲ受クヘシ

第四十條 船舶港内ニ碇泊スルトキハ棧橋又ハ浮標ニ繫留スル場合ヲ除クノ外雙錨泊ヲナスヘシ、但海務局長ニ於テ

必要ナシト認ムルトキハコノ限リニアラス

第四十一條 港内ニ碇泊スル船舶ハ錨ニ浮標ヲ附スヘカラス

第四十二條 港内ニ於テ汽艇、發動汽艇、舳船、端船、支那形船其他權限ヲ以ツテ運航スル船舶ハ他船ノ航路ヲ避クヘシ

第四十三條 前條ノ船舶ニシテ埠頭、棧橋、防波堤ノ尖端又ハ繫留船ノ一端ヲ回航スル場合ニ於テ之ヲ右ニ見テ航行スルトキハ小廻リ左ニ見テ航行モルトキハ大廻リヲナスヘシ

第四十四條 船舶航港内ヲ行スルトキハ針路ヲ保ツニ必要ナル速度ニ止ムヘシ

港内ニ於テ船舶竝列シテ航行シ又ハ航路及防波堤内ニ於テ他船ノ前路ヲ横切り又ハ追越スヘカラス但シ汽艇其ノ他

小廻船ニシテ危険ノ虞ナキ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四十五條 港内ニ於ケル左ノ事項ハ關東長官ノ許可ヲ受クヘシ

一、浮標、立標其ノ他航路標識ノ設置又ハ變更

二、棧橋ノ架設又ハ變更

第四十六條 港内ニ於ケル左ノ事項ハ海務局長ノ許可ヲ受クヘシ

一、海面又ハ海底ノ工作物ノ施設又ハ變更

二、船舶航行ノ妨トナル一切ノ作業

三、遊漁及自家用捕介採藻

第四十七條 海務局長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ港内ニ於テ水泳ヲ爲スコトヲ得ス



第四十八條 繫留ノ爲設置シタル浮標其ノ他ノ營造物ニ非サルモノハ船舶其ノ他ノ物件ヲ繫留スヘカラス

第四十九條 船舶カ浮標立標其ノ他ノ營造物ヲ毀損シタルトキハ其ノ修繕又ハ再設ノ費用ハ船長又ハ船長ノ職務ヲ行フ者之ヲ賠償スヘシ

第五十條 港内又ハ其ノ海岸並之ニ注入スル水流ニハ塵芥、灰燼、油類其ノ他ノ物件ヲ委棄スヘカラス但シ油類ハ放泊區ニ於テ排泄スルコトヲ得

荷足其ノ他土砂ノ類ヲ放棄セントスルトキハ海務局長ノ指揮ヲ受クヘシ

船舶ニシテ塵芥、灰燼其ノ他ノ物件ヲ處分スル爲浮標ヲ要スルトキハ萬國船舶信號ノF旗又ハ藍ヲ掲クヘシ

前項浮標ニ要スル費用ハ船長又ハ船長ノ職務ヲ行フ者ノ負擔トス

第五十一條 港内ニ於テ石炭其ノ他海底ニ堆積スル處アル物件ヲ積卸セントスル者ハ水中ニ脱落スルコトヲ豫防スル爲必要ナル措置ヲ爲スヘシ

第五十二條 船舶ハ海務局長及警察官吏ノ臨檢ヲ拒ムコトヲ得ス

臨檢官吏ノ要求アルトキハ船長其ノ他ノ乗組員ハ之ニ應シ必要ノ便宜ヲ與フヘシ

第五十三條 在港中船舶警察官吏ノ救援ヲ要スルトキハ晝間ハ萬國船舶信號ノG旗ヲ掲ケ夜間ハ藍火又ハ閃火ヲ示スヘシ

第五十四條 在港中ノ船舶火ヲ失シタルトキハ時鐘又ハ之ニ類似ノ振鳴器ヲ連打シ又ハ汽笛ヲ連吹シ晝間ハ萬國船舶信號ノNMヲ掲ケ夜間ハ號火火箭ヲ用ヒテ見易キ發火信號ヲ爲シ且斷エス紅燈ヲ上下スヘシ、船舶危急ノ場合ニ遭遇シ救助ヲ要スルトキ亦同シ晝間ハ萬國信號ノNC旗ヲ掲クヘシ

第五十五條 海務局長ハ港内ニ於テ船舶ニ危害ヲ及ホス處アル難波物、委棄物其ノ他ノ物件ハ期間ヲ定メ義務者ヲシテ之ヲ取除カシメ又ハ破壊セシメルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ義務者其ノ義務ヲ履行セサルトキハ海務局長自ラ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ執行セシメ其ノ費用ハ義務者ヨリ之ヲ徵收ス

第五十六條 廢船其ノ他船舶ニ等シキ形態ヲ有スル工作物ニハ本令中船舶ニ關スル規定ヲ準用ス

第五十七條 海務局長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル船舶ニシテ航海中特ニ危險ヲ惹起スル處アリト認ムルトキハ一時其ノ出港ヲ差止ムルコトヲ得

一、乾舷記號ヲ有スル船舶ニシテ制跟吃水ヲ超エテ貨物ヲ搭載シタルトキ

二、貨物積載方法不完全ニシテ傾斜甚タシキトキ

三、航海ニ適セサル事故アリタルトキ

第五十八條 港内ニ於テ倉庫船及休繫又ハ修繕セントスル船舶ハ海務局長ニ届出テ碇泊所ノ指定ヲ受クヘシ

第五十九條 舢舨、端船、支那形船夜間港内ヲ航行スルトキハ舷上見易キ場所ニ白燈ヲ掲クヘシ

第六十條 港内ニ於テ特設信號ヲ用ヒントスル者ハ海務局長ノ許可ヲ受クヘシ

第六十一條 船舶ハ海上衝突豫防法ノ規定其ノ他法令ニ規定アル場合ヲ除クノ外、濫リニ汽笛若ハ汽角ヲ吹鳴スルコトヲ得ス

第六十二條 船舶ノ艤裝、休繫又ハ修繕ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ海務局長ハ相當船員ノ乗込ヲ命スルコトヲ得

第六十三條 本令ニ規定スル方位ハ總テ眞方位トス

第一編 大連港

四〇

第六十四條 本令又ハ本令ニ基ク處分ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第六十五條 本令又ハ本令ニ基ク處分中、船舶ニ係ルモノニ付テハ船長又ハ船長ノ職務ヲ行フ者其ノ責ニ任ス

船長又ハ船長ノ職務ヲ行フモノハ其ノ船舶ノ乗組員カ本令ニ違反シタル場合ニ於テ自己ノ指揮ニ出テサル故ヲ以テ其ノ責ヲ免カルコトヲ得ス

第六十六條 罰金、科料又ハ本令ニ依リ負擔スヘキ費用ヲ完納スルカ若ハ相當ノ擔保物ヲ提供スルニ非サレハ其ノ船舶ノ出港ヲ許サス

第六十七條 本令中第四條乃至第六條、第十二條、第二十條、第二十二條、第四十條、第四十一條、第四十四條及第五十條ヲ除クノ外ハ内外國軍艦ニ之ヲ適用セス

第六十八條 内外國軍艦ニシテ入港ノ際第十一條第二項各號ニ該當スル事實ナキ時ハソノ艦長又ハ醫官ヨリ書面ヲ以ツテ海務局官吏ニ其旨通告スヘシ

第六十九條 内外國軍艦ニシテ入港ノ際第十一條、第二項各號ノ一ニ該當スル事實アルトキハ放泊區ニ假泊シ檢疫信號ヲ掲クヘシ入港後傳染病患者發生シタルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ海務局官吏ハ艦長ト協議シ本令ノ規定ニ準シテ處分スヘシ

附 則

本令ハ大正十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス  
大連港則ハ之ヲ廢止ス

(第一號書式)

著 港 局

一、船舶ノ種類及名稱  
二、國籍及船籍港名  
三、積量……………噸  
四、長及吃水……………呎  
五、船船所有者……………  
六、代理店……………  
七、船客ノ乘船地、等級、國籍、住所、身分、職業……………  
八、船客ノ姓名、年齢別ハ別表トシ記載スヘシ

九、發港地及發港年月日……………  
十、寄港地及寄港年月日……………  
十一、發發物若シキ物搭載ノ有無若シラハ其ノ品名、數量……………  
十二、航海中ニ於ケル海難又ハ危險物發見等ノ有無……………  
十三、航海中出生、犯罪者ノ有無……………  
十四、航海中寄港中及現在船中ニ「コレラ」痘瘡、猩紅熱、黃熱、疹、チフス又ハ疑病症何患者及シラハ其ノ病名……………  
十五、航海中、寄港中、第十四號ニ掲ケル患者アリタル船舶又ハ疑ハシキ船舶ト交通ノ有無……………  
十六、航海中、寄港中及現在船中ニ鼠ノ有無……………  
十七、他港ニ於テ検査、消毒ノ停船、有無……………  
十八、飲料水ヲ汲入シタル又ハ食料ヲ積入シタル地名……………  
十九、牛羊其ノ他ノ獸類又ハ其ノ屍體、肉、皮、毛骨類、搭載ノ有無、若シラハ其ノ種類、數量及搭載地名……………  
二十、航海中寄港中及現在船中ニ病獸又ハ鼠ノ有無……………  
二十一、航海中寄港中、家畜傳染病發生シタル船舶又ハ疑ハシキ船舶ト交通ノ有無……………  
二十二、積荷中、繭織、古綿、古著、古皮、古羽毛、古敷物、古麻袋、古紙等ノ有無若シラハ其搭載地名……………  
二十三、積荷ノ種類噸數(別表ノ通)……………  
右昭和 年 月 日 時 分 著 港 候 間 及 御 届 候 也  
昭 和 年 月 日

八、乗組員ノ員數

別	日 本 人		支 那 人		外 國 人		計
	男	女	男	女	男	女	
一等							
二等							
三等							
其他船客							
合 計							

九、上級員 甲 級 部 機 關 部 事 務 員 貽 部 其 他 合 計

關 東 廳 海 務 局 御 中

船 船 長 醫 長

(第一號書式別表)

乘船地	等級	船客明細書	船丸	著月日	昭和	年	月	日	午前	時
			船長氏名	後						
等	國籍	住所	職業	男女別	氏名	年齡				
縣府	族籍身分						女	男		

(第一號書式別表)

輸入貨物表

大連 昭和 年 月 日

國籍船種  
船名

品名	噸數	船積港	摘要
穀類			
食料品			
機械類			
木材			
セメント			
建築橋梁等ノ材料			
綿糸			
綿布			
棉花			
燃料			
雜品			
合計			

(第二號書式)

關東廳海務局



交通許可證

交付年月日.....

國籍船種船名.....

船長氏名.....

許可港.....

臨檢官吏.....

(第三號書式)

出 港 届

一、船舶、國籍、種類及名稱、國船丸、

二、仕向港

三、寄港地

四、船客員數 名(船客上陸地、等級、國籍、住所身分、職業、男女、氏名、年齡別ハ別表トシテ記載スヘシ)

五、積荷ノ種類、噸數(別表ノ通)

右昭和 年 月 日 午前 時 分出港可致候間此段及御届候也

昭和 年 月 日

關東廳海務局御中 船長

輸出貨物表  
大連 昭和 年 月 日  
國籍船種  
船名

品名	噸數	陸揚港	摘要
豆類			
穀類種子			
豆油			
豆粕			
石炭			
雜品			
合計			

(第三號書式別表)

上陸地 等級 國籍 族籍 身分 住所 職業 男女別 氏名 年齡	船客明細書	船丸	
		船長氏名	出月日 港 昭和 年 月 日 前午後時

(第四號書式)

關東廳海務局



出港許可證

番 號.....

交付年月日.....

國籍船種船名.....

船長氏名.....

仕向地.....

寄港地.....

發港地.....

(第五號書式)

單第 號 帆船著港届 發航港(所發航港)

届出入 船長氏名

代理店名

一、船名 船員數 入港 昭和 年 月 日 午時

船石數 日時

一、船主原籍氏名

關東廳海務局御中

輸入貨物品目	箇數或數量	備考

(第六號書式)

單第 號 帆船出港届 仕向港(所到着港)

届出人 船長氏名  
代理店名

一、船名 船員數 出時 昭和 年 月 日 午 時

船石數 日時 昭和 年 月 日 午 時

關東廳海務局御中

輸出貨物品目	價數或數量	備考

(第七號書式)

健全證書

現時當港ニハ傳染病ノ流行無之且本日出港(船名)ノ健康  
狀態良好ナルコトヲ證明ス

昭和 年 月 日

關東廳海務局長

### 第六章 大連埠頭諸規定及び諸料金

#### 第一節 南滿洲鐵道株式會社埠頭貨物取締規則

(大正四、一〇、社則第五號制定)

- 第一條 本會社ノ埠頭構内ニ在ル貨物ノ取扱ハ鐵道運送規定又ハ倉庫營業規定ニ別段ノ定アルモノノ外本規則及ヒ之ニ附隨スル諸規定ニ依ル
- 第二條 埠頭構内ニ於ケル貨物ニ對スル作業ハ總テ會社ニ於テ取扱ヒ之ニ要スル人夫ハ會社ノ使用人又ハ特ニ會社ノ認許シタルモノニ限ル
- 第三條 埠頭又ハ浮標ニ繫留シ若ハ防波堤内ニ碇泊セル船舶内ニ於ケル荷役人夫ハ會社ヨリ供給シタル者又ハ特ニ會社ノ認許シタル者ニ限ル
- 第四條 會社ハ貨物ノ取扱ニ對シ相當ノ注意ヲ拂フヘシ
- 貨物取扱中ニ生シタル損害ハ會社ノ使用人ノ故意又ハ重大ナル過失ニ依ルモノニ非サレハ會社ハ其責ニ任セス
- 天災、事變、火災、風、雨、雪、露、霜、雨漏、波浪、浸水、濕水、蟲害、鼠喰、貨物ノ性質、荷造又ハ記號ノ不全、氣候ノ變化、防疫、官憲ノ處分、同盟罷業、強盜ソノ他不可抗力ニ基因スル損害、無包裝、又ハ防護不充分ナルカ爲メニ生シタル損害ニ付テハ會社ハ其責ニ任セス
- 第五條 船舶内ニ於ケル作業ハ當該船舶指揮者ノ指揮監督ノ下ニ之ヲ行ヒ之ニ要スル荷役用具ハ當該船舶ノ負擔トス
- 第六章 大連埠頭諸規定及び諸料金

前項作業中ニ生シタル損害ニ付テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第六條 夜間取扱ニ係ル貨物ノ損害ハ其發生カ作業中ナルト否トヲ問ハス、會社ノ使用人ノ故意ニ依ルモノニアラサレハ會社ハ其責ニ任セス、船舶ヨリ夜間陸揚ケシタル貨物ノ船舶及ヒ會社間ノ授受ハ翌日晝間ニ於テ當該船舶ノ船長又ハ其代理者立會ノ上之ヲ行フ

第七條 船舶ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ當該船舶揚荷役終了ノ日ヨリ四日以内ニ引取ルヘシ

第八條 船舶ニ依ラスシテ埠頭構内ニ送致セラレタル貨物ハ其荷卸ノ日ヨリ七日以内ニ引取ルヘシ

前項ノ貨物ニシテ船積セラレス又ハ鐵道ニテ發送セラレスシテ再ヒ構外ニ搬出セラルル物ニハ前項ノ假置猶豫期間ヲ與ヘス

第九條 前二條ノ期間内ニ引取ラレサル貨物ニ對シテハ其期間滿了後假置料及ヒ殘荷取扱料ヲ申受ク

但第八條ノ貨物ニ對シテハ七日以上所定ノ船積区域内ニ在リタル場合ノ外殘荷取扱料ヲ申受ケス

第十條 第七條及第八條ノ期間滿了後一箇年ヲ經過スルモ猶引取ラレサル貨物ニ付テハ會社ハ貨主又ハ當該船舶代理者ニ對シ引取ノ催告ヲナスヘシ

前項ノ催告發送後三箇月ヲ經過シタルトキハ會社ハ相當ノ方法ヲ以テ之ヲ換價スルコトアルヘシ、此場合ニ於テハ會社ハ滯滞ナク之ヲ貨主又ハ當該船舶代理者ニ通知スヘシ

第十一條 貨物引取ノ手續ヲ終リタル後直チニ貨物ノ引取ヲナササル爲メ損害ヲ生スルコトアルモ會社ハ其責ニ任セス前項ノ場合ニ於テ會社ハ引取ヲナササル貨物ニ對シ假置料二倍ノ料金を申受クルコトアルヘシ

第十二條 貨物取扱上又ハ保存上必要ト認メタル場合ニハ會社ハ貨主ノ承諾ヲ待タズシテ改装、置換等ノ處分ヲナス

コトアルベシ

但費用ハ貨主ノ負擔トス

第十三條 會社ハ貨物ノ内容、狀態、重量、容積及ヒ價格ニ對シ其責ニ任セス

第十四條 會社ハ貨主又ハ利害關係人ノ請求ニ依リ貨物ノ検査ヲナシ又ハ證明書ヲ交付スルコトアルヘシ

第十五條 會社ハ同盟罷業又ハ荒天其他ノ理由ニ依リ作業ニ對スル料金を割増ヲ申受ケ又ハ作業ノ要求ヲ拒絶スルコトアルヘシ

第十六條 會社ハ貨主ノ委託ニ依リ貨物ノ運送取扱、立替金取立通關手續、保險契約、其ノ他ノ事務ヲ代辦スルコトアルヘシ

第十七條 倉庫營業規程第二十六條、第二十七條及第三百三條第二項及第三項ノ規程ハ本規則ニ依リ取扱フ貨物ニ對シ之ニ準用ス

第十八條 本規則ノ諸料金ハ埠頭料金表ニ依ル

第十九條 埠頭事務所ニ於ケル執務時間ハ別ニ定ムル處ニ依ル

第二十條 四方拜、紀元節、天長節祝日、大陰曆元旦及ヒ仲秋節ハ一切ノ事務及ヒ作業ヲ休止ス  
祭日及日曜日ハ午後ニ限リ事務ヲ休止ス

附 則

第六章 大連埠頭諸規定及び諸料金

第二十一條 本規則ハ大正九年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 第二節 埠頭料金表

#### 第一項 料金計算規則

- 第一條 船舶又ハ貨主ノ請求ニ依リ時間外作業ヲ爲シタルトキハ其料金ニ對シテ左ノ割増金ヲ申シ受ク
- 一、所定ノ終業時ヨリ午後十二時迄若ハ其以內 五割増
- 一、午前零時ヨリ所定就業時迄若ハ其以內 十割増
- 前項ノ場合ニ於テ船舶揚積作業ヲ爲シタルトキハ其ノ請求者ヨリ船内人夫及ビ揚積費ニ對シ前項ノ割増金ヲ申受ク
- 第二條 埠頭貨物取扱規則第八條第二項ノ貨物ニ對シテハ假置料計算日數カ十日ニ滿タサル場合ト雖モ十日分ノ料金ヲ申受ク
- 第三條 船積貨物ニシテ所定ノ區域外ニアルトキハ別ニ定ムル荷繰料ヲ申受ク
- 第四條 埠頭貨物取扱規則第八條ノ貨物ニシテ倉庫營業規定ニ依ル寄託ニ移サレタルトキハ埠頭構内ニ送致セラレタル日ヨリ受寄ノ前日迄ノ假置料ヲ申受ク
- 前項ノ貨物ニシテ送致ノ日ヨリ受寄ノ前日迄ニ七日ヲ經過シタル時ハ埠頭貨物取扱規則第九條ヲ準用シ殘荷取扱料ヲ申受ク

ヲ申受ク

第五條 埠頭貨物取扱規則第七條及ヒ第八條ノ期間内ニ倉庫營業規程ニ依ル寄託ヲ爲シタルトキハ之ニ要シタル荷繰ニ對シテ殘荷取扱料ヲ申受ク

第六條 輸入貨物ニシテ船舶ヨリ埠頭陸揚後二十日以内ニ船積轉出セラルル場合ニ於テ埠頭陸揚前仕向先品名數量其他必要事項ノ申出テアリタルトキハ接續貨物トシテ別ニ定ムル料金ヲ申シ受ク

第七條 船舶荷役用具不足ノ場合ニハ會社ハ相當ノ使用料ヲ申受ケ之ヲ貸與スルコトアルヘシ但シ之ニ起因スル損害アルモ會社ハ其ノ責ニ任セス

第八條 本表ニ於テ一噸ト稱スルハ四十才、四十立方呎、六石、千五百十二斤、二千封度、又ハ九百七疋トシ會社ノ選擇ニ依リ之ヲ定ム

第九條 噸ノ端數ハ第一位ニ止メ以下之ヲ切上ケ錢ノ端數ハ之ヲ切捨ツ但船車聯絡貨物ニ付キ特別ノ規定アル場合ハ此ノ限りニ在ラス

第十一條 料金ハ其ノ率ヲ異ニスル毎ニ各別ニ計算ス

第十二條 各種料金カ各金十錢ニ滿タサルトキハ各金拾錢ヲ申受ク但シ所定ノ時間外ニ入港シタル船舶ノ時間外作業ニ對スル金貳拾圓ニ滿タサル場合ト雖モ金貳拾圓ヲ申シ受ク會社ニ於テ準備ヲ爲シタル後所定時間外作業取消ノ申込ヲ受ケタルトキハ金貳拾圓ヲ申シ受クルコトアルヘシ

第十三條 埠頭假置貨物證ノ再發行名義書換又ハ分割ノ請求ニ對シテハ一通ニ付キ金拾錢ヲ申受ク

#### 第六章 大連埠頭諸規定及び諸料金

第十四條 貨物ニ對スル證明書ノ請求ニ對シテハ一件ニ付キ金貳圓ヲ申シ受ク  
第十五條 本表ニ掲ケサル貨物及作業ニ對シテハ別ニ定ムル料金ヲ申受ク

第二項 料金率

第一 船内人夫賃

一、一般作業

(イ) 普通貨物 一噸 金貳拾錢

一箇一噸又ハ一噸ヲ超ユル貨物ハ別ニ定ムル所ニ依ル

(ロ) 特別貨物

品名	單位	賃率
駱駝、牛、馬、騾、驢(容器ニ入レサルモノ)	一頭	金參拾錢
羊、山羊、豚(同)	同	金拾錢
小船類	一隻	金六拾錢
死體	一箇	金壹圓
危險品	一噸	金參拾錢

貴重品 價格一千圓迄  
價格金二千圓以上ハ金一千圓  
若ハ其ノ未滿毎ニ

金拾錢  
金貳錢ヲ加フ

危險品並ニ貴重品ノ品類ノ範圍ニツキテハ貨物賃金表ヲ準用ス

二、特別作業

其ノ都度協定スルモノトス

三、我克揚積ノ場合ハ船内人夫賃ヲ申受ケス

第二 陸揚賃及船積賃

(イ) 普通貨物(每一噸ニ付)

陸揚賃、船積賃

一箇一噸又ハ一噸ヲ超ユル貨物ハ別ニ定ムル所ニヨル

金五十五錢

(ロ) 特殊貨物

品名	單位	陸揚賃各 船積賃各
駱駝、牛、馬、騾、驢(容器ニ入レサルモノ)	一頭	金一圓五十錢
羊、山羊、豚(同)	同	金三十錢
小船類	一隻	金三圓

第六章 大連埠頭諸規定及び諸料金



死體	一筒	金二圓
危險品	一筒	金六十錢
貴重品	同	金一圓二十錢
		金四十錢
		金八錢ヲ加フ

(ハ) 特定船積貨(每一噸ニ付)  
 危險品並ニ貴重品ノ品類ノ範圍ニ付テハ貨物賃金表ヲ準用ス

豆類	金三十錢
穀類及ヒ種子類	金三十錢
食鹽	金四十錢
豆油類	金四十錢

第三 假置料

(イ) 普通貨物(每一日一噸ニ付)

金三錢五厘

(ロ) 特殊貨物(每一日ニ付)

小船類	一隻	金十五錢
死體	一筒	金十錢
危險品	一噸	金二十錢
貴重品	品(價格一千圓若ハ其ノ未滿每ニ)	金一錢五厘
木材	類(工ヲ加ヘサルモノ)	金一錢五厘
礦	石(濱町埠頭ニ限ル)	金一錢五厘

本貨物ニ對シテハ殘荷取扱料ヲ申シ受ケス

第四 殘荷取扱料

普通貨物	一噸	金二十錢
小船類	一隻	金一圓
死體	一筒	金一圓
貴重品	品(價格金一千圓若ハ其ノ未滿每ニ)	金十錢

第六章 大連埠頭諸規定及び諸料金

貴重品ノ品數ノ範圍ニ付イテハ貨物賃金表ヲ準用ス一箇噸又ハ一噸ヲ超ユル貨物ハ別ニ定ムル所ニ依ル

### 第三節 埠頭手荷物取扱規定

一、大連埠頭船客手荷物取扱料金左ノ通トス

(イ) 船客用手荷物陸揚積込料ハ別ニ定ムル所ニ依ル

旅行用手荷物 每一箇

金 五 錢

其他手荷物 每一箇(十才若ハ百斤未滿)

金 十 錢

(ロ) (十才若ハ百斤以上ハ一才若ハ十斤及ヒ其未滿毎ニ)

金 二 錢

搬料 上記ノ區別ハ當所ノ認定ニ依ル

貴重品 每一箇(價格金千圓未滿)

金 五 十 錢

(金一千圓以上ハ金二千圓若ハ其ノ未滿毎ニ)

金 十 錢

(ハ) 市内配達料 每一箇(五才若ハ五十斤未滿)

金 十 錢

(五才若ハ五十斤以上ハ一才若ハ十斤及ヒ其ノ未滿毎ニ)

金 二 錢

(ニ) 保管料 每一箇一日ニ付

金 五 錢

二、手荷物ノ受渡ハ荷物合符ト引換ニ之ヲナス

三、貴重品ハ構内運搬ノ外取扱ヲ爲サス

四、貴重品ト雖モ豫メ其ノ種類價格等ヲ明瞭ニ申出ナキトキハ普通手荷物ト看做シ取扱フ

五、普通手荷物ニ對スル賠償限度ハ一箇金二十圓以内トス

六、不可抗力、荷物ノ性質、荷造又ハ荷印ノ不完全ヨリ生シタル損害ニ對シテハ其ノ責ニ任セス

七、陸揚後若クハ旅客ノ指定セル保管期間滿了後十五日ヲ經過スルモ引取ナキ手荷物ハ手荷物取扱所内ニ三箇月ノ期間ヲ定メテ引取催告ノ告示ヲナシ該期間經過後引取ナキ場合ハ當會社ハ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ換價シ保管料其他ノ費用ヲ控除シタル殘金ヲ保管スルコトヲ得

但シ前項ノ換價處分ハ普通ノ場合ニ於テ該手荷物陸揚ノ日ヨリ三箇月經過後一箇年ヲ經過スルモ尙申出ナキ時ハ其換價金ハ之ヲ當會社ノ所得トス

### 第四節 南滿洲鐵道株式會社埠頭船舶取扱規則

第一條 本規則ニ於テ船舶ト稱スルハ本會社ノ埠頭又ハ浮標ニ繫留シ若ハ荷役ノ目的ヲ以テ防波堤内ニ碇泊シ又ハ會社ニ對シ荷役曳船其他ノ作業ヲ請求シタル各種ノ船舶ヲ謂ヒ埠頭ト稱スルハ船舶ノ繫留ニ供スヘキ會社ノ埠頭及棧橋ヲ謂ヒ船長トハ當該船舶ノ船長又ハ船長ニ代リ指揮ヲ掌ル責任者ヲ謂フ

第二條 船舶ノ取扱ハ本規則ニ依ルヘシ

但本規則ニ規定セサル事項ニ關シテハ埠頭事務所長ノ指揮ヲ受クヘシ

第三條 埠頭ニ於テ船舶ヲ繫留スヘキ地點ハ晝間ニアリテハN旗夜間ニアリテハ紅燈ヲ以テ之ヲ標示ス

第四條 船舶ノ繫留及ヒ解纜ノ順序ハ會社ノ指定スル所ニ依ル

第五條 埠頭又ハ浮標ニ繫留セントスル船舶ノ繫留區名繫留信號ヲ以テ之ヲ標示ス

第六條 埠頭及浮標ニ繫留セントスル船舶ハ豫メ繫船申込書ヲ埠頭事務所ニ提出シ會社ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

繫留申込書ハ會社所定ノ様式ニ依リ船名、揚積貨物ノ種類及噸數其他必要ナル事項ヲ相當欄ニ記入スルコトヲ要ス

第七條 會社ハ船舶ノ埠頭又ハ浮標著離ニ對シ別表ノ料金を申受ク

第八條 貨物ヲ陸揚セントスル船舶ハ豫メ左記各項ヲ記載シタル積荷目録及ヒ艙内貨物積付略圖ヲ埠頭事務所ニ提出スヘシ

一、船積港名

二、船荷證券ノ番號

三、品名

四、荷印及番號

五、箇數

六、包裝

七、重量及容積

八、出荷主

九、受荷主

一〇、價格

但シ一箇ノ重量ハ容積一噸以上ノ貨物ニ對シテハ各個毎ニ其重量及容積ヲ明記スヘシ

第九條 貨物ヲ積込マントスル船舶ハ豫メ左記各項ヲ記載シタル積荷明細書ヲ埠頭事務所ニ提出スヘシ

一、仕向地

二、前條第三號乃至第八號及第十號ニ掲ケタル事項

前條ノ但書ハ本條ノ場合ニ之ヲ適用ス

第十條 埠頭又ハ浮標繫船申込者ハ繫船申込書ニ記載シタル事項ノ不正確又ハ不完全ナルガ爲ニ生スル一切ノ責任ヲ負擔スヘシ

負擔スヘシ

前項ノ規定ハ第二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 出港セントスル船舶ハ豫メ出港ノ時日ヲ埠頭事務所ニ届出テ其ノ準備整ヒタル時ハ晝間ニ在リテハ船名符

字信號ヲ掲ケ夜間ニ在リテハ汽笛又ハ號角ヲ以テ長短二聲ヲ發シ合圖ヲ爲スヘシ

第十二條 船舶ノ繫留及解纜若ハ轉繫ニ對シテハ會社ハ要求ノ有無ニ拘ラス繫船方、曳船(又ハ押船)碎氷船、綱取船

ヲ準備シ必要ノ援助ヲ爲スモノトス

前項ノ繫船方曳船(又ハ押船)碎氷船、綱取船ハ其ノ作業ヲ開始シ又ハ船側ニ近付キタル時ヨリ當該船舶ノ指揮監督

ニ屬シ其ノ従事員ハ當該船舶ノ使用人ト看做ス

本條ニ記載シタル作業中従事員ノ過失ニ因リ、又ハ從業船舶、機器、汽罐ノ豫測スルコトヲ得サリシ瑕疵其他不慮

ノ障害ニ因リ損害ヲ生スルコトアルモ會社ハ其ノ責ニ任セス當該船舶ノ負擔トス

第一項ニ記載シタル曳船(又ハ押船)碎氷船、綱取船ヲ援助ヲ要セサルトキハ豫メ之ヲ埠頭事務所ニ通知スヘシ

第十三條 會社ヨリ船舶ニ供給シタル荷役人夫ハ其乗船シタル時ヨリ退船スル時迄ハ當該船舶ノ指揮監督ニ屬シ其ノ荷役人夫ノ行爲ニ依リ生シタル損害ニツイテハ會社ハ其ノ荷役人夫ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ル場合ニ非サレハ其責ニ任セス

第十四條 會社ハ官憲ノ命令アリタルトキ又ハ埠頭浮標ノ利用上必要ト認メタルトキハ第六條繫船申込ヲ謝絶シ其承諾ヲ取消シ繫船區ヲ變更シ又ハ既ニ繫留シタル船舶ヲシテ埠頭ヲ離レシムルコトアルヘシ但シ之ニ因リ損害ヲ生スルコトアルモ會社ハ其ノ責ニ任セス

第十五條 荷役作業ヲ爲ササル船舶ハ荷役ヲ爲スヘキ船舶ニ對シ其ノ位置ヲ讓リ轉繫シ又ハ沖合ノ錨地ニ就クヘキ義務アルモノトス

第十六條 船舶カ埠頭又ハ浮標繫留中ニ於テ失火、浸水、天災其他ノ事由ニ因リ自他ノ船舶、貨物、物件又ハ繫船區其他會社ノ財産ニ危険又ハ障碍ヲ及ボスヘキ虞アルトキハ會社ハ何時ニテモ其ノ位置變更ヲ強制スルコトヲ得、但シ之ニ因リ損害ヲ生スルコトアルモ會社ハ其ノ責ニ任セス

第十七條 前三條ノ場合ニ於テ船舶カ位置變更ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ準備ヲ整ヘ埠頭事務所長ノ指圖ニ從フヘシ前條ノ場合ニ於テ船舶カ自ら其ノ位置ヲ變更セサルカ又ハ既ニ沈没シ會社指定ノ期間内ニ除去スルコト能ハサルトキハ會社ハ當該船舶所有者ノ危険及ヒ費用ヲ以テ之ヲ實行スヘシ

第十八條 船舶ハ埠頭事務所長ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ埠頭附近ニ於テ他船ノ運航繫留又ハ荷役ノ妨害ト爲ルヘキ場所ニ投錨シ又ハ繫索ヲ繫クコトヲ得

第十九條 埠頭又ハ浮標ニ著離セントシ又ハ繫留シタル船舶ノ運轉及ヒ保安ハ如何ナル場合ト雖モ當該船舶ノ船長ノ責任トス

第二十條 船舶ノ繫留不備又ハ會社ノ繫船柱、繫船環、防舷材、繫索若ハ浮標ノ不慮ノ障碍又ハ豫測スルコトヲ得サリシ瑕疵ニ因リ損害ヲ生スルコトアルモ會社ハ其ノ責ニ任セス

第二十一條 埠頭ニ繫留セントスル船舶ハ豫メ防舷物ヲ準備シ操縦中他ノ船舶又ハ物件トノ接觸ニ因ル損害ヲ防止スヘシ

第二十二條 船舶ハ埠頭繫留中蒸氣汚水又ハ汚物ヲ埠頭上ニ排出スルコトヲ得ス

前項ニ違反シタルカ爲メ生シタル損害ハ當該船舶ノ負擔トス

第二十三條 埠頭附近ニ在ル船舶ニシテ塵、灰其他ノ物件ヲ排棄セントスルトキハF旗ヲ掲クヘク會社ハ無料ニテ塵芥船ヲ提供スルコトアルヘシ若シ故意又ハ過失ニ因リ投棄シタルトキハ會社ニ於テ之ヲ除去シ爲メニ要シタル費用ノ二倍ヲ當該船舶ヨリ申受クヘシ

第二十四條 特ニ指定シタル場所ノ外埠頭又ハ船内ニ於テ喫煙シ又ハ「ター」「ピッチ」「レシン」其他燃焼シ易キ物件ニ加熱スルコトヲ得ス

船内火氣取締ハ船長ノ責任トス

第二十五條 船舶ハ埠頭繫留中完全ナル手摺ヲ備ヘタル歩板又ハ舷梯ヲ以テ陸上トノ交通ヲ便ナラシメ夜間ハ其ノ兩端ニ白燈ヲ掲ケ交通ノ安全ヲ期スヘシ

會社ハ前項ノ歩板ヲ無料ニテ貸與スルコトアルヘシ但シ其裝置及監視ハ當該船舶ノ責任トス

第二十六條 船舶ハ緊急ヲ要スル場合ノ外埠頭又ハ浮標繫留中埠頭事務所長ノ承諾ナクシテ猥リニ汽笛ヲ吹鳴シ又ハ推進器ヲ運轉スルコトヲ得ス

第二十七條 埠頭又ハ浮漂ニ繫留セントスル船舶ニシテ投錨ノ必要アルトキハ沈設物及他船ノ錨鎖ヲ避ケテ投錨スヘシ船舶ハ埠頭事務所長ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ埠頭ヲ距ル六百尺以内ノ水面ニ碇泊スルコトヲ得ス

第二十八條 船舶ハ天候不穩ノ兆候アルトキハ豫メ繫索ヲ増加調節シ且蒸氣ヲ發生セシメテ機關運轉ノ準備ヲ爲スヘシ

危險切迫シ自他ノ船舶又ハ會社ノ財産其他ノ物件ヲ損傷スベキ虞アル場合ニ於テ埠頭事務所長ノ承諾ヲ得ル邊ナキトキハ臨機ノ處置ヲ執リ安全ノ位置ニ就クヘシ

第二十九條 船舶ハ自船ノ保安及ヒ作業ニ必要ナル船員ヲ配置スヘシ、船員ノ不在、不足又ハ不注意ノ爲ニ生シタル損害ハ凡テ當該船舶ノ負擔トス

第三十條 船長、船員、水先人又ハ其ノ使用人ノ行爲ニ因リ會社ノ防波堤、岸壁、建築物、船舶、防舷物、歩板、荷役道具、沈設物、繫索機器、電線、浮標、其他ノ物件ヲ滅失又ハ毀損セシメタルトキハ當該船舶ニ於テ賠償ノ責任スヘシ

第三十一條 會社ノ受ケタル損害ニ對スル賠償額ハ會社ノ定ムル所ニ依ル

第三十二條 會社ハ船舶ノ負擔スヘキ費用其他ノ金額ヲ支拂又ハ之ニ相當スル擔保ヲ受クル迄ハ當該船舶ノ出港ヲ拒絶スルコトヲ得

附則

第三十三條 本規則ハ大正九年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一 埠頭發著手数料

總噸數	發著手数料(一回發著ニ付)
百噸未滿	金參圓
二百噸未滿	金五圓
五百單未滿	金拾五圓
一千噸未滿	金參拾圓
總噸數一千噸以上ハ千噸若ハ其未滿毎ニ貳拾圓ヲ加フ	

第二 埠頭轉繫手数料

總噸數 轉繫手数料(一回轉繫ニ付)

第六章 大連埠頭諸規定及び諸料金

百噸未滿	金壹圓
二百噸未滿	金貳圓
五百噸未滿	金五圓
一千噸未滿	金拾五圓

總噸數一千噸以上ハ千噸若ハ其未滿毎ニ金拾圓ヲ加フ

- 一、焚料炭又ハ淡水ノミ搭載ノ爲埠頭ニ發著若ハ轉繫スル場合ニハ規定料金ノ半額ヲ申受ク
- 二、夜間ニ發著若ハ轉繫スル場合ニハ規定料金ノ二割増ヲ申受ク
- 三、天候不良ノ時ハ特別ノ割増料金ヲ申受クルコトアルヘシ
- 四、曳船ノミニ依ル發著若ハ轉繫ノ場合ニハ五割増ノ料金ヲ申受ク
- 五、寺兒溝棧橋ニ繫留セル船舶ニシテ埠頭ニ轉繫スルトキハ埠頭發著手数料ヲ申受ク

第三 寺兒溝棧橋繫船料

- 一、一隻一回繫留三日以内ニ付埠頭發著手数料ノ五割増ヲ申受ク
  - 二、船舶ノ棧橋繫留期間三日以上ニ亙ルトキハ四日目ヨリ一日若クハ其未滿毎ニ左ノ料金ヲ申受ク
- |       |      |
|-------|------|
| 總噸數   | 繫船料  |
| 五千噸未滿 | 金參拾圓 |

五千噸以上

金五拾圓

三、棧橋繫留中ノ船舶ニシテ一時棧橋ヲ離レ沖合假泊ノ後再ヒ棧橋ニ繫留スル場合ニハ其ノ都度埠頭發著手数料ト同額ノ料金ヲ申受ク

四、棧橋繫留中ノ船舶ニシテ棧橋ニ於テ轉繫スル場合ニハ埠頭轉繫手数料ト同額ノ料金ヲ申受ク

(參照) ○繫船申込書様式

**繫船申込書**

南滿洲鐵道株式會社  
埠頭事務所御中 昭和・年…月…日

船名	船長氏名
船主氏名	吃水 船首 船尾
住所	最後仕出日及出帆月日時
國籍	入船豫定日時
總噸數	仕向港及ヒ豫定出帆月日時
登簿噸數	重ナル陸揚貨物及數量
長サ	幅 豫定積込貨物及數量
深サ	

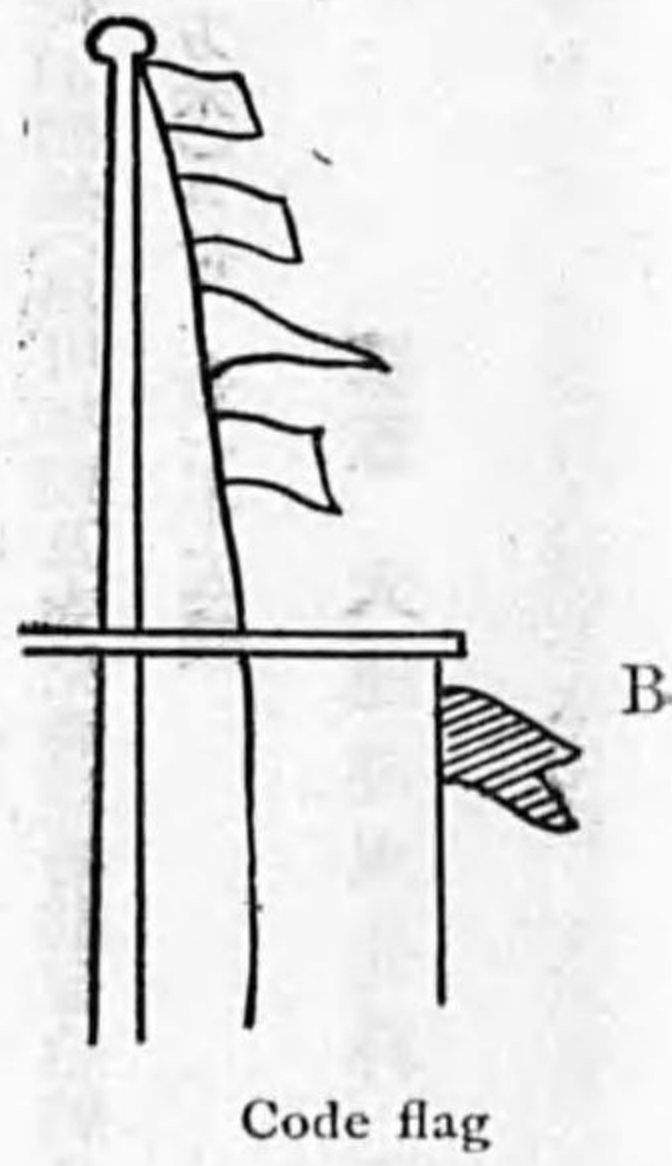
上記船舶埠頭ニ繫留ノ上荷役相成度此段申込候也

申込者  
住所

埠頭繫留ノ指示ハ萬國信號旗及形象ヲ以テ左ノ通り標示ス

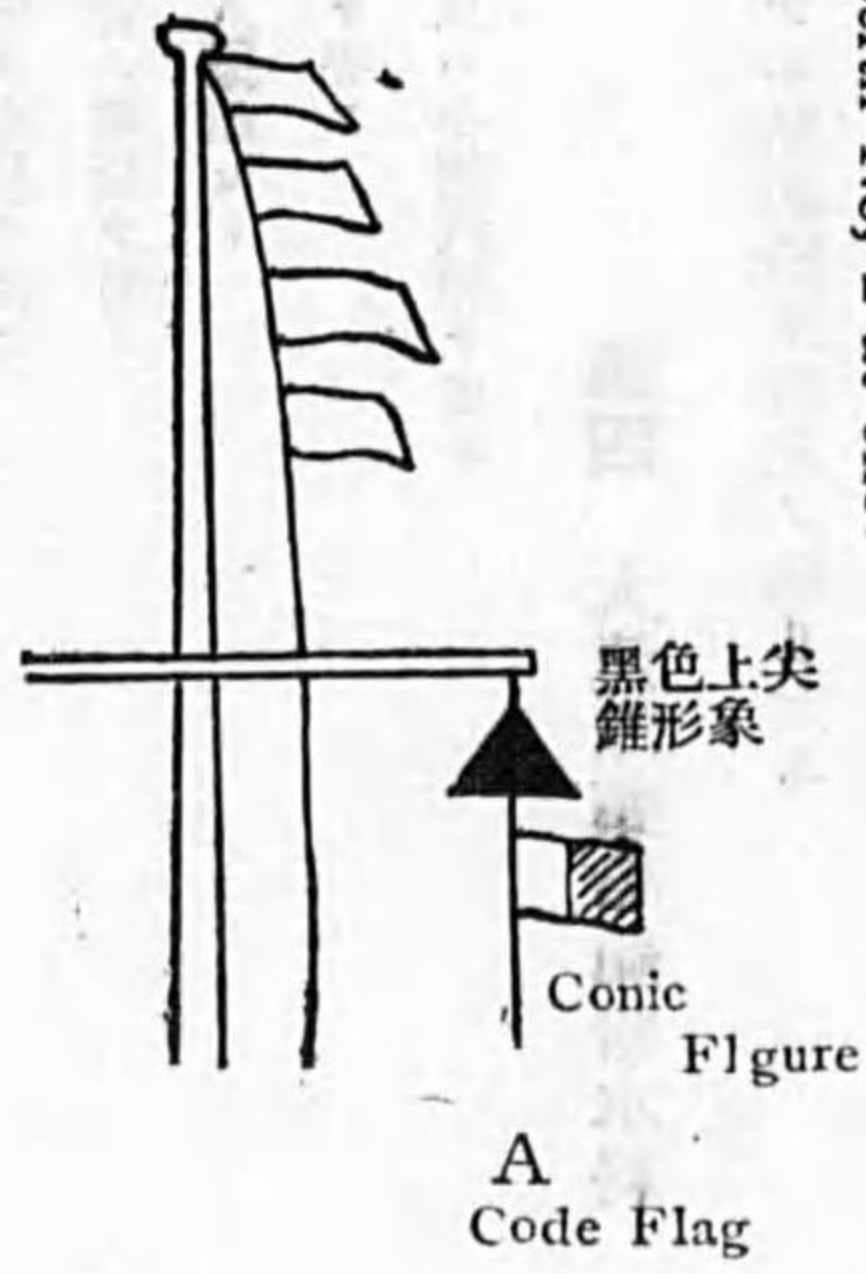
形 象	信號旗	繫船區	信號旗	繫船區
黑色上尖錐形象	A	XXV	A	I
"	B	XXVI	B	II
"	C	XXVII	E	III
"	D	XXVIII	F	VI
"	E	XXIX	G	V
"	F	XXX	H	VI
"	G	XXXI	I	VII
"	H	XXXII	J	VIII
"	I	XXXIII	K	IX
"	J	XXXIV	L	X
"	K		M	XI
			N	XII
			O	XIII
			P	XIV
			Q	XV
			R	XVI
			S	XVII
			T	XVIII
			U	XIV
			V	XX
			W	XXI
			X	XXII
			Y	XXIII
			Z	XXIV

船旗名  
Ship's number



某船ハ直ニ第二區ニ繫留スヘシ  
Come to berth No. 2 at once

船旗名  
Ship's number



某船ハ直チニ第三十二區ニ繫留スヘシ

Come to berth No. 32. at Once

信號讀方ノ例

第一編 大連港  
船舶信號

B	危險物ヲ搭載セリ
F	塵灰船ヲ要ス
G	警察官ノ來船ヲ要ス
Q	檢疫官ノ來船ヲ要ス
T	水先人乗船セリ
W	淡水ヲ要ス
Y	曳船又ハ小蒸汽船ヲ要ス

第四 大連埠頭船舶給水料 (大正一〇、四、社告第四號)

- 當埠頭ニ於ケル船舶給水料左ノ通り定ム
- 一、大連埠頭及北大山通埠頭繫留船舶給水料
    - 一噸(一立方米)ニ付 金五十四錢
  - 一、大連港内碇泊船舶(濱町埠頭及寺兒溝棧橋繫留船舶ヲ含ム)給水料
    - 一噸(一立方米)ニ付 金七十五錢

第五 大連港水先料 (明治四三、一、一) (明治四三、一、〇、府縣三三大連港則及) (社則一、一制定) (同月府令三四、大連港水先規則參照)

明治四十三年十一月一日以降大連港水先區ノ水先料ハ當分當社ニ於テ之ヲ負擔ス。

第五節 小蒸汽船賃貸規定 (大正四、一〇、二三示達第一號制定)

- 一、當所都合ノ許ス場合ニハ請求ニ應ジ、小蒸汽船ヲ賃貸スルコトアルヘシ。
- 二、小蒸汽船賃貸料ハ左ノ割合ニ依リ申受ク。
- イ、港内碇泊船舶ニ往來スル場合。

モーターボート	一往復	金 貳 圓
防波堤内ノ場合	同	金 參 圓
防波堤外ノ場合	同	金 參 圓
總噸數三十噸未満ノ小蒸汽船	一隻ニ付 一時間若ハ其未滿毎ニ	金 五 圓
總噸數百噸未満ノ小蒸汽船	一隻ニ付 一時間若ハ其未滿	金 拾 五 圓
	一時間以上ハ其未滿	金 拾 五 圓
	一時間以上ハ其未滿	金 拾 五 圓
總噸數百噸以上ノ小蒸汽船	一隻ニ付 一時間若ハ其未滿	金 貳 拾 五 圓
	一時間以上ハ其未滿	金 拾 五 圓
	一時間以上ハ其未滿	金 拾 五 圓

ロ、其他ノ場合。

第六章 大連埠頭諸規定及び諸料金



- 三、日没ヨリ午後十二時迄ハ五割増、午後十二時以後日出迄ハ十割増ヲ申受ク。
- 四、天候不良ノ時ハ特別ノ割増ヲ申受クルコトアルヘシ。
- 五、賃貸中ニ生シタル自他ノ損害ハ當所ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ル場合ノ外、總テ賃借人ニ於テ負擔スヘキモノトス。
- 六、本規定ハ賃貸シタル小蒸汽船ヲ曳船用ニ供スル場合ニハ適用セス。

### 第六節 曳船規定 (大正二、六、一五宗達一〇一號制定)

- 一、當所都合ノ許ス場合ニハ、所屬小蒸汽船ノ曳船申込ニ應スルコトアルヘシ。
- 二、大連灣内ニ於ケル曳船料ハ當分左ノ割合ニテ申受ク。
  - イ、一回一隻ヲ曳キタルトキ、一時間以内金參拾五圓。
  - ロ、一回一隻ヲ曳キ一時間ヲ超エタルトキハ、超エタル一時間又ハ其ノ未滿毎ニ金貳拾圓ヲ加フ。
  - ハ、同時ニ二隻以上ヲ曳キタルトキハ、一時間若ハ其未滿毎ニ前二項ノ外、一隻ニ付金拾五圓ヲ加フ。
  - ニ、當所所定ノ終業時間ヨリ午後十二時迄若ハ其以内ハ五割増トシ、午前零時ヨリ所定就業時間迄若ハ其以内ハ十割増トス。
  - ホ、天候不良ノ場合ニハ特別ノ割増ヲ申受クルコトアルヘシ

- ヘ、本料金率ハ百噸未滿ノ艇戎克及來多船曳船ノ場合ニ適用スルモノトス。
- ト、前記各項以外ノ場合ハ其ノ都度協定スルモノトス。
- 三、大連灣以外ニ於ケル曳船料ハ其ノ都度協定スルモノトス。
- 四、曳船時間ハ曳船ヲ始メタル時ヨリ起算スルモノトス。
- 五、曳船ト第一被曳船間ノ曳綱ハ當所之ヲ準備シ、其他ニ要スルモノハ被曳船ノ負擔トス。但シ曳綱切斷ニ基因スル損害ニ對シテハ、當所ハ其ノ責ニ任セザルモノトス。
- 六、曳船作業中ニ生シタル自他ノ損害ハ、當所ノ故意又ハ重大ナル過失ニ基因セルコトノ證明セラレタル場合ノ外、總テ曳船申込者ノ負擔トス。

### 第七節 艇船賃貸規定 (明治四三、一二、半通牒第八號制定)

- 一、浮船ハ當所都合ノ許ス限り賃貸スルコトアルヘシ。
- 二、浮船賃貸料ハ左ノ割合ニ依リ申受ク。
  - 一、石炭及礫石類 一噸 金五十錢
  - 一、雜貨及普通木材類 同 金六十錢
  - 一、艇船ノ最低賃貸料ハ、其ノ浮船ノ積載定量ニ賃貸料金率ヲ乘シタルモノノ半額トス。
  - 一、長大重量ノ特殊貨物ハ別ニ協定ス。

三、浮船ノ滯泊料ハ、舢舨カ貨物ヲ陸揚スベキ場所ニ著シタルトキヨリ左ノ計算ニ依リ申受ク。

一、中丸級 (積噸數二百五十噸)

七十二時間ヲ超エタルトキハ、其ノ超エタル二十四時間若クハ其未滿毎ニ 金三十五圓

一、國丸級 (積噸數百噸)

四十八時間ヲ超エタルトキハ、其ノ超エタル二十四時間若クハ其未滿毎ニ 金二十圓

一、其他ノ舢舨 (積噸數百噸未滿)

同

金十圓

四、滯泊料ハ如何ナル事由アルモ右ノ時間ニ依リ申受ク。

五、舢舨貨貸後、借主ノ都合ニ依リ荷役ヲ爲サス空シク滯泊シタルトキハ、相當ノ滯泊料ヲ申受ク。

六、陸揚場所カ舢舨ノ繫留ニ適セサルトキハ、場所替ヲ請求スルコトアルヘシ。

七、舢舨ノ曳船ハ操縦上、當所ニ於テ必要ト認メタル場合ニ限り無料トス。

### 第八節 瓦斯殺鼠船殺鼠規定 (明治四四、五社則一規定)

第一條 船鼠ノ驅除ヲ要スル船舶ハ殺鼠申込書ヲ埠頭事務所ニ提出セラルヘシ

第二條 殺鼠手数料ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ納付セラルヘシ

登簿噸數 一千噸未滿 金五十圓

登簿噸數 一千噸以上ハ千噸若ハ其未滿毎ニ金十五圓ヲ加フ

第三條 殺鼠ヲ完了シタル船舶ニハ關東廳海務局ノ奥書アル證明書ヲ交付ス

第四條 殺鼠施行中ノ船舶ハ埠頭事務所ヨリ交付スル注意書ニ基キ施設及取締ノ責ニ任セラルヘシ

○瓦斯使用ニ對スル注意及施設ノ條項(第四條參照)

殺鼠ニ用フル瓦斯ハ其ノ成分酸化炭素及炭酸ナルヲ以ツテ人及動物ニ對スル毒力ハ頗ル猛烈ナリ、而シテ臭氣ナク刺戟ナキヲ以テ動モスレハ過失ヲ招キ易シ、故ニ之ヲ使用スルニ際シテハ船長又ハ代理者ハ自衛ノ責ヲ負ヒ、船員及臨時船内ノ傭役ニ從事スル者ニハ勿論荷クモ船内ニ出入スル者ニハ此ノ旨ヲ諭シ大ニ警戒センコトヲ望ム、且左記ノ施設及其ノ取締ハ嚴重ニ之ヲ實行セラル、コトヲ要ス。

一、瓦斯ヲ送入スル局所ハ豫メ充分ニ調査ヲ遂ケ隣房ヘ漏洩スルコトナキ様施設ヲ加フルコト、就中船底ニ於ケル滲水道及「シヤフト」隧道等ヨリ機關室等ヘ漏洩セサル様特ニ注意スルコト。

二、前項ノ設備ヲナシタル場合ト雖、其ノ使用中隣房ニ於テ作業ヲ爲シ又ハ起臥スルコトヲ禁スルコト。

三、瓦斯注入後ハ出張係員ノ許可スル迄、何人ト雖モ其ノ局所ニ立入コトヲ禁スルコト。

右ノ取締ヲ勵行スル爲、特ニ船員中ニ其ノ擔務者ヲ設ケ除鼠監督係員ニ紹介スルコト。

備考 總噸數三千噸ノ船舶ニシテ瓦斯送入箇所ナク水夫室、各船艙、食料庫ニ限定シ其ノ總容積ヲ十三萬五千立方呎ト假定スル

トキハ瓦斯送入ヲ五時間トシ其ノ瓦斯濃厚部分ノ排除ヲ三時間ニ止メ其ノ餘ノ換氣ハ約五時間トシ以テ安全ニ殺鼠ノ目的ヲ達スルコトヲ得ヘシ。

證明書雛形

證明書 (裏面英文譯)

一、船種  
 二、船名  
 三、噸數  
 四、登簿噸數  
 五、船主又ハ代理店

右船舶ハ昭和何年何月何日大連ニ於テ瓦斯殺鼠船ヲ使用シ殺鼠ノ施行ヲ完了セシコトヲ證明ス

年 月 日

南滿洲鐵道株式會社  
 埠頭事務所長 氏 名 印

右相違ナキコトヲ證明ス

年 月 日

關東廳  
 海務局所 氏 名 印

Certificate, (Form)

(1) Nationality of Vessel  
 (1) Rig of vessel  
 (1) Name of vessel  
 (1) Gross tonnage  
 (1) Registered tonnage  
 (1) Owners or Agents

We hereby Certify that rats have been completely exterminated from the above mentioned vessel by the "Fumigation Boat" at Dairen on the day of..... 192.....

Wharf office,  
 (sd)..... South Manchuria Railway Company.....

Date.....

I hereby Certify that the above mentioned Statement is Correct

Marine Bureau  
 (sh)..... Kwantung Government-General  
 Superintendent

Date.....

第九節 埠頭特定料金

一 貨物積卸賃

△ 貨物船積賃	單位(船内人夫賃ヲ除ク)	賃	金
豆油流シ込ミ	一噸	金	六十錢

二 豆油倉庫使用荷役料

- 豆油倉庫使用荷役料 一噸(重量) 金一圓三十錢
- 一、豆油倉庫ハ壓搾豆油(黄豆ノ)船積ノ場合ニ限り使用シ、保管又ハ青豆油若ハ「ベンジン」其他ノ抽出油脂積ノ取扱ヲ爲サス。
- 二、豆油倉庫ヲ使用セントスルモノハ、別ニ定ムル豆油倉庫使用申込書ヲ提出スルモノトス
- 三、前號一申込書上ノ數量ハ積込船舶一隻ニツキ最低二百噸トシ、最低重量ニ滿タサル場合ハ最低重量ニ對スル料金ヲ申受ク。
- 四、豆油ノ持込並ニ油槽ノ使用ハ船積開始ノ日ノ二日前以後トス。
- 但シ特ニ承認シタル場合ハ此ノ限りニアラス。

第六章 大連埠頭諸規定及び諸料金



五、豆油船積終了後ハ直チニ整理ニ著手シ遅クモ翌日中ニ殘餘ノ豆油、容器、其他ヲ引取ルヘキモノトス。

三 船内荷線賃

特別作業	單位	賃
同一船艙内荷線	一噸	金二十五錢
隣接セル船艙間荷線	同	金三十五錢
隣接セサル船艙間荷線	同	金四十五錢

特料品ニ付イテハ其ノ都度協定ス。

四 特殊貨物船内人夫賃

種別	單位	容積ニ依ル賃金	重量ニ依ル賃金
豆油流込	一噸		金三十錢
重量六十封度以上ノモノ	同		金四十錢
一噸以上三噸未満	同	金六十錢	金六十錢
三噸以上五噸未満	同	金一圓	金一圓
五噸以上十噸未満	同	金一圓二十錢	金一圓二十錢

十噸以上十五噸未満	同	金一圓三十錢	金二圓
十五噸以上二十噸未満	同	金一圓四十錢	金二圓五十錢
二十噸以上二十五噸未満	同	金一圓五十錢	金三圓
二十五噸以上三十噸未満	同	金二圓	金四圓
三十噸以上三十五噸未満	同	金二圓五十錢	金六圓
三十五噸以上ハ臨時ノ約束ニヨル。			

五 特種貨物陸揚及船積賃

種別	單位	容積ニ依ル賃金	重量ニ依ル賃金
重量六十封度以上ノモノ	一噸		金八十錢
一噸以上三噸未満	同	金一圓	金一圓
三噸以上五噸未満	同	金一圓十錢	金一圓二十錢
五噸以上十噸未満	同	金一圓二十錢	金一圓五十錢
十噸以上十五噸未満	同	金一圓三十錢	金二圓
十五噸以上二十噸未満	同	金一圓四十錢	金二圓五十錢
二十噸以上二十五噸未満	同	金一圓五十錢	金三圓

第六章 大連埠頭諸規定及び諸料金

二十五噸以上三十噸未滿	一噸	金二圓	七元
三十噸以上三十五噸未滿	同	金二圓五十錢	金四圓
三十噸以上ハ臨時ノ約束ニ依ル。			金六圓

但シ陸揚ノ際貨車へ直積シタルトキ又ハ船積ノ際貨車ヨリ直積シタルトキノ揚積賃ハ其ノ半額トス。

### 六 沖合荷役賃

汽船ヨリ解積又ハ其ノ反對(船内人夫賃共)

一般貨物	一噸	金四十錢
危險貨物	同	金六十錢
火藥類	同	金八十錢
特量貨物	同	特殊貨物船内人夫賃ノ十五割
沖合船船間ノ場合(船内人夫賃共)		
危險貨物	同	金九十錢

### 七 埠頭繫留船舶解荷役賃

(寺兒溝棧橋繫留ノモノヲ除ク)

各種貨物	一噸	金三十錢
------	----	------

但シ船内人夫賃及陸揚又ハ船積賃ハ別ニ之ヲ申受ク、船内貨物ノ海難ニ因ル損害ニ對シテハ會社其ノ責任ニ任セス

### 八 浮標繫留船舶解荷役賃

(寺兒溝棧橋揚積ノ場合ヲ除ク)

一般貨物	一噸	金四十錢
危險貨物	同	金六十錢
特量貨物	同	特殊貨物船内人夫賃ノ十五割
最低料金		金二十圓

但シ船内人夫賃及陸揚又ハ船積賃ハ別ニ之ヲ申受ク、船内貨物ノ海難ニ因ル損害ニ對シテハ會社其ノ責任ニ任セス

### 九 解船賃貨料 (沖合、寺兒溝棧橋間)

但シ會社之ヲ廻漕ス

危險貨物	一噸及一噸未滿	金五圓
	一噸以上ハ一噸又ハ一噸未滿毎ニ	金二圓五十錢
	十噸以上ハ一噸又ハ一噸未滿毎ニ	金一圓五十錢

貨主ノ要求ニ依リ危險貨物搭載解船ヲ滯泊セシメタルトキハ解船荷役終了後解船賃貨規定ニ依リ別ニ滯泊料ヲ申受ク。

別段ノ定メナキ限り解船ノ取扱ハ解船賃貨規定ニ依ル。

一〇 寺兒溝棧橋積卸賃

危險貨物 (舁船揚ヨリ危險物倉庫迄又ハ其ノ反對)	一噸	金七十錢
雜貨 (同)	一噸	金八十錢
減摩油 (同)	一樽	金四十錢

(但シ減摩油積卸賃中ニハ社内人夫賃金十錢ヲ含ム)

船舶揚ヨリ寺兒溝火藥倉庫迄又ハ其ノ反對ノ場合ニハ、前項ノ外ニ所定ノ荷練賃ヲ申受ク。

一一 接續貨物費用

一、普通貨物	一噸	金壹圓貳拾錢
一、危險物	同	金貳圓

一、特量貨物 陸揚貨船積賃及ヒ荷練ヲ要シタル場合ニハ荷練賃ヲ併算シタルモノヲ申受ク、接續貨物ニ對シテハ前項ノ外別ニ荷練賃及ヒ假置料ヲ申受ケス。

一二 危險貨物列車積卸賃 (鐵道貨物賃金表ニ掲名セサル危險物)

危險貨物列車積込賃

小口扱	百斤	金六錢
一車扱	一噸	金七拾錢
危險貨物列車卸賃		
小口扱	百斤	金五錢
一車扱	一噸	金六拾錢

一三 看貫賃

品名	單位	賃金
雜貨	一噸	金參拾錢
袋物(百八十五斤未滿)	一件二十袋未滿	金四拾錢
同 ( )	同二十袋以上 一袋ニ付	金貳錢五厘増
同 (百八十五斤以上)	同二十袋未滿	金五拾錢
同 ( )	同二十袋以上 一袋ニ付	金參錢増
豆 粕 (大小共)	同三十枚未滿	金四拾錢
同 ( )	同三十枚以上 一枚ニ付	金八厘増
燒酒及油類(籠箱及ヒDrum入)	一箇(二十才未滿)	金八錢

同 (二十才以上)

燒酒油類ノ空籠空箱及空樽

同

金拾五錢

石油箱入豆油類

一箱(二罐入)

金貳錢五厘

一四 改裝及荷造賃 (絲、釘、ハンダ)

品名	作業種別	單位	賃金
袋物(百八十五斤未滿)	普通改裝	一袋	金五錢
同 (百八十五斤以上)	同	同	金六錢
同	口縫直シ	同	金參錢五厘
同	看貫付ノ場合	同	金壹錢五厘増
同	二重麻袋ノ場合	同	金壹錢五厘増
同	混 合	同	金五厘増
同	萬通シ使用ノ場合	同	金貳錢増
同	唐箕使用ノ場合	同	金參錢増
同	荷印刷込	同	金貳錢五厘
同	荷印刷込他作業ニ伴フトキ	同	金五厘増

落花類 二枚續麻袋普通改裝 一袋 金拾錢

油類 普通改裝(出來上リ) 一才 金貳錢

同 漚付改裝(同) 同 金四錢

同 罐詰(看貫付)一箱二罐入 一箱 金九錢

同 同(豆油糟付屬荷造場)看貫付同 同 金八錢

同 中味均一樽詰(看貫付) 同 金拾錢

同 中味均一樽入(看貫付) 一樽 金貳拾八錢

同 荷印刷込一箱(二罐入) 一箱 金壹錢八厘

同 荷印刷込他作業ニ伴フトキ 同 金六厘増

同 荷印刷 同 金貳錢五厘

同 荷印刷他作業ニ伴フトキ 同 金壹錢參厘増

同 帶鐵釘付 同 金貳錢五厘

同 帶鐵釘付他作業ニ伴フトキ 同 金壹錢參厘増

同 二罐箱詰 同 金貳錢

同 番號印章量目又ハ番號量目片面刷込 一樽 金五錢

同 右兩面刷込 同 金八錢

通關手續代辦手数料ト同率トス。

牛	普通改装	一袋	金八
同	袋繼合セ	同(十才以下)	金七
雜貨	普通改装(仄又ハ麻袋詰)	一個	金七
一般貨物	掛繩(繩貨主持)	同	金四
同	繩掛他作業ニ伴フトキ(繩貨主持)	同	金貳
同	(看買付)	同	金貳

解凍 Drim 入鉛封作業ニ對シテハ、其都度協定スルモノトス。

一五 荷 綠 賃

品名	單位	質	金
大豆雜穀種子類及其他ノ袋物	一袋	金四	錢
同 (百八十五斤以上)	同	金五	錢
豆 粕	一枚	金壹錢	四厘
燒酎及油類(籠箱及 Drim 入)	一噸	金七	拾錢
石油箱入豆油類	同	金五	拾錢

落花生(二枚續麻袋入)	一噸	金五	拾錢
撒 コ ー ク ス	同	金六	拾錢
鑛 石 類	同	金六	拾錢
鉄 鐵 類	同	金六	拾錢
木材(エヲ加エサルモノ)	同	金六	拾錢
雜 貨	同	金五	拾錢
死 體	一箇	金壹	圓
危險貨物(隣寸)	一噸	金六	拾錢
危險貨物(其他)	同	金九	拾錢
同 火藥倉庫鐵道線路間荷綠	同	金壹圓貳拾錢	
小口扱發送荷綠(發送倉庫ニ荷繰サル、場合ニ限ル)	同	金參	拾錢
特 量 貨 物	(容積ニ依ル場合)	(重量ニ依ル場合)	
一噸以上三噸未満	一噸ニツキ	金壹圓貳拾錢	
三噸以上五噸未満	同	金壹圓五拾錢	
五噸以上十噸未満	同	金貳	圓
十噸以上十五噸未満	同	金參	圓



十五噸以上二十噸未滿	一噸ニツキ	金貳	圓	金四	圓
二十噸以上二十五噸未滿	同	金貳圓五拾錢		金五	圓
二十五噸以上三十噸未滿	同	金參	圓	金六	圓
三十噸以上三十五噸未滿	同	金四	圓	金九	圓
三十五噸以上ハ臨時ノ約束ニ依ル。					

穀類及種子類、豆粕、油類其他普通品ノ配替賃ハ荷繰賃ノ半額トス。

埠頭構内ト寺兒溝トノ相互間ニ行ハル、荷繰ニ對シテハ所定荷繰賃ノ五割増ヲ申受ク。

一六 殘荷取扱料

特量貨物 特量貨物荷繰賃ノ半額

一七 起重機、起重機船、潜水器船使用料

種別	一時間又ハ其ノ未滿ニ付	金拾	圓	一時間以上ハ一時間又ハ其ノ未滿毎ニ	金拾	圓
三十噸機重機		金參	拾		金貳拾	圓
五十噸機重機船		金五	拾		金貳拾	圓
五噸起重機及機車機船		金拾	五		金六	圓

潜水機船

金拾

圓

金五

圓

但シ時間ノ計算ハ其ノ使用地點ニ到着シタル時ヨリ起算シ、其ノ作業ノ終了シタルトキヲ以テ終ル。

一八 檢量立合料

貨品名	單位	賃	金
袋物	一袋	金八	厘
豆粕(大小共)	一枚	金參	厘
豆油(石油箱入)	一箇	金五	厘
同 籠Drum及び總量風Barl入(袋檢量)	同	金壹錢五	厘
同 總量檢量	同	金壹	錢
同 風袋檢量	同	金壹	錢
雜貨	一噸	金拾	五

一九 雇傭賃

種別	時間	賃	金
日木人夫	半日	金貳	圓

第六章 大連埠頭諸規定及び諸料金

日本人	一日	金參圓五拾錢
苦力	一時間	金貳拾錢
同	半日	金五拾錢
同	一日	金八拾錢
常備苦力	一時間	金參拾錢
同	半日	金七拾錢
同	一日	金壹圓貳參錢
Tally-man (支那人)	半日	金壹圓貳拾錢
同 (同)	一日	金貳圓
同 (日本人)	半日	金參圓
同 (同)	一日	金五圓

夜業ヲ爲シタルトキハ、左ノ割増金ヲ申受ク。  
 一、所定ノ終業時ヨリ午後十二時迄、若ハソノ以內 五割増  
 一、午前零時ヨリ所定就業時迄、若ハ其以內 十割増

二〇 代辨手数料 (海運課ノ指揮命令ヲ受ケ國際運送ヨリナス)

一、通關手續

箇數又ハ價格ニ依リテ計算シ、何レカ高額ノモノヲ申受ク。

(イ) 箇數ニ依リテ計算スル場合

一件ニ付 箇數 一箇以上十箇迄	金壹圓
同 十一箇以上五十箇迄	金貳圓五拾錢
同 五十一箇以上	金四圓
但シ價格金拾圓未滿ノ場合	金五拾錢

(ロ) 價格ニ依リテ計算スル場合

一件ニ付 價格 金五千圓以上金壹萬圓迄	金五圓
同 金壹萬圓ヲ超ユルトキハ金五千圓若ハ其未毎ニ	金貳圓
麻袋、麥粉、豆粕及大豆其他ノ穀類又ハ同一品質ニシテ荷造リセサル貨物	一件ニ付キ 金貳圓

但シ數量ニ拘ラス

貨物ノ性質上箇數ヲ以テ計算シ、難キモノハ臨時ノ約束ニ依ル。

二、運送取扱

通關手續代辨手数料ト同率トス。

但通關手續ノ代辨ト同時ニ運送取扱ノ代辨ヲ爲シタル場合ニハ、其ノ一方ノミヲ申受ク。  
三、倉庫寄託ニ關スル手續

通關手續代辨手数料ト同率トス

四、海上及陸上保險契約ノ締結

一件ニ付

金壹圓

五、代金取立

但南滿洲鐵道運送規定及南滿東支聯絡運送規程ニ依ル場合ヲ除ク。

取立金額

金壹千圓迄 金一百圓若ハ其ノ未滿每ニ 金五十五錢  
一壹千圓ヲ超ユル時 同 金貳拾五錢

六、免重徵專照申請手續

一件ニ付

金壹圓

七、子口半稅單申請手續

同

金壹圓

八、運照申請手續

同

金壹圓

但シ支那收入印紙代金ハ別ニ之ヲ申受ク。

九、陸揚證明書申請手續

一件ニ付

金壹圓

但收入印紙代金ハ別ニ之ヲ申受ク。

十、貨物ニ關スル検査及證明書請求手續

同

金壹圓

十一、事故損害賠償金ノ取立

同

金壹圓

十二、代辨事務ニ關聯シ金錢ノ立替ヲ爲シタルトキハ金拾圓若ハ其未滿每ニ金五錢ノ割ニテ別ニ手数料ヲ申受ク。

### 第十節 倉庫料金

#### 一 普通 率 (百斤ニ付)

等級	料率	庫内一日倉敷料ニ付	積庫庫出入替料
一級品	金四厘八毛	金一錢	各
二級品	金參厘六毛	一箇ノ重量千斤ヲ超ユルトキハ五割増シ	各
三級品	金貳厘四毛		各
四級品	金一厘二毛		各

#### 二 特 定 料 (入庫日ヨリ三十日以内ニ限リ適用ス)

品名	單位	庫内一日倉敷料ニ付	積庫庫出入替料
撒粕(豆)	二百斤	金五厘	普通率ニ同シ
豆油	同	金參厘	同
穀物及種子(混合保管大豆ヲ除ク)	同	金一厘二毛	同
麥粉	同	金八厘	同
		金一厘六毛	同

鹽(苦鹽ヲ除ク)	同	(野積) 金一厘二毛	同
麻	同	金八毛	同
金屬原料品	同	金一二厘六毛	同
二級品ニ屬スル			
三級品ニ屬スル			

三 大連危険品倉庫料率 (百斤ニ付)

品名	庫内一日倉敷料ニ付	預庫庫 借出入 料料料	各
火藥類(花火ヲ除ク)	金七厘	金一錢五厘	
花火爆竹	金一錢五厘	金三錢	
石油	金一厘二毛		
燐寸	金三厘六毛		
揮發油	金三厘六毛	金一錢五厘	
強酸類	金四厘八毛		
油紙油布及其製品	金三厘六毛		

四 混合保管豆粕特定率

種別	單位	倉敷料 (一日ニ付)	預庫庫 借出入 料料料	各
入庫ノ日ヨリ三十日間	百枚若ハ其 未滿ニ付	金二錢五厘		三十錢
入庫ノ日ヨリ卅一日以後	同	金九錢		

五 混合保管大豆及小麥特定率

種別	倉敷料 (一日ニ付)	預庫庫 借出入 料料料	各
入庫ノ日ヨリ三十日間	金三十三錢		
同卅一日ヨリ六十日間	金五十錢		金一圓六十五錢
同第九十日以後	金六十六錢		

六、豆油混合保管料

- (イ) 検査料 一口(三十三噸)ニ付 金三圓
- (ロ) 倉入及倉出料 同 金十三圓
- (ハ) 倉敷料 一口一曆旬ニ付
  - 第一旬乃至第四旬 金六圓
  - 第五旬乃至第七旬 金九圓
  - 第八旬乃至第十旬 金十二圓
  - 第十一旬以後 金十八圓

會社ニ於テ容器詰ヲナス場合ハ別ニ費用ヲ收受ス。本料金ニ付テハ料金計算規則第十一條ノ規定ヲ適用セス。

第十一節 混合保管大豆其他検査料金 (大豆其他検査規則參照)

- 一、見本摘出數カ總數ノ一割迄ノ場合、一口三十三噸(混合保管ニ付スヘキ大豆及小麥ニ付テハ三百五十袋)又ハ其ノ

未滿每ニ金二圓但シ豆粕ハ一口一千一百枚又ハ其ノ未滿每ニ金一圓。

二、見本摘出力總數ノ一割以上五分以内ヲ増ス毎ニ前項ノ三割増。

三、混合保管大豆及小麥ニ使用スル麻袋ニ對シテハ、一口(三百五十袋)又ハ其ノ未滿每ニ金一圓。

四、混合保管大豆及小麥檢斤手數料。

一口ニ付 一部 三十袋若ハ其ノ未滿每ニ 檢斤 金二 圓

全部 檢斤 金十 圓

五、混合保管豆粕檢斤手數料。

一口ニ付 一部 (百枚) 檢斤 金二 圓

全部 檢斤 金八 圓

右検査料ハ混合保管ニ付スヘキ大豆、小麥及麻袋、豆油及豆粕ニシテ検査ニ合格シタルモノニ付テハ第四號及第五條ノ全部檢斤ヲ除クノ外當分ノ内之ヲ申受ケス、但シ麻袋、品質、斤量ノ内一部ノ検査ニ不合格トナリタル爲、受寄シ得サル場合ハ合格セル分ニ對シ半額ノ検査料ヲ申受ク、混合保管大豆、小麥及豆粕出庫ノ際ニ於ケル検査手數料ハ前項ノ二倍。

解袋手數料其他ハ左ノ通り。

(イ) 解袋荷造手數料 一袋ニ付 金四 錢

(ロ) 配替及繰替手數料 (別ニ所定、省略)

(ハ) 混合保管豆粕荷造料 一枚ニ付 金七 厘

(ニ) 混合保管豆粕ノ期間滿了後ニ於ケル特別扱料 一枚ニ付 金七 厘

(ホ) 混合保管豆粕不合格品ニ對スル特別扱料 一枚ニ付 金七 厘

### 第十二節 埠頭營業時間

イ、船舶、鐵道役夫

午 前 午 後

自三月一日 至四月三十日 自六、三〇 至五、三〇

自五月一日 至九月二十三日 自六、〇〇 至六、〇〇

自九月二十四日 至十月三十一日 自六、三〇 至五、三〇

自十一月一日 翌年一月末日 自七、〇〇 至五、〇〇

ロ、倉庫荷捌及荷受

自五月三十一日 自七、三〇 至五、〇〇

自十一月一日 至翌年四月三十日 自七、三〇 至四、三〇

ハ、書類取扱金錢出納

第六章 大連埠頭諸規定及び諸料金

自五月三十一日  
至十月三十一日  
自十一月一日  
至翌年四月三十日

自八、〇〇  
至四、〇〇  
自八、三〇  
至四、三〇

第十三節 冷蔵貨物取扱内規 (大正三、四、一一埠甲第二四號)

冷蔵庫貨物取扱内規

- 第一條 冷蔵貨物ノ取扱ハ本内規ニ依ルノ外埠頭物取扱規則ヲ適用ス
- 第二條 冷蔵ニ適セスト認メタル貨物ハ保管ヲ拒絶ス
- 第三條 陸揚セラレタル貨物、並船積ノ目的ヲ以テ送致セラレタル貨物ニ限り保管スルモノトス
- 第四條 貨物冷蔵ノ申込ヲ爲サントスル者ハ所定ノ冷蔵庫保管申込書ヲ提出スルコトヲ要ス
- 第五條 貨物ノ冷蔵ヲ引受ケタルトキハ冷蔵庫保管貨物證ヲ交付ス  
前項ノ貨物證ハ之ヲ讓渡シ又ハ質入スルコトヲ得ス
- 第六條 貨物保管中機械ノ故障其ノ他不可抗力ニ因リテ生シタル損害ニ對シテハ會社其ノ責ニ任セス
- 第七條 機械ノ故障其ノ他止ムヲ得サル事故發生シタル場合ニ於テハ貨物ノ引取ヲ請求スルコトアルヘシ  
但シ之カ爲損害ヲ生スルコトアルモ會社ハ其ノ責ニ任セス
- 第八條 冷蔵ノ爲ニ生シタル貨物ノ減量又ハ變質ニ對シテハ會社ハ其ノ責ニ任セス

第九條 保管期間ハ三十日ヲ以テ限度トス、但シ特ニ承認スル場合ハ期間ノ延長ヲ爲スコトヲ得

第十條 貨物ノ冷蔵ニ對シテハ左表ノ料金ヲ申受ク

料 金	期 間	種 別	單位	保 管 料
	自四月一日 至十月末日	入庫ノ日ヨリ五日間	一日ニ 付キ	金十五圓六十錢
	同	第六日ヨリ一日ニ付	同	金一圓八十錢
	自十一月一日 至三月末日	入庫ノ日ヨリ五日間	同	金七圓八十錢
	同	第六日ヨリ一日ニ付	同	金九 十 錢

- 一、入庫ノ日ヨリ五日間ヲ經過セサルニ、引渡ノ申込アリタル場合ハ五日間ノ料金ヲ申受ク。
- 一、船積ノ目的ヲ以テ送致セラレタル貨物ニシテ、船積セラレサル場合ニ於テハ前記料金ノ五割増ヲ申受ク。

第十四節 船舶電話使用規定 (大正二、六九鐵線甲第九號)

第一條 船舶電話トハ大連埠頭ニ繋留スル船舶ニ電話機ヲ設置シテ埠頭事務所ニ於テ社内電話及公衆電話ニ接続スル電話ヲ云フ

第二條 船舶電話ヲ使用セントスル船舶ハ船舶電話使用申込書ヲ埠頭事務所ニ提出スヘシ、但シ使用料ハ之ヲ申受ケス

第六章 大連埠頭諸規定及び諸料金

第三條 船舶電話ハ接續函ヲ設置シアル繫船區ニ繫留スル船舶ニ限り之ヲ取扱フ

第四條 電話機及電話線ノ設置取外ハ埠頭事務所ニ於テ之ヲ爲ス

第五條 電話機及電話線ノ保存ハ當該船舶長ノ責任トシ其ノ減失毀損ニ對シテハ事由ノ如何ヲ問ハス總テ當該船舶

長ニ於テ之カ責ニ任スヘキモノトス

第六條 船舶電話ノ使用ヲ終ラントスル船舶ハ離埠一時間以前ニ其ノ旨埠頭事務所ニ通知スヘシ

第七條 船舶電話使用者ハ本規程及大正十二年三月關東廳令第十七號電話使用規則ヲ遵守スヘシ

船舶電話使用申込書

一、船名

一、繫船區

一、船客ノ有無

一、使用期間 自 年 月 日 至 年 月 日

船舶電話使用致度此段申込候也

右使用ニ關シテハ貴所船舶電話使用規程遵守可致候

昭和 年 月 日

何丸船長 何

某

南滿洲鐵道株式會社

埠頭事務所 御中

第七章 大連港發著船舶及出入客貨

第一節 入港船舶

船舶は之を汽船及び戎克に區別して左に表示する。

第一項 汽船

一 大連港著埠汽船國籍別表

國籍別	年 度		一、九二五年		一、九二四年		一、九二三年		一、九二二年		一、九二一年		一、九二〇年	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
日本	2,488	62,934	1,886	52,420	1,873	49,945	1,861	49,945	1,846	47,730	2,080	54,088	2,080	54,088
支那	818	21,800	710	19,100	910	24,341	903	24,341	776	21,100	643	17,473	643	17,473
英 國	176	4,747	143	3,707	180	4,747	176	4,747	176	4,747	176	4,747	176	4,747
佛 國	30	804	31	804	6	166	8	217	7	184	7	184	7	184
總 計	3,502	90,232	2,770	76,278	3,049	81,940	3,024	81,940	2,917	77,771	3,893	100,000	3,893	100,000

計	白 國		和 國		獨 逸		丁 林		露 國		瑞 典		伊 威		ヒ ャ		米 國		塊 國	
	總 噸	隻 數	總 噸	隻 數	總 噸	隻 數	總 噸	隻 數	總 噸	隻 數	總 噸	隻 數	總 噸	隻 數	總 噸	隻 數	總 噸	隻 數	總 噸	隻 數
九、〇三三、二九二	三、六七六																			
七、九七一、二一九	二、九六五																			
七、九六七、八二七	三、一八〇																			
七、二九〇、九〇八	三、〇四六																			
五、六九七、七八四	二、八〇六																			
四、八六四、九〇四	二、一九四二																			

第二項 戎 克

大山戎克埠頭に著埠せる戎克並に日本帆船は左表の通りである。

種 別	戎 克		日 本 帆 船		計
	石 隻	噸 數	石 隻	噸 數	
一、九二六年	六、九四六	七一九六六四	七、〇九八	七、〇九八	七、〇九八
一、九二五年	七、四五五	六九八、四八四	七、三三八	六、二七三	七、三三八
一、九二四年	四、八〇四	四五三、八四三	四、八九五	二、六三五九	四、八〇二
一、九二三年	六、〇七三	五八七、一九一	六、一六一	二、九、三四三	六、一六一
一、九二二年	七、一八〇	七四五、〇七九	七、二八〇	三、〇七三	七、二八〇
一、九二一年	四、七八〇	五二七、三七九	四、八八四	六、九二五七	四、八八四

(註) 普通十石一噸として計算してゐる。

第二節 出入客貨

第一項 發 著 船 客 (單位人)

國 籍 別	性 別	上 陸		乘 船		計
		年 度	種 別	年 度	種 別	
日 本 人	男	一、九二五年	上	一、九二五年	乘	一、九二五年
	女	一、九二五年	上	一、九二五年	乘	一、九二五年
計	男	一、九二五年	上	一、九二五年	乘	一、九二五年
	女	一、九二五年	上	一、九二五年	乘	一、九二五年



計	支那人		其他		計
	女	男	女	男	
二八、九八五	二、四七五	二、四一〇	二、五三三	一、六六三	二八、九八五
二八、九八五	二、四七五	二、四一〇	二、五三三	一、六六三	二八、九八五
二八、九八五	二、四七五	二、四一〇	二、五三三	一、六六三	二八、九八五
二八、九八五	二、四七五	二、四一〇	二、五三三	一、六六三	二八、九八五
二八、九八五	二、四七五	二、四一〇	二、五三三	一、六六三	二八、九八五
二八、九八五	二、四七五	二、四一〇	二、五三三	一、六六三	二八、九八五
二八、九八五	二、四七五	二、四一〇	二、五三三	一、六六三	二八、九八五
二八、九八五	二、四七五	二、四一〇	二、五三三	一、六六三	二八、九八五
二八、九八五	二、四七五	二、四一〇	二、五三三	一、六六三	二八、九八五
二八、九八五	二、四七五	二、四一〇	二、五三三	一、六六三	二八、九八五

第二項 輸出入貨物

大連港の輸出入貨物は汽船及び戎克に區別する必要がある。

第一目 汽船貨物

一 汽船貨物の輸出入別數量 (單位米噸)

輸出入別	輸出入貨物		輸出入別
	輸出	輸入	
一九二五年	五、三三七、九五五	一、〇〇一、〇三三	一九二五年
一九二四年	四、五七六、〇八二	九、九六、八八八	一九二四年
一九二三年	四、四三三、一一二	七、九六、五三五	一九二三年
一九二二年	四、〇八一、四三二	七、七七一、六一六	一九二二年
一九二一年	三、二五〇、七四四	七、六三三、九七七	一九二一年
一九二〇年	三、〇六四、六三六	九、七四二、二二五	一九二〇年
合計	三、〇六四、六三六	九、七四二、二二五	合計

二 輸出貨物仕向地方別數量 (單位米噸)

年	噸數及割合	日		支那		歐洲		亞米利加		其他	
		噸數	割合	噸數	割合	噸數	割合	噸數	割合	噸數	割合
一九二五年	三、〇六四、六三六	一、五九七、一八八	五二、一	二、九七九、三三	九七、一	〇、七	六、四三〇、〇	二一、三	三、二六五、五	一〇、六	
一九二四年	三、二四〇、四	一、五九七、一八八	五二、一	二、九七九、三三	九七、一	〇、七	六、四三〇、〇	二一、三	三、二六五、五	一〇、六	
一九二三年	三、二八〇、四	一、五九七、一八八	五二、一	二、九七九、三三	九七、一	〇、七	六、四三〇、〇	二一、三	三、二六五、五	一〇、六	
一九二二年	三、二七五、六五	一、五九七、一八八	五二、一	二、九七九、三三	九七、一	〇、七	六、四三〇、〇	二一、三	三、二六五、五	一〇、六	
一九二一年	三、二七五、六五	一、五九七、一八八	五二、一	二、九七九、三三	九七、一	〇、七	六、四三〇、〇	二一、三	三、二六五、五	一〇、六	
一九二〇年	三、二七五、六五	一、五九七、一八八	五二、一	二、九七九、三三	九七、一	〇、七	六、四三〇、〇	二一、三	三、二六五、五	一〇、六	

三 輸移出貨物主要品別數量 (單位米噸)

年	噸數及割合	大豆		豆		油		雜穀		石炭		其他	
		噸數	割合	噸數	割合	噸數	割合	噸數	割合	噸數	割合	噸數	割合
一九二五年	八、九二〇、八九	一、三二一、二八九、六六	一四、七	一、四〇三、三三	一五、五	一、七〇二、五九九	一九、六	二、一四三、五九九	二四、五	二、六六五、五五	三三、五	三、七二五、五五	
一九二四年	八、〇〇三、九三	一、三二一、二八九、六六	一四、七	一、四〇三、三三	一五、五	一、七〇二、五九九	一九、六	二、一四三、五九九	二四、五	二、六六五、五五	三三、五	三、七二五、五五	
一九二三年	七、九七九、七九	一、三二一、二八九、六六	一四、七	一、四〇三、三三	一五、五	一、七〇二、五九九	一九、六	二、一四三、五九九	二四、五	二、六六五、五五	三三、五	三、七二五、五五	
一九二二年	六、九三三、四	一、三二一、二八九、六六	一四、七	一、四〇三、三三	一五、五	一、七〇二、五九九	一九、六	二、一四三、五九九	二四、五	二、六六五、五五	三三、五	三、七二五、五五	
一九二一年	五、四四六、六	一、三二一、二八九、六六	一四、七	一、四〇三、三三	一五、五	一、七〇二、五九九	一九、六	二、一四三、五九九	二四、五	二、六六五、五五	三三、五	三、七二五、五五	
一九二〇年	五、七二、三	一、三二一、二八九、六六	一四、七	一、四〇三、三三	一五、五	一、七〇二、五九九	一九、六	二、一四三、五九九	二四、五	二、六六五、五五	三三、五	三、七二五、五五	

四 輸入貨物仕出地方別數量 (單位米噸)

年 度	地方別		日 本	支 那	歐 洲	亞 米 利 加	其 他	合 計
	噸數及割合	噸數						
一、九二五年	四六、六八	三六、〇六	八〇、三〇	〇、八〇	一五、七六	二五、〇〇	一〇、九〇	一、〇〇〇
一、九二四年	四三、六四	三三、五〇	八八、八五	〇、九一	一三、四六	二五、〇〇	〇、三三	一、〇〇〇
一、九二三年	三三、三六	三三、〇六	八九、八五	〇、九一	一四、四六	二五、〇〇	〇、三三	一、〇〇〇
一、九二二年	三三、〇五	三三、〇六	九〇、九一	〇、九一	一四、四六	二五、〇〇	〇、三三	一、〇〇〇
一、九二一年	三三、〇五	三三、〇六	九〇、九一	〇、九一	一四、四六	二五、〇〇	〇、三三	一、〇〇〇
一、九二〇年	三三、〇五	三三、〇六	九〇、九一	〇、九一	一四、四六	二五、〇〇	〇、三三	一、〇〇〇

五 輸出入貿易海關兩額

種 別	年 度	輸 入		輸 出	
		支那 計	外國 諸港	支那 計	外國 諸港
一、九二五年	一、九二五年	二一八、六九六、七五五	一〇七、九一四、〇九八	二二三、三三九、九八五	一三二、九三四、六八九
		四〇、七〇五、二一〇	三〇、七五三、六六七	四、四七三、六七四	一九、三七〇、〇六八
一、九二四年	一、九二四年	二一七、四七〇	一〇七、九一四、〇九八	二二三、三三九、九八五	一三二、九三四、六八九
		四〇、七〇五、二一〇	三〇、七五三、六六七	四、四七三、六七四	一九、三七〇、〇六八
一、九二三年	一、九二三年	二一七、四七〇	一〇七、九一四、〇九八	二二三、三三九、九八五	一三二、九三四、六八九
		四〇、七〇五、二一〇	三〇、七五三、六六七	四、四七三、六七四	一九、三七〇、〇六八
一、九二二年	一、九二二年	二一七、四七〇	一〇七、九一四、〇九八	二二三、三三九、九八五	一三二、九三四、六八九
		四〇、七〇五、二一〇	三〇、七五三、六六七	四、四七三、六七四	一九、三七〇、〇六八
一、九二一年	一、九二一年	二一七、四七〇	一〇七、九一四、〇九八	二二三、三三九、九八五	一三二、九三四、六八九
		四〇、七〇五、二一〇	三〇、七五三、六六七	四、四七三、六七四	一九、三七〇、〇六八
一、九二〇年	一、九二〇年	二一七、四七〇	一〇七、九一四、〇九八	二二三、三三九、九八五	一三二、九三四、六八九
		四〇、七〇五、二一〇	三〇、七五三、六六七	四、四七三、六七四	一九、三七〇、〇六八

輸 出 入 合 計 二八四、四一〇、四一四 二四九、二八、八五五 二四一、三九四、八〇七 三三九、九二一、三九二 三三二、六九五、一三三 二八、一三五、七四八

(註) 本表には再輸出及輸出入金銀を含まない。

第二目 戎克貨物

一 戎克貨物輸移出別數量 (單位米噸)

種 別	年 度	輸 移	
		入 額	出 額
一、九二五年	一、九二五年	一五五、五五三	一〇二、四六
		六五、九〇一	五二、五七二
一、九二四年	一、九二四年	一五五、五五三	一〇二、四六
		六五、九〇一	五二、五七二
一、九二三年	一、九二三年	一五五、五五三	一〇二、四六
		六五、九〇一	五二、五七二
一、九二二年	一、九二二年	一五五、五五三	一〇二、四六
		六五、九〇一	五二、五七二
一、九二一年	一、九二一年	一五五、五五三	一〇二、四六
		六五、九〇一	五二、五七二
一、九二〇年	一、九二〇年	一五五、五五三	一〇二、四六
		六五、九〇一	五二、五七二

二 輸移出戎克貨物仕出地方別數量 (單位米噸)

地 方 別	年 度	輸 移	
		入 額	出 額
一、九二五年	一、九二五年	八二	一三五
		二二、二一五	三三、三三三
一、九二四年	一、九二四年	八二	一三五
		二二、二一五	三三、三三三
一、九二三年	一、九二三年	八二	一三五
		二二、二一五	三三、三三三
一、九二二年	一、九二二年	八二	一三五
		二二、二一五	三三、三三三
一、九二一年	一、九二一年	八二	一三五
		二二、二一五	三三、三三三
一、九二〇年	一、九二〇年	八二	一三五
		二二、二一五	三三、三三三

種別	第一編 大連港	
	江蘇	其他省
合計	二二,八九六	一一,二六六
	五,六八三	一〇,八三七
	一五五,五五三	一〇,二四六
		一五,八〇八
		七,七五四
		二四,五二四
		一〇,〇〇八
		一九八,九四四
		一六,八九二六
		七,五八〇
		七,七七三
		一三八,四〇一

三 戎克輪移出貨物主要品別數量 (單位米噸)

種別	第一編 大連港										
	石炭	大豆	豆油	高粱	粟	包米	麥粉	金粉	木粉	油類	其他
一、九二五年	二五,八五九	四,三五七	一一,四五九	一〇,〇一七	七四,〇〇八	三〇,三三八	八,四一一	一,七三〇	三,二五七	七二四	一一,七〇七
一、九二四年	二二,二二七	三,五四四	一八,〇七三	五,〇三四	一三,八〇四	一〇,一四四	八,〇二〇	一,五二九	五,九一〇	一,五〇五	一〇,一一四
一、九二三年	一六,九七四	三,六三二	一九,三一九	九,七〇一	七三,八二七	二,五一四	九,二九三	三,一〇八	一,一三〇	三,二六九	一五,二九三
一、九二二年	一〇,一七四	四,八一〇	一四,四〇八	一〇,三四〇	一〇六,九九三	九,三六〇	二,〇八九	二,五七五	一,〇五三	四,九〇	一九八,九四四
一、九二一年	一一,一八七	四,六九〇	一六,九三三	二二,七三九	六七,二五九	三,五八〇	一,四一一	二,〇一〇	九三八	三,〇三三	一六,一九二六
合計	一〇一,一七四	一六,九三三	一〇,〇一七	三〇,三三八	三〇,三三八	一〇,一四四	二,〇八九	一,四一一	一,四一一	一,四一一	一六,一九二六

四 輪移入戎克貨物仕出地方別數量 (單位米噸)

地方別	第一編 大連港					
	朝鮮	奉天	直隸	山東	江蘇	其他
一、九二五年	四,一四四	四七,三三九	一,四四五	七,一三五	四二,八九九	一,六五九
一、九二四年	二,九六七	三二,一〇八	一,九〇三	八,一〇二	三八,五二二	三,二四一
一、九二三年	三,一四九	三〇,三五一	一,八三三	六,四八四	二,八三八	九一〇
一、九二二年	一,一三六	三三,二四六	三,六二五	八,五〇三	一七,九一〇	一,三三七
一、九二一年	一,〇二七	三七,〇七五	二,四四七	一一,六四〇	四〇,六八九	五八二
合計	一四,三六六	一四七,〇五八	一〇,〇〇一	三三,九八八	一五二,九〇一	五,五七二

五 戎克輪移入貨物主要品別數量 (單位米噸)

種別	第一編 大連港					
	木材	穀類	魚類及海產物	野菜及果實	其他	合計
一、九二五年	二,四一八	五,五〇九	一,五二二	四,五二八	二,四一八	一六,八〇五
一、九二四年	一,七六七	六,九五二	一,七七〇	五,二七二	一,七六七	一六,四七六
一、九二三年	一,三六七	四,五九五	七四二	三,一八四	一,三六七	一〇,六三三
一、九二二年	二,五六八	九三六	四九五	二,一四七	二,五六八	一〇,一〇七
一、九二一年	三,〇六四	一,四四三	一,〇〇七	五,七六三	三,〇六四	一四,二八一
合計	一〇,一〇七	一八,九三三	五,七六三	一六,八〇五	一〇,一〇七	六二,七〇五

食糧品	薪炭	石炭	大豆	其他	合計
三、一六〇	三、五七二	七、八三八	二五、四一三	九、三〇〇	六五、九〇一
一、〇三九	三、一五一	五、三一九	一〇、九七一	二、八二八	五二、五七二
二、七三五	五、九二二	四、六五〇	一〇、六〇七	一〇、〇六七	四五、五五五
二、二七〇	四、一三六	四、一〇〇	一〇、三二六	一七、七八六	四九、六三七
一、二二二	三、五四〇	三、五二五	九、七七七	一九、五五〇	五六、八四〇

### 附録 旅順港

旅順港は露國が東亞經略の根源地として大成した軍港で、日清、日露、兩戰役の激戰地として、歴史上の港灣として有名であるが、商港としては餘り實績を擧げてゐないし、又商港としては大成の見込も少い。

旅順港は滿洲に於ける唯一の完全なる不凍港にして三面山を以つて抱擁せられ黄金山及び老虎尾半島港口を扼し、水深大なる天然の良港であるが背後に倉庫地の少きと、港内の利用すべき沿水線が餘り廣大でないのと、海底には柔軟なる泥土が數十尺の深きに及んでゐる爲め埠頭護岸築造の困難なること等よりして、本港は大港灣としての大成は期し難いかも知れぬが大連港の補助港として或は今少しく本港の改善を圖る必要があるかも知れない。特に一九二二年十一月三十日に旅順要港部が撤廢せられてより、東港南側半部を除いた以外の全水域が開放せられてからは殊に築港の可能性が多くなつたやうに思はれる。而してこれを如何に利用すべきやの詳細は現在猶計畫中に屬する。

旅順港の貿易は現在では石炭、鹽、珪石の輸出港で輸入は全然ないと云つてよい。現在利用してゐる埠頭の設備としては長さ四五〇尺の木造棧橋一と浮棧橋が長さ二十尺横六十尺の長方形のもの二箇所にあるに過ぎない。(干潮面以下の水深約十八尺。)現棧橋は既に腐朽甚だしく三十八萬圓の豫算(十五年度十萬圓)を以つて現在の棧橋を約四十米延長し、更にそれより百四十度の角度を以つて百十五米延長して日本橋に至る約千尺の木造棧橋を造り、その後方に一萬坪の埋立をなして貯炭場を造る筈である。然らば棧橋の延長が倍加するのみならず、貯炭場の面積も倍加するものである。

現在の棧橋後方の貯炭場のみの総面積を知ることには困難であるが、事務所敷地及び線路用地を含んだ全面積は約六千九百十坪にして貯炭能力は約二萬噸である。而して貯鹽場は約千七百坪にして貯鹽能力約一萬三千噸である。満鐵の旅順埠頭諸規定及び諸料金は大連港のそれらと殆んど同一であるから之を省くが、只水先案内は大連港同様千噸以上の船舶は強制水先嚮導である。大連港の水先案内料は前編大連港の該項に述べた如く當分の間徴收しないが旅順港のは左の通りである。

旅順港航路嚮導料

總噸數	旅順港航路嚮導料(出入各一回に付)		摘	要
	石炭	燃料		
千噸以上	十圓	十圓	一、排水量を以て表示する船舶の噸數は排水量の百分の六十を以て本表總噸數と看做す。	二、總噸數一千噸未満の船舶の水路嚮導料は出入各一回につき金五圓とす。 三、帆船の水路嚮導料は本表の五割増とす。 四、碇泊所の變更に要したる水路嚮導料は本表の半額とす。 五、軍艦の請求に依り水路嚮導に應じたるときは本表所定の額を徴收するものとす。
二千噸以上	十圓	十圓		
三千噸以上	十圓	十圓		
四千噸以上	十圓	十圓		
五千噸以上	十圓	十圓		

輸出石炭は港の性質上貨車直積の多きは本港の一特色で且荷役力も大連のよりは幾分優れてゐる。即ち苦力一人の平均一日間の作業力は貨車卸は約十噸で、船積は約七噸であり又一回の肩搬量は約百二十斤である。旅順港の最近數年間の輸出貨車數量は左表の通りである。

旅順港滿鐵埠頭取扱主要輸移出貨物表 (單位米噸)

年 度	石 炭		煤 炭		合 計	鹽	珪 石	其 他	總 計
	貯炭積	直 積	貯炭積	直 積					
大正十二年八月十八日以降	九,五五九	一八,三三六	六,八四六	一一,一三七	二〇,〇八六	—	—	—	二〇,〇八六
大正十三年	一九,〇〇〇	一〇,四三三	三〇,五四六	一一,〇五九	三九,二二九	—	—	—	三九,二二九
大正十四年	二四,五〇三	一〇,四三三	三〇,七四六	二二,一九九	五三,〇〇七	—	—	—	五三,〇〇七
大正十五年	二〇,一六〇	二七,一七六	三九,八八五	二二,一三八	六六,〇六三	—	—	—	六六,〇六三

この外に鹽は舢による沖積が若干ありて、大正十四年中には約三萬噸の輸出があつた。

輸出貨物に對する通關手續は第一章記載の大連港のそれと同様にして、唯大連埠頭の検査場が旅順埠頭にあるの相違のみである。旅順港の現在は大體上記によつてその大略を盡したることとなるが、今後の旅順港の運命は一に大連の盛衰又は擴張の可能性の有無によつて決せられるものである。故に大連港の繋船岸が増大されとか荷役能力が非常に早くなるとかして、船舶が沖待をなすの必要全然なきに至るならば滿鐵が貿易港として旅順港を經營する必要は殆んど無くなる譯である、而して大連埠頭の岸壁を増築するか機械荷役設備をなすのと、旅順港を大連港の副港として増築改善するのと、何れが有利なるべきやは技術家の調査に俟つべきで吾人門外漢には分らない。併しそれは何れにしても旅順港は大港灣たるの要素に缺けてゐることは港外放泊區のないこと、港内に埠頭設備をなすことの困難なること、背後に倉庫地の少なき等より見て明である。故に漁港又は沿岸貿易港としてならば適當に使用し得るけれども、

さもない限りは大連の補助港としてより利用の途はないと考へられる。又港そのものは漁港又は沿岸貿易港として適當であつても直接の背後市場が旅順の如き貧弱さでは發達の可能性が少い。況んや奥地向に發送するには大連よりは鐵道運賃を多く要するに於てをやである。

旅順港則に旅順港規則、旅順港細則、旅順港取締規則等あれども廣汎に亘るを以つて旅順港取締規則のみを掲げることとする。

旅順港取締規則 (昭和二年四月十八日廳令第一六號改正)

- 第一條 本令ニ於テ港内トハ旅順港規則第一條ニ規定スル第二區及第三區ヲ謂フ
- 第二條 第二區 老虎尾水道黄金山下西端ヨリ東方 及第三區 西港ヲ ハ之ヲ船舶ノ自由碇泊所トス  
距岸百五十米以内ノ海面ヲ除ク
- 西港及西港内棧橋並東港北岸ハ之ヲ船舶ノ碇泊所又ハ繫留所トス汽艇支那形船舶其ノ他小廻船ニ對シテハ別圖第二區内第一標木及第二標木ヲ連結シタル點線以北ノ海面ヲモ其ノ碇泊所及繫留所トス
- 第三條 老虎尾水道以内 第一區ニ進入スル船舶ハ關東廳海務局長 以下海務局長ト稱スノ指定シタル位置ニ碇泊スヘシ但シ汽艇、支那形船舶其ノ他小廻船ハ航路又ハ運航ノ妨害ト爲ラサル限り指定ヲ俟タズ碇泊スルコトヲ得  
軍艦ノ碇泊所ハ特別ノ場合ヲ除クノ外船舶ノ自由碇泊所トス
- 第四條 海務局長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ船舶ニ對シ碇泊所ノ變更又ハ運航ノ停止ヲ命スルコトヲ得
- 第五條 港内ニ在ル船舶ハ海務局長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ碇泊所ヲ變更スルコトヲ得但シ風波災害其ノ他

已ムコトヲ得サル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ニ依リ碇泊所ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク其ノ事由及碇泊所ヲ海務局長ニ届出ツヘシ

第六條 船舶入港ノ場合ニ於テハ港外ヨリ碇泊所ニ就ク迄、出港ノ場合ニ於テハ碇泊所ヲ離ルル時ヨリ港外ニ出ツル迄晝間ハ國旗及信號符字ヲ表示シ夜間ハ所定ノ燈火ヲ掲クヘシ港内運航ノトキ亦同シ

第七條 關東州外ヨリ入港スル船舶ハ傳染病豫防ノ爲檢疫ヲ受クヘシ

前項ノ船舶ハ入港前ヨリ檢疫信號ヲ掲クヘシ

檢疫信號ハ晝間ハ前橋頭ニ黃旗ヲ掲ケ夜間ハ同所ニ紅白二燈ヲ上下ニ連掲スルモノトス

第八條 前條ノ船舶ハ自由碇泊所ニ假泊シ關東廳海務局長 以下海務局長ト稱ス官吏ノ臨檢ヲ受ケ別記第一號書式ノ著港届ヲ提出シ別記第二號書式ノ交通許可證ヲ受クルニ非サレハ陸地若ハ他船トノ交通、船客若ハ船員ノ上陸又ハ物件ノ陸揚ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 關東州沿岸ノミヲ航行スル船舶入港シタルトキハ直ニ別記第一號書式ノ著港届ヲ差出スヘシ

前項ノ船舶左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前二條ノ規定ヲ準用ス

- 一 現ニ傳染病若ハ其ノ疑アル患者又ハ死者アルトキ
- 二 航海中傳染病若ハ其ノ疑アル患者又ハ死者アリタルトキ
- 三 傳染病流行地ヲ發シ若ハ其ノ地ヲ經テ來航シ又ハ傳染病毒ニ汚染シタル船舶ト交通シ其ノ他傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染シタル疑アルトキ

第十條 總噸數一千噸以上ノ船舶ハ水先人ノ水路嚮導アルニ非サレハ西港及東港内第二區ニ著發スルコトヲ得ス但シ老虎尾水道ヲ通航セサルトキ又ハ海務局長ニ於テ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス  
海務局長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ總噸數一千噸未滿ノ船舶ト雖モ前項ノ規定ニ依ラシムルコトヲ得  
水先人ヲ要スル船舶ハ口頭又ハ萬國船舶信號ノPT旗ヲ掲ゲ水先人ヲ海務局ニ請求スヘシ  
水路嚮導料ハ別ニ之ヲ告示ス

第十一條 水先人船舶ニ乗込ミタル場合ト雖モ船舶ノ指揮ハ船長ノ責任トス

第十二條 水路嚮導ヲ要シタル船舶ノ船長ハ船名、國籍、總噸數、所有者名、代理店名、出入港當時ノ各吃水及水路嚮導ヲ要シタル日時、區域ヲ記載シ記名捺印シテ之ヲ水先人ニ交付スヘシ

第十三條 船舶入港シタルトキハ著港後二十四時間内ニ海務局ニ船員名簿寫ヲ提出シ同時ニ船舶國籍證書又ハ之ニ代ルヘキ證書及最近發航地ノ出港免狀ヲ預クヘシ但シ船客貨物ノ積卸ヲ爲サスシテ著港後二十四時間内ニ出港スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ依リ預リタル書類ハ出港許可ト同時ニ之ヲ還付ス

支那形船及小廻船ニ在リテハ別記第五號書式ノ著港届ヲ提出シ第一項ノ書類ニ代フルコトヲ得

第十四條 船舶ハ出港一時間前ニ別記第三號書式支那形船舶ニ在リテハ別記第六號書式ハ別記第六號書式ノ出港届ヲ提出シ別記第四號書式ノ出港許可證ヲ受クルニ非サレハ出港スルコトヲ得ス

船舶ハ出港十二時間前ヨリ出帆旗ヲ前檣頭ニ掲クヘシ但シ支那形船及小廻船ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 出港許可證ヲ受ケタル後二十四時間以上碇泊スル船舶ハ更ニ前二條ノ手續ヲ爲スニ非サレハ出港スルコトヲ得ス但シ荷役ヲ爲ササル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 出港シタル船舶避難修繕其ノ他ノ事故ノ爲出港後十二時間内ニ歸港シタルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル届書ヲ海務局ニ提出シ著港局ニ代フルコトヲ得

第十七條 左ニ掲クル以外ノ場所ニ於テ貨物ノ積卸又ハ船客船員ノ上陸若ハ乗船ヲ爲スコトヲ得ス但シ海務局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 西港汐見崎ヨリ朝日町第二標木ニ至ル沿岸

二 第二區第二標木ヨリ第一標木ニ至ル朝日町嚴島町沿岸及下關波止場並東港北岸  
爆發物又ハ容易ニ燃燒スヘキ危險物ノ積卸場ハ汐見崎西岸トス

第十八條 老虎尾水道内出入船舶ノ航路ハ白玉山高低導燈ヲ一直線ニ視ル線ヨリ東西各百米ノ幅ヲ以テ南方ニ走ル並行線内トス

前項ノ航路ノ延長ハ老虎尾水道南端ノ浮標ヨリ五百米トス

第十九條 前條ノ航路ヲ航行セムトスルトキハ入港船ハ老虎尾水道外ニ於テ出港船ノ航路ヲ避クヘシ

船舶ハ老虎尾水道並前條ノ航路ニ於テ濫ニ停留若ハ投錨シ又ハ被曳船ヲ放チ其ノ他航路ノ妨害ト爲ルヘキ行爲ヲ爲スヘカラス

帆船ハ老虎尾水道ニ於テ縫航スヘカラス

第二十條 海務局長ハ入出港船舶ニ對シ老虎尾山信號所ヨリ特定信號ヲ以テ入出港ニ關スル指示又ハ其ノ碇泊所ヲ示定ス

前項ノ特定信號ハ別ニ之ヲ告示ス

第二十一條 港内ニ於ケル船舶ハ繫船壁又ハ棧橋ニ著發スル場合ヲ除クノ外其ノ周圍二百米以内ニ停留スヘカラス

第二十二條 船舶老虎尾水道ヲ通過セムトスルトキハ錨ヲ捲揚ケ海底電線ニ對スル危害ヲ豫防スヘシ

第二十三條 本令ニ於テ傳染病トハ「コレラ」、「痘瘡」、「猩紅熱」、「ペスト」、「黃熱及發疹」チフスヲ謂フ

傳染病源體保有者ハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ傳染病患者ト看做ス

第二十四條 在港中ノ船舶其ノ船内ニ傳染病、赤痢、「腸チフス」、「バラチフス」、「ヂフテリヤ」、流行性腦脊髓膜炎又ハ其ノ疑アル患者發生シタルトキハ檢疫信號ヲ掲ケ海務局官吏ノ指揮ヲ受ケ更ニ別記第二號書式ノ交通許可證ヲ受ケルニ非サレハ陸地若ハ他船トノ交通、船客若ハ船員ノ上陸又ハ物件ノ陸揚ヲ爲スコトヲ得ス本項ノ病毒ニ汚染シ又ハ汚染ノ疑アル事實ヲ發見シタルトキ亦同シ

第二十五條 海務局長必要アリト認ムルトキハ船舶ニ臨檢シ船客及船員ノ健康診斷ヲ行フコトヲ得

第二十六條 海務局長ハ牛、羊其ノ他ノ獸類又ハ其ノ屍體、肉、皮、毛骨類等ヲ搭載セル船舶ニ臨檢シ家畜傳染病豫防上其ノ他必要アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 船舶ノ消毒ヲ爲スコト
- 二 家畜又ハ其ノ屍體、肉、皮、毛骨類ニ對シテハ隔離、撲殺又ハ消毒等ノ處分ヲ爲スコト

第二十七條 海務局長ハ船舶又ハ物件ニ對シ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 現ニ傳染病患者、若ハ死者アルトキハ停船ヲ命シ患者死者又ハ物件ノ處分ヲ指示シ船舶其ノ他ノ消毒若ハ鼠族昆虫等ノ驅除ヲ施行シ且必要アリト認ムルトキハ一定ノ期間船客、船員ヲ檢疫所又ハ船内ニ停留スルコト
  - 二 航海中傳染病患者又ハ死者アリタルモノニハ第一號ノ規定ニ準シテ處分スルコト
  - 三 傳染病流行地ヲ發シ又ハ其ノ地ヲ經テ來航シ其ノ他傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染シタル疑アルモノニシテ必要アリト認ムルトキハ第一號ノ規定ニ準シテ處分スルコト
  - 四 停船中傳染病患者若ハ死者又ハ傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染シタル疑アルモノヲ發見シタルトキハ更ニ第一號ノ規定ニ準シテ處分スルコト
  - 五 傳染病ノ疑アル患者アルトキハ二日ヨリ多カラサル期間停船ヲ命スルコト
  - 六 發航地若ハ寄港地ノ狀況又ハ船舶ノ狀態ニ依リ消毒若ハ鼠族、昆虫等ノ驅除ヲ施行シ又ハ傳染病源體保有者ノ檢索ヲ爲スコト
  - 七 別記第一號書式第二十二號ニ掲クル物件ニ對シテハ消毒、燒棄其ノ他處分ヲ爲スコト
  - 八 必要アリ認ムルトキハ消毒ノ爲所定ノ場所ニ廻航セシムルコト
- 前項第一號及第三號ノ規定ニ依ル停船期間ハ消毒又ハ鼠族、昆虫等ノ驅除ノ施行ヲ了リタル時ヨリ起算シ「ペスト」ハ十日以内、「コレラ」、「黃熱」ハ五日以内トス又第三號ノ場合ニ於ケル期間ノ算定ハ傳染病流行地ヲ發シタル時又ハ其ノ地ヲ經過シタル時若ハ傳染病毒ニ汚染シタルト疑フヘキ事實アリタル時ヨリ之ヲ起算ス



第二十八條 船舶及物件ノ消毒費、消留人ノ食費、患者及死者ニ關スル費用ハ船長又ハ船長ノ職務ヲ行フ者ヨリ之ヲ徵收ス

第二十九條 船舶ハ健全證書ノ交付ヲ海務局長ニ申請スルコトヲ得

前項ノ申請アリタルトキハ海務局長ハ其ノ船舶ノ健康状態ヲ檢閲シ別記第七號書式ノ健全證書ヲ交付スヘシ

第三十條 常用外ノ爆發物又ハ容易ニ燃燒スヘキ物件ヲ搭載シ入港スル船舶ハ晝間ハ赤旗夜間ハ紅燈一箇ヲ前橋頭又ハ見易キ場所ニ掲ケ自由碇泊所ニ於テ海務局長ノ指揮ヲ俟ツヘシ

第三十一條 前條ノ爆發物トハ有煙火藥(即ち火藥)「シユルツ」(火)、棉火藥、各種「ダイナマイト」「グラスチングセラチン」(セラチンダイナマイト)、「カアールボニツト」(火)、「セリグナイト」(ハアーク)、「ツエーテル」(マイト)、「ノーベルオルダー」ノ類、「コルダイト」(バリスチツト)、「ピクリン」(酸)、黃色火藥、「メリニツト」(デシグノールアベル)、「ベライト」(ロビライト)、「ノルネー」(火藥)、「マカリツト」(フアーベル)、「アスファリン」(シエデツト)、「ドナリツト」(アンモンカアールボニツト)、「コーレンカアールボニツト」(アンモナール)、「ナイトログリセリン」(硝安爆藥)、雷酸鹽類、雷汞、雷、銀ノ類、彈藥筒、實包、空包、藥筒、火藥又ハ爆藥ヲ裝填シタル彈丸又ハ水雷、雷管、信管、爆管、門管、導火線、煙火ノ類ヲ謂ヒ容易ニ燃燒スヘキ物件トハ生石油(アルマ)、油(ラングトン)、石油、「ナフター」(テルピン)、油、「エーテル」(ベンゾル)、石油、「ペンデン」(アセトン)、酒精及硫化炭素ノ類其ノ他華氏九十五度以下ノ熱度ニ依リ發火スヘキ氣體ヲ發スルモノヲ謂フ

第三十二條 船舶ニ備附クル大砲一門毎ニ火藥五十發分、門管又ハ爆管七十箇、小銃一挺毎ニ實包又ハ空包百發分、雷管百五十箇及積載船舶相當量ノ信號用榴彈、火箭、焰管、救命焰等ニシテ適當ニ格納シタルモノヲ除クノ外爆發質

ノ物件ハ總テ之ヲ常用外ト看做ス

容易ニ燃燒スヘキ物件ハ船舶ノ所用タルコトヲ證明シ得ルモノノ外總テ之ヲ常用外ト看做ス

第三十三條 東港外ニ於テ常用外ノ爆發物又ハ容易ニ燃燒スヘキ物件ヲ積卸セムトスル船舶ハ其ノ品名數量ヲ海務局長ニ届出テ所定ノ場所ニ於テ積卸ヲ爲スヘシ

前項ノ船舶ハ在港中晝間ハ赤旗、夜間ハ紅燈一箇ヲ前橋頭又ハ見易キ場所ニ掲クヘシ

第三十四條 火氣ヲ有スル汽艇又ハ端船ニシテ赤旗又ハ紅燈一箇ヲ掲タル船舶ノ近傍ヲ運航スルトキハ安全ナル距離ヲ保チ成ルヘク風下側ヲ運航スヘシ、風上側ヲ運航スルノ己ムヲ得サル場合ニ於テハ特ニ安全ナル距離ヲ保ツヘシ

第三十五條 船舶東港外ニ於テ曳船ヲ爲シ又ハ竹木、筏其ノ他ノ物件ヲ曳クトキハ左ノ制限ニ從フヘシ但シ海務局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 曳船ノ船尾ヨリ舢舨、竹木、筏其ノ他ノ物件ノ後端ニ至ル迄ノ距離ハ百米以內トスルコト
  - 二 竝列シテ舢舨又ハ端船ヲ曳ク場合ニ在リテハ前號ノ距離ヲ超エサル限リ二隻トスルコト
  - 三 舢舨及端船以外ノ船ヲ曳ク場合ハ一隻トスルコト
- 第三十六條 東港外ノ第二區及西港ニ碇泊中ノ船舶ハ其ノ後端ニ舢舨、端船、竹木其ノ他物件ヲ繫留シ水路ノ妨害ヲ爲スヘカラス

第三十七條 港内ニ於テ船舶其ノ搭載セル多數ノ竹木ヲ水上ニ卸サムトスルトキ及筏又ハ多數ノ竹木ヲ繫留シ運行セムトスルトキハ海務局長ノ許可ヲ受クヘシ

- 第三十八條 船舶港内ニ碇泊スルトキハ棧橋、繫船壁又ハ浮標ニ繫留スル場合ヲ除クノ雙錨泊ヲ爲スヘシ但シ海務局長ニ於テ必要ナント認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第三十九條 港内ニ碇泊スル船舶ハ錨ニ浮標ヲ附スヘカラス
- 第四十條 汽艇、發動機艇、舢舨、端船、支那形船其ノ他權權ヲ以テ運航スル船舶ハ他船ノ航路ヲ避クヘシ
- 第四十一條 前條ノ船舶ニシテ埠頭、棧橋、岬角、護岸ノ突端又ハ繫留船ノ一端ヲ回航スル場合ニ於テ之ヲ右ニ見テ航行スルトキハ小廻リ、左ニ見テ航行スルトキハ大廻リヲ爲スヘシ
- 第四十二條 船舶港内ヲ航行スルトキハ針路ヲ保ツニ必要ナル速度ニ止ムヘシ
- 港内ニ於テ船舶並列シテ航行シ又ハ第十八條ノ航路及老虎尾水道ニ於テハ他船ノ前路ヲ横切り又ハ追越スヘカラス
- 汽艇其ノ他小廻船ニシテ危險ノ虞ナキ場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第四十三條 港内及其ノ沿岸ニ於ケル左ノ事項ハ關東長官ノ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更シ又ハ撤去セムトスルトキ亦同シ
- 一 棧橋ノ架設、埠頭ノ築造
  - 二 海面ノ埋立浚渫、海岸ノ掘鑿
  - 三 運河隧道ノ開通、橋梁、鐵道ノ架設
  - 四 浮標、立標其ノ他航路標識ノ設置
  - 五 第二區ノ沿岸海軍用地ヲ除クニシテ水面ヨリ百米以内ニ於ケル家屋倉庫其ノ他築造物ノ新築
- 第四十四條 港内ニ於ケル左ノ事項ハ海務局長ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 海面又ハ海底ニ於ケル工作物ノ施設、變更又ハ撤去
  - 二 船舶航行ノ妨ト爲ルヘキ一切ノ作業
- 第四十五條 港内東港ヲ除クニ於テ船舶ノ運航ノ妨ト爲ルヘキ漁撈採藻ヲ爲スコトヲ得ス
- 第四十六條 海務局長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ西港内ニ於テ水泳ヲ爲スコトヲ得ス
- 第四十七條 繫留ノ爲設置シタル浮標其ノ他ノ營造物ニ非サルモノニ船舶其ノ他ノ物件ヲ繫留スヘカラス
- 第四十八條 船舶カ浮標立標其ノ他ノ營造物ヲ毀損シタルトキハ其ノ修繕又ハ再設ノ費用ハ船長又ハ船長ノ職務ヲ行フ者之ヲ賠償スヘシ
- 第四十九條 第二區及西港ノ水面其ノ海岸並之ニ注流スル水流ニハ塵芥、灰燼、油類其ノ他ノ物件ヲ委棄スヘカラス但シ油類ハ第三區西港ヲ除クニ於テ排泄スルコトヲ得
- 東港外ニ於テ荷足其ノ他土砂ノ類ヲ放棄セムトスルトキハ海務局長ノ指揮ヲ受クヘシ
- 船舶ニシテ塵芥、灰燼其ノ他ノ物件ヲ處分スル爲舢舨ヲ要スルトキハ萬國船舶信號Fノ旗又ハ藍ヲ掲クヘシ
- 前項舢舨ニ要スル費用ハ船長又ハ船長ノ職務ヲ行フ者ノ負擔トス
- 第五十條 港内ニ於テ石炭其ノ他海底ニ堆積スル虞アル物件ヲ積卸セムトスルトキハ水中ニ脱落スルコトヲ豫防スル爲必要ナル措置ヲ爲スヘシ
- 第五十一條 船舶ハ海務局官吏又ハ警察官吏ノ臨檢ヲ拒ムコトヲ得ス
- 臨檢官吏ノ要求アルトキハ船長其ノ他ノ乗組員ハ之ニ應シ必要ナル便宜ヲ與フヘシ

第五十二條 在港中ノ船舶警察官吏ノ救授ヲ要スルトキハ晝間ハ萬國船舶信號ノG旗ヲ掲ケ夜間ハ藍火又ハ閃火ヲ示スヘシ

第五十三條 在港中ノ船舶火ヲ失シタルトキハ時鐘若ハ之ニ類似ノ振鳴器ヲ連打シ又ハ汽笛ヲ連吹シ晝間ハ萬國船舶信號ノNM旗ヲ掲ケ夜間ハ號火、火箭等ヲ用キテ見易キ發火信號ヲ爲シ且斷エル紅燈ヲ上下スヘシ船舶危急ノ場合ニ遭遇シ救助ヲ要スルトキ亦同シ但シ晝間ハ萬國船舶信號ノNC旗ヲ掲ケヘシ

第五十四條 海務局長ハ第三區内ニ於テ船舶ニ危害ヲ及ホスノ虞アル難破物、委棄物其ノ他ノ物件ハ期間ヲ定メ義務者ヲシテ之ヲ取除カシメ又ハ破壊セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ義務者其ノ義務ヲ履行セサルトキハ海務局長之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ執行セシメ其ノ費用ハ義務者ヨリ之ヲ徵收ス

第五十五條 廢船其ノ他船舶ニ等シキ形體ヲ有スル工作物ニハ本令中船舶ニ關スル規定ヲ準用ス

第五十六條 海務局長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル船舶ニシテ航海中特ニ危險ヲ惹起スルノ虞アリト認ムルトキハ一時其ノ出港ヲ差止ムルコトヲ得

- 一 乾舷記號ヲ有スル船舶ニシテ制限吃水ヲ超エテ貨物ヲ搭載シタルトキ
- 二 貨物積載方不完全ニシテ傾斜甚シキトキ
- 三 航海ニ適セサル事故アリタルトキ

第五十七條 港内ニ於テ倉庫船及休繋又ハ修繕セムトスル船舶ハ海務局長ニ届出テ碇泊位置ノ指定ヲ受クヘシ

第五十八條 舢舨、端船、支那形船夜間港内ヲ航行スルトキハ舷上見易キ所ニ白燈ヲ掲ケヘシ

第五十九條 港内ニ於テ特設信號ヲ用キムトスル者ハ海務局長ノ許可ヲ受クヘシ

第六十條 港内ニ於ケル船舶ハ海上衝突豫防法ノ規定其ノ他法令ニ規定アル場合ヲ除クノ外濫ニ汽笛又ハ汽角ヲ吹鳴スルコトヲ得ス

第六十一條 船舶ノ艤裝、休繋又ハ修繕ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ海務局長ハ相當船員ノ乗込ヲ命スルコトヲ得

第六十二條 本令又ハ本令ニ基ク處分ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第六十三條 本令又ハ本令ニ基ク處分中船舶ニ係ルモノニ付テハ船長ハ船長ノ職務ヲ行フ者其ノ責ニ任ス

船長又ハ船長ノ職務ヲ行フ者ハ其ノ船舶ノ乗組員カ本令ニ違反シタル場合ニ於テ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第六十四條 罰金科料又ハ本令ニ依リ費用ノ負擔ヲ命セラレタル場合ニ於テ之ヲ完納セサルトキ又ハ相當ノ擔保物ヲ提供セサルトキハ其ノ船舶ノ出港ヲ許サス

第六十五條 本令中第三條乃至第五條、第十九條、第三十八條、第三十九條、第四十二條及第四十九條ハ内外國艦艇ニ之ヲ適用ス

第六十六條 内外國艦艇ニシテ入港ノ際第九條第二項各號ノ一ニ該當スル事實アルトキハ自由碇泊所ニ假泊シ檢疫信號ヲ掲ケヘシ入港後傳染病患者發生シタルトキ亦同シ

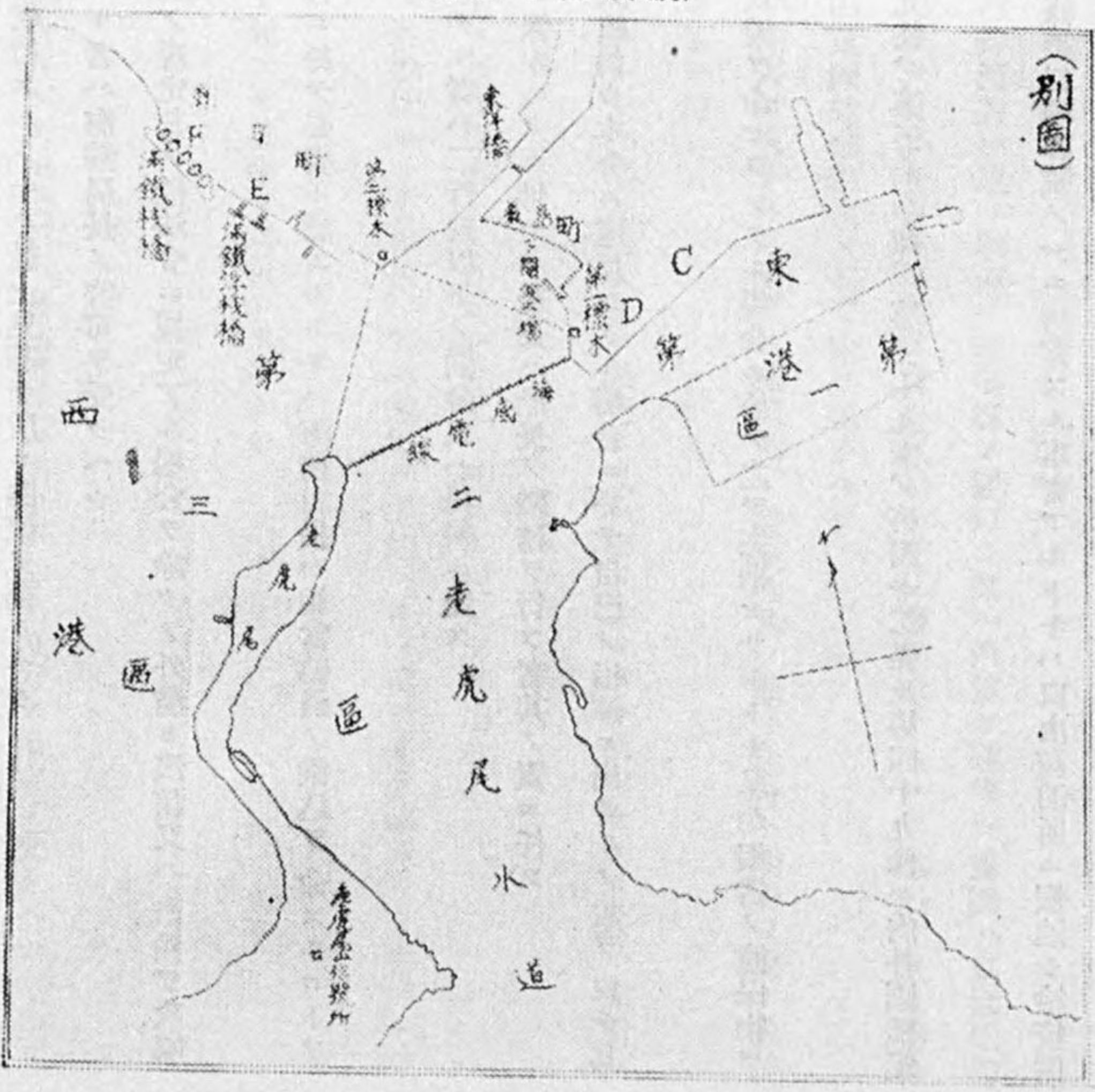
前項ノ場合ニ於テハ海務局長官更ハ艦艇  
長ト協親シ本令ノ規定ニ準シテ處分ス  
ヘシ

第六十七條 外國艦艇ノ乗員ハ關東長官  
ノ許可ヲ受クルニ非レハ武裝ノ儘上陸  
スルコトヲ得ス但シ准士官以上ニシテ  
其ノ服裝ニ帶劍ノ制アルモノニシテ帶  
劍ヲ爲スハ此限ニ在ラス

第六十八條 本令ニ依リ關東長官ニ提出  
スヘキ書類ハ總テ海務局長ヲ經由スヘ  
シ

附則

昭和二年五月一日ヨリ之ヲ施行ス



(別圖) (圖面平港順旅)

(第一號書式)

一	船舶、種類及名稱	.....
二	國籍及船籍港名	.....
三	積量	.....
四	長及吃水	.....
五	船舶所有者	.....
六	代理店	.....
七	船客員數	.....

船名	船客	乘船地	等級	國籍	住所	身分	職業
男	女	男	女	男	女	男	女
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計

區分	男	女	合計
一等	.....	.....	.....
二等	.....	.....	.....
三等	.....	.....	.....
其ノ他	.....	.....	.....
上陸客	.....	.....	.....

日本	支那人	外國人
.....	.....	.....
合計	合計	合計

上級員	甲板部	機關部	事務員	船部	其ノ他	合計
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....

船丸		船客明細書		乘船地等級		籍國		身族分籍		所職業		氏別		名年齡	
著港年月日	昭 和 年 月 日 午 前 後 時	船長氏名	籍國	籍國	籍國	籍國	籍國	籍國	籍國	籍國	籍國	籍國	籍國	籍國	籍國
			縣府	縣府	縣府	縣府	縣府	縣府	縣府	縣府	縣府	縣府	縣府	縣府	縣府

輸入貨物表  
Import Cargo List.  
大連 昭和 年 月 日  
Date, 192.....

國籍船種  
Flag, Rig, 國籍船種

船名  
Vessel's Name.....

品名	噸數	噸數	噸數
Articles.	Tonnage.	噸數	噸數
類	類	類	類
Grain.	類	類	類
Provision.	類	類	類
類	類	類	類
Machinery.	類	類	類
Timber.	類	類	類
Cement.	類	類	類
Materials for Building & Bridge Construction, etc.	類	類	類
Cotton Yarn.	類	類	類
Cotton Tissue.	類	類	類
Cotton.	類	類	類
Fuel.	類	類	類
Miscellaneous.	類	類	類
品	類	類	類
Total	計	計	計

噸數 噸數 噸數 噸數

Where shipped. 噸數 噸數 噸數 噸數

Remarks. 噸數 噸數 噸數 噸數

(第一號書式別表ノ二)

關東廳海務局御中

右昭和 年 月 日 午前 時 分出港可致候間此段及御届候也  
 昭和 年 月 日 午後 時 分出港可致候間此段及御届候也

一 船舶國籍、種類及名稱  
 二 仕向港  
 三 寄港地  
 四 船客員數  
 名(船客上陸地等級、國籍住所、身分、職業、男、女、氏名、年齢別、別表トシテ記載スヘシ)

五 積荷ノ種類噸數(別表ノ通)

船長 丸

(第三號書式)

關 東 廳 海 務 局  
 Marine Office Kwantung Government.

交 通 許 可 證  
 Communication Permit

交付年月日  
 Date Delivered

國籍 船種 船名  
 Flag, Rig, Name of Vessel

船長 氏名  
 Name of Master

許 可 港  
 Port Permitted

臨 檢 官 吏  
 Inspecting Officers

(第二號書式)

船	出港年月日 昭和 年 月 日 午前 時	船長氏名	船客明細書	上陸地等級 國籍 族籍	身分	住所	職業	別	氏名	年齡
丸				縣 府					女 男	歲
				等 國					女 男	歲

(第三號書式別表ノ二)

輸 出 貨 物 表  
 Export Cargo List

大 連 昭 和 年 月 日  
 Dairen, ..... 192.....

國 籍 船 種  
 Flag, Rig


船 名  
 Vessel's Name

名 稱	噸 數	陸 揚 港	備 註
豆 類	Bean.	Where Landing	Remarks.
穀 類 種 子	Grain. Seed.		
豆 油	Bean Oil.		
豆 類	Bean Cake.		
石 炭	Coal.		
雜 品	Miscellaneous.		
合 計	Total.		

(第三號書式別表ノ一)

(第四號書式)

關 東 廳 海 務 局  
Marine Office Kwantung Government



出 港 許 可 證  
Port Clearance

號 No. ....

交 付 年 月 日 Date Delivered. ....

國 籍 船 種 船 名 名 Flag, Rig, Name of Vessel. ....

船 長 氏 名 Name of Master. ....

付 向 地 地 Port of Destination. ....

寄 港 地 地 Intermediate Port of Call. ....

發 航 地 地 Port of Departure. ....

(第五號書式)

單 第 號  

帆船著港屆 發地港(所發航港)

屆 出 人 船 長 氏 名  
代 理 店 名

一 船 名  
船 石 數 數  
入 港 日 時 昭 和 年 月 日 午 時

一 船 主 原 籍 氏 名

關 東 廳 海 務 局 御 中

輸入貨物品目	箇數或數量	備	考

(第六號書式)

單 第 號  

帆船出港屆 在直港(所到著港)

屆 出 人 船 長 氏 名  
代 理 店 名

一 船 名  
船 石 數 數  
出 港 日 時 昭 和 年 月 日 午 時

關 東 廳 海 務 局 御 中

輸出貨物品目	箇數或數量	備	考

(第七號書式)

健 全 證 書

現 時 當 港 三 八 傳 染 病 之 流 行 無 之 且 本 日 出 港 (船 名) 之 健 康 狀 態 良 好 ナル コ ト ナ  
證 明 ス

昭 和 年 月 日

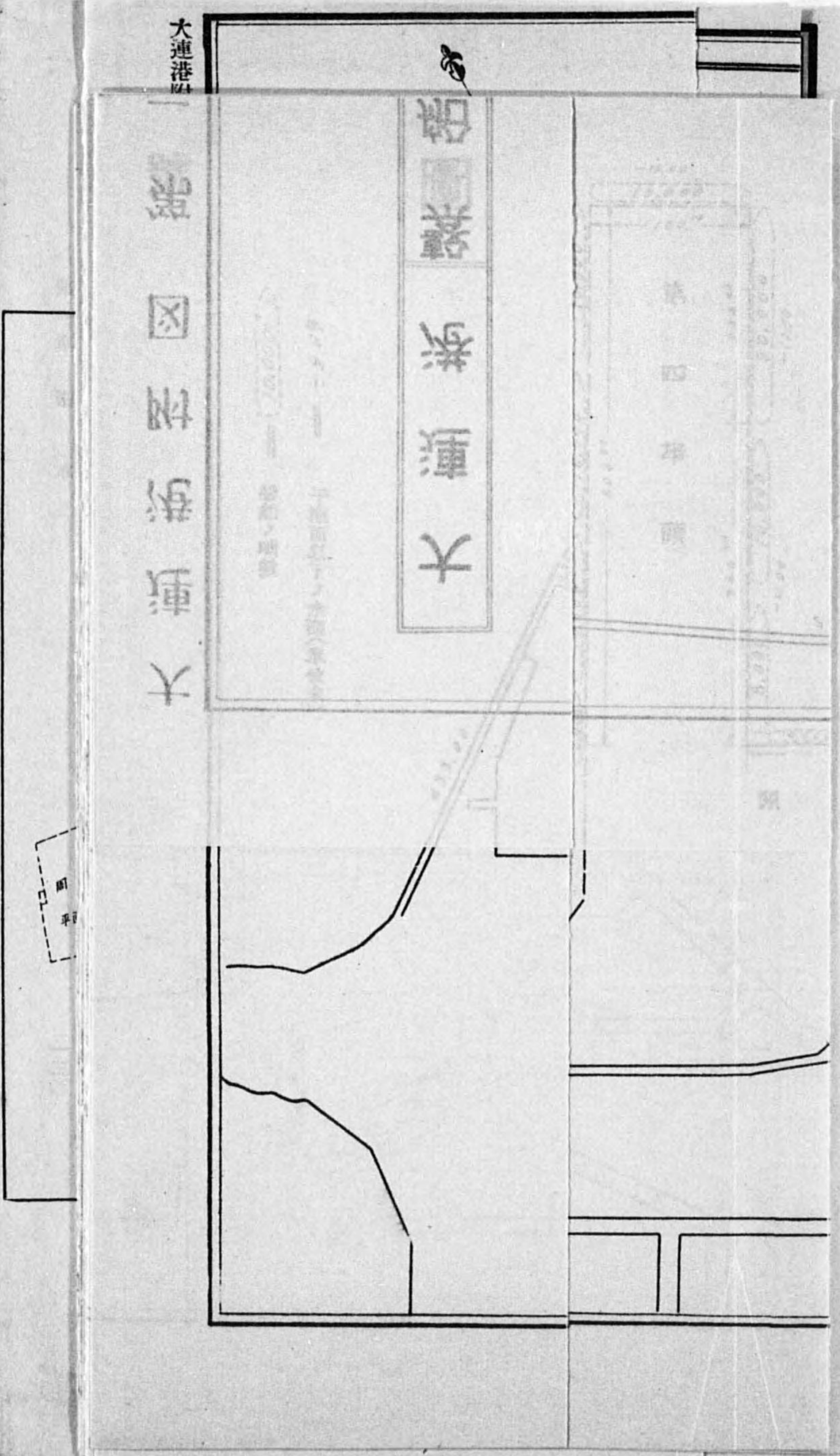
關 東 廳 海 務 局 長

旅順港取締規則第二十條ノ規定ニ依ル特定信號左ノ通り定メ昭和二年五月一日ヨリ之ヲ施行ス（昭和二四、一八關東廳告示第七〇號）

信 文	信 號
入出港又ハ轉送ノ指示モラレタル船舶アリ此ノ信號ノ掲揚シテ間莫ク他ノ船舶ハ老虎尾水道ヲ出入スヘカラヌ	B
東港北岸Cノ位置ニ警留スヘシ	C
東港北岸Dノ位置ニ警留スヘシ	D
滿鐵浮樁橋Eノ位置ニ警留スヘシ	E
滿鐵樁橋ノ位置ニ警留スヘシ	F
西港南部ニ適宜投錨スヘシ	I
西港中央部ニ適宜投錨スヘシ	J
西港北西部ニ樁橋警留船ノ航路ヲ避ク適宜投錨スヘシ	K
豫定ノ位置ニ支障アリ老虎尾水道外ノ第二區ニ航路ヲ避ク假泊シテ指示ヲ待ツヘシ	L
鋪地ナシ老虎尾水道外ノ第二區ニ航路ヲ避ク碇泊スヘシ	M
東港ニ入港スヘシ但シ滿洲船渠株式會社旅順工場ノ指示スル位置ニ就クヘシ	N
出港スヘシ	O
今他船ノ警留ノ都合ニ老虎尾水道通航ニ支障アリ更ニ信號スル迄其ノ位置ニ於テ待合スヘシ	P
先ノ信號ヲ取消ス更ニ今掲揚スル信號ニ注意スヘシ	Z

(注意)

- 一 受信船舶ハ同一信號ヲ掲揚シテ應答スルモノトス但シ墨圓筒ノ代リニ船主旗ヲ用クヘシ
- 二 在港船舶ハ多クノ場合他船ノ運航ヲ認ムルコト能ハサルニ依リ發着船舶ニ對シ該信號受信後ト雖モ緊急信號ヲ爲スコトアルヘキヲ以テ發着ノ終ル迄常ニ老虎尾山信號所ノ信號ニ注意スルヲ要ス
- 三 樁橋岸壁ニ於ケル警留地點ハN旗ヲ以テ示ス





2243.78

堤 波 防 北

井水  
127.20

系

港  
363.60

渠

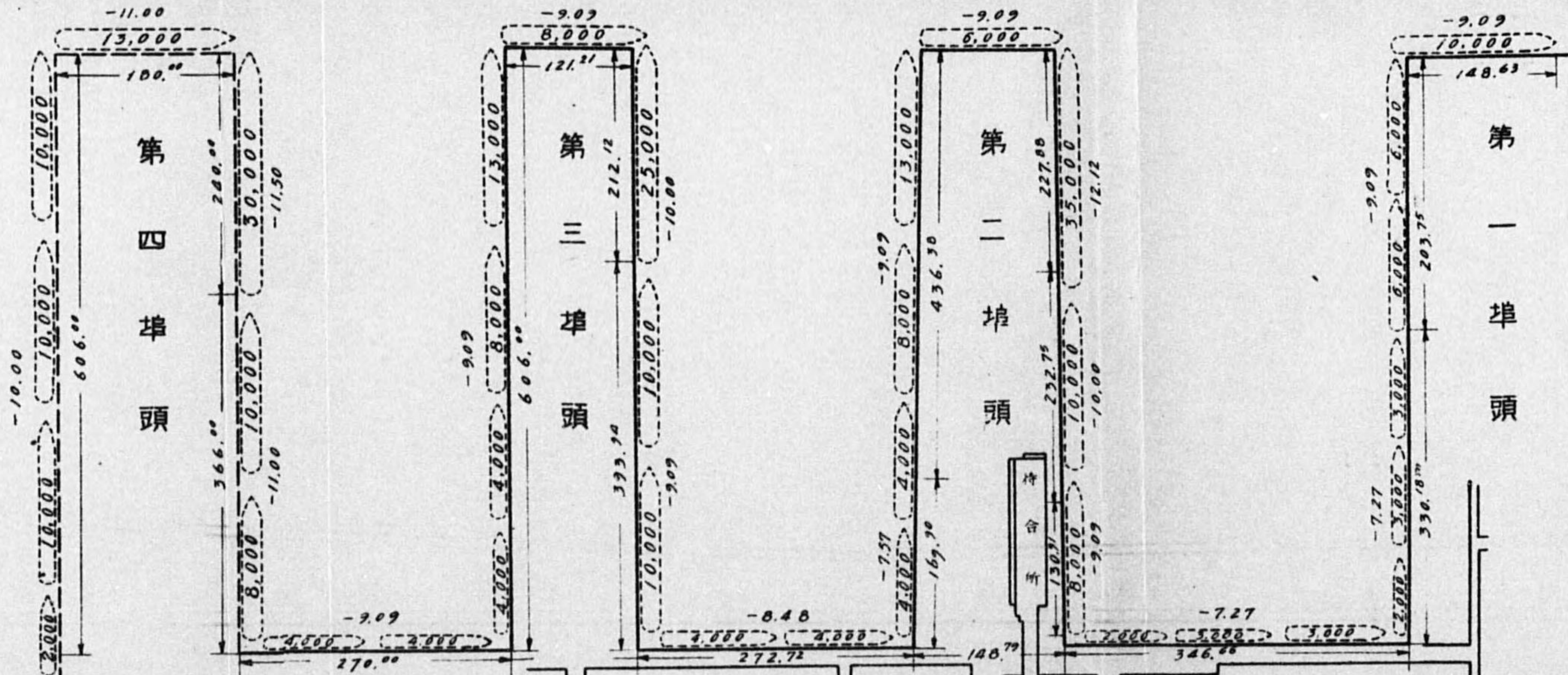
防

波

堤

209.00 堤 波 防 西

300.00  
堤 防 假



第 四 埠 頭

第 三 埠 頭

第 二 埠 頭

第 一 埠 頭

頭 埠 丙

頭 埠 乙

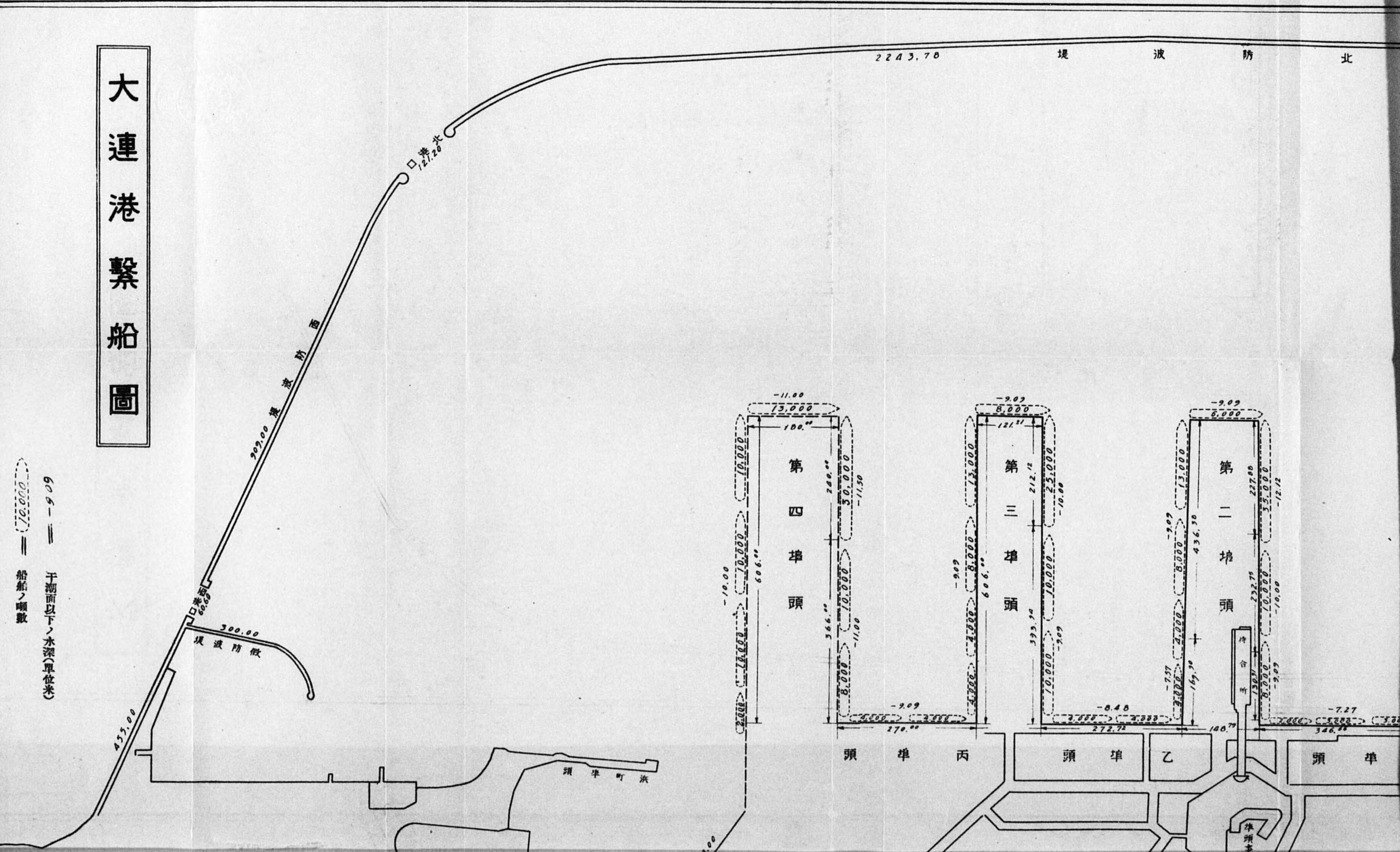
頭 埠 甲

頭 埠 町 浜

埠 頭 事 務 所

大連港附圖第一號

大連港繫船圖



干潮面以下水深(單位米)  
60.60  
船艙噸數  
10,000

堤波防微

堤波防西

堤波防東

堤波防南

堤波防北

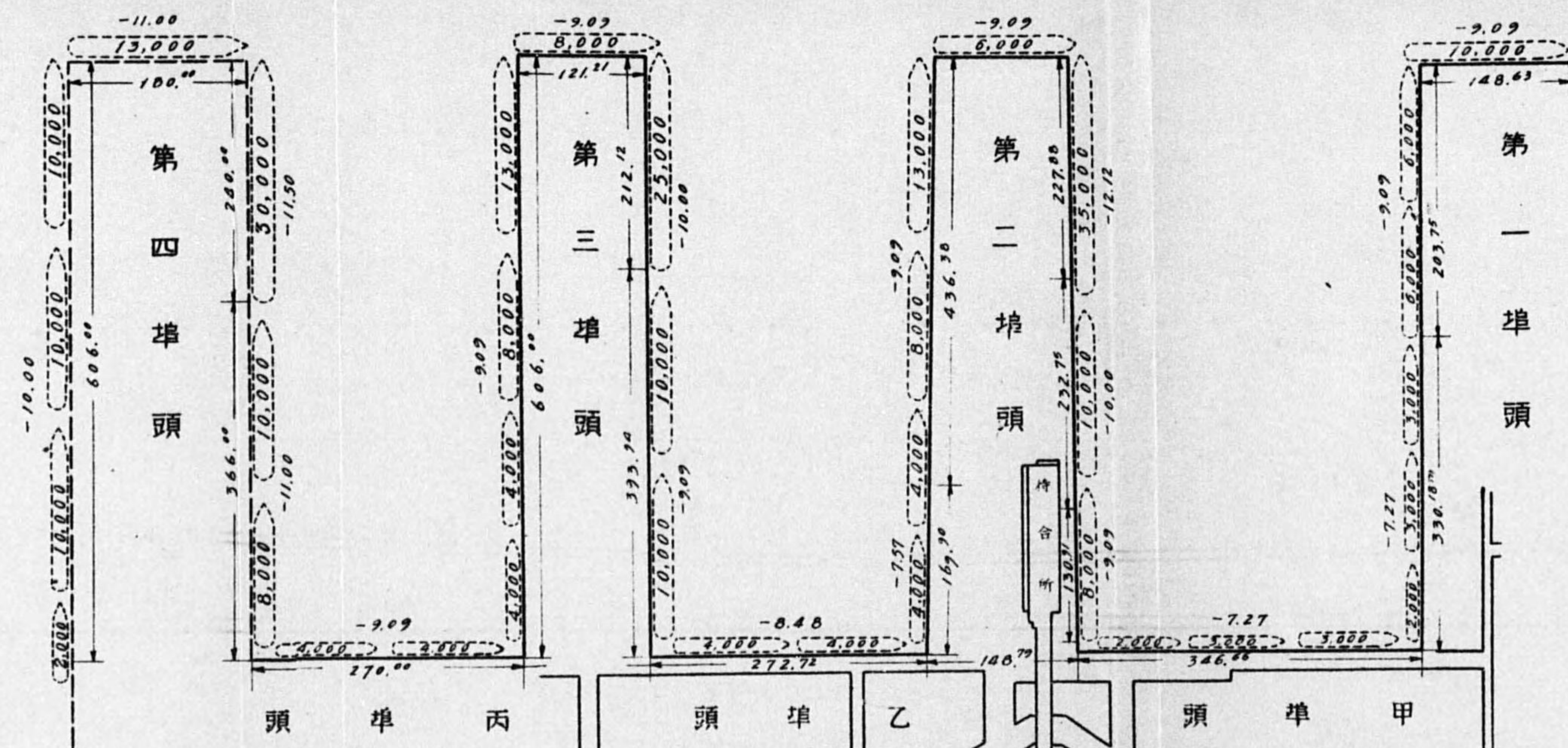
第一埠頭 第二埠頭 第三埠頭 第四埠頭

堤波防南

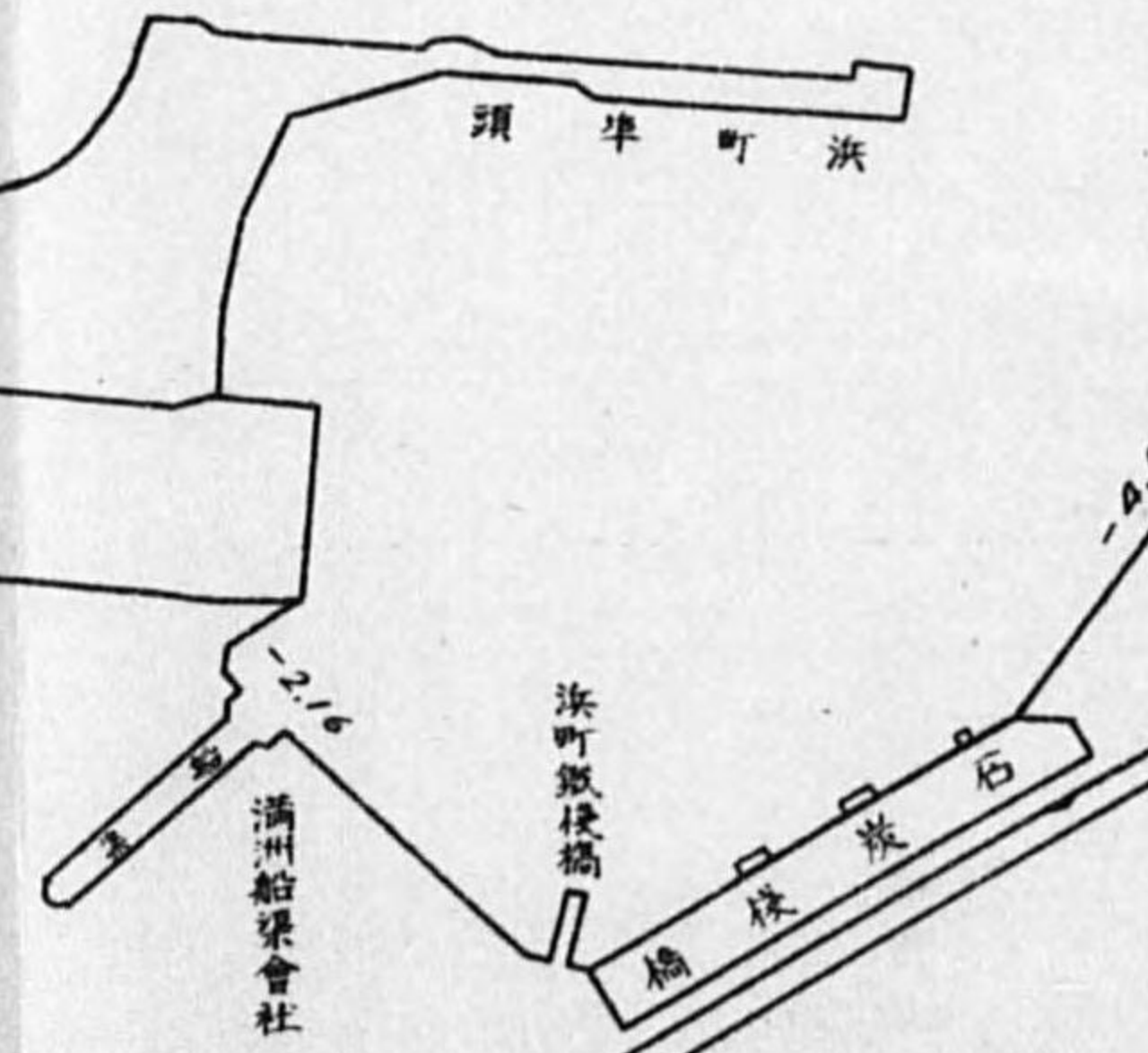
堤波防北

西防波堤

東防波堤



頭埠丙 頭埠乙 頭埠甲

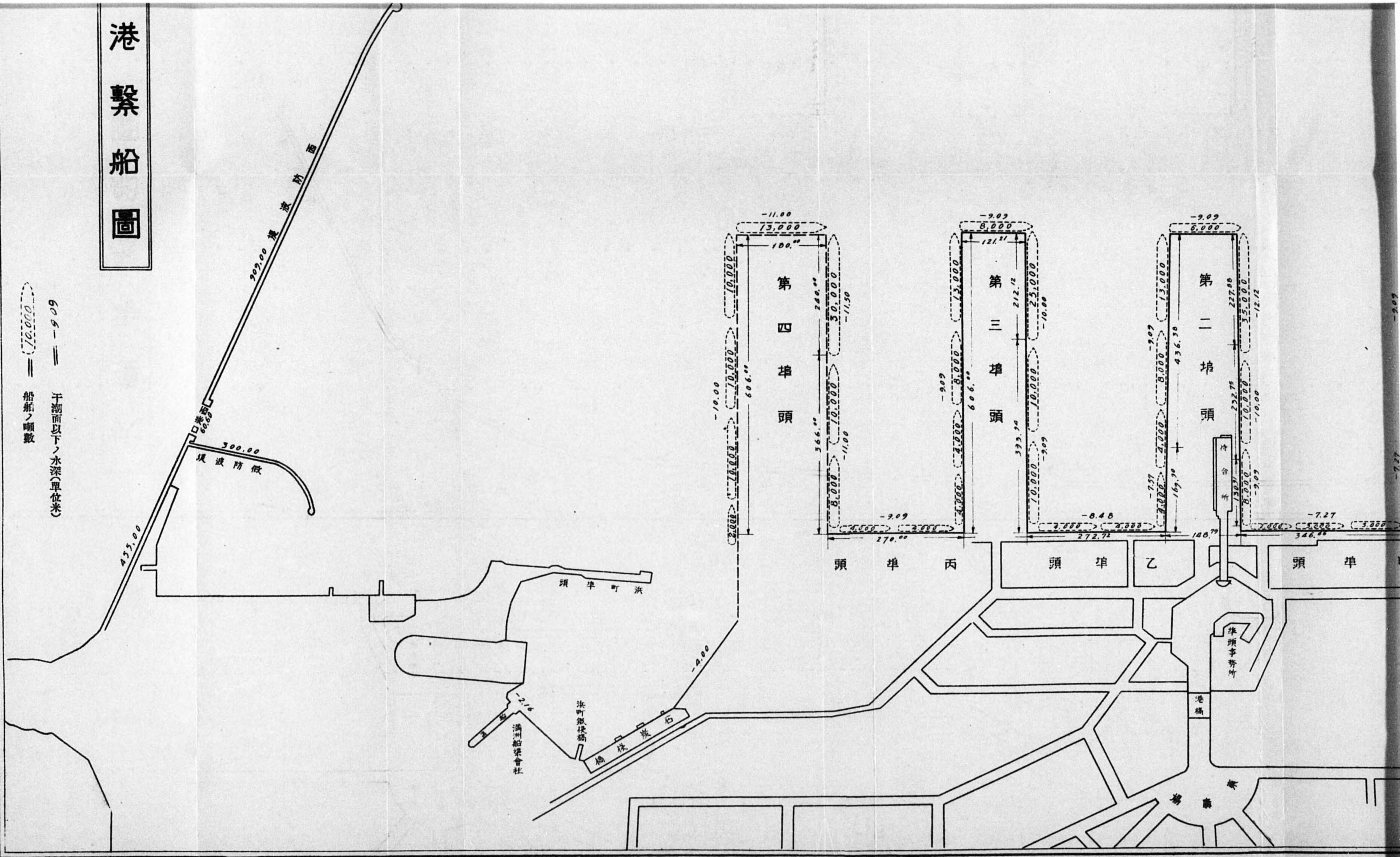


埠頭事務所

港橋

埠頭

港繫船圖



干潮面以下ノ水深(單位米) 60.9  
 船艙ノ噸數 10,000

300.00  
 波防堰  
 西

頭埠町浜

滿洲船渠會社

浜町船渠橋

石炭棧

埠頭事務所

港橋

橋

頭埠丙 頭埠乙 頭埠

第四埠頭

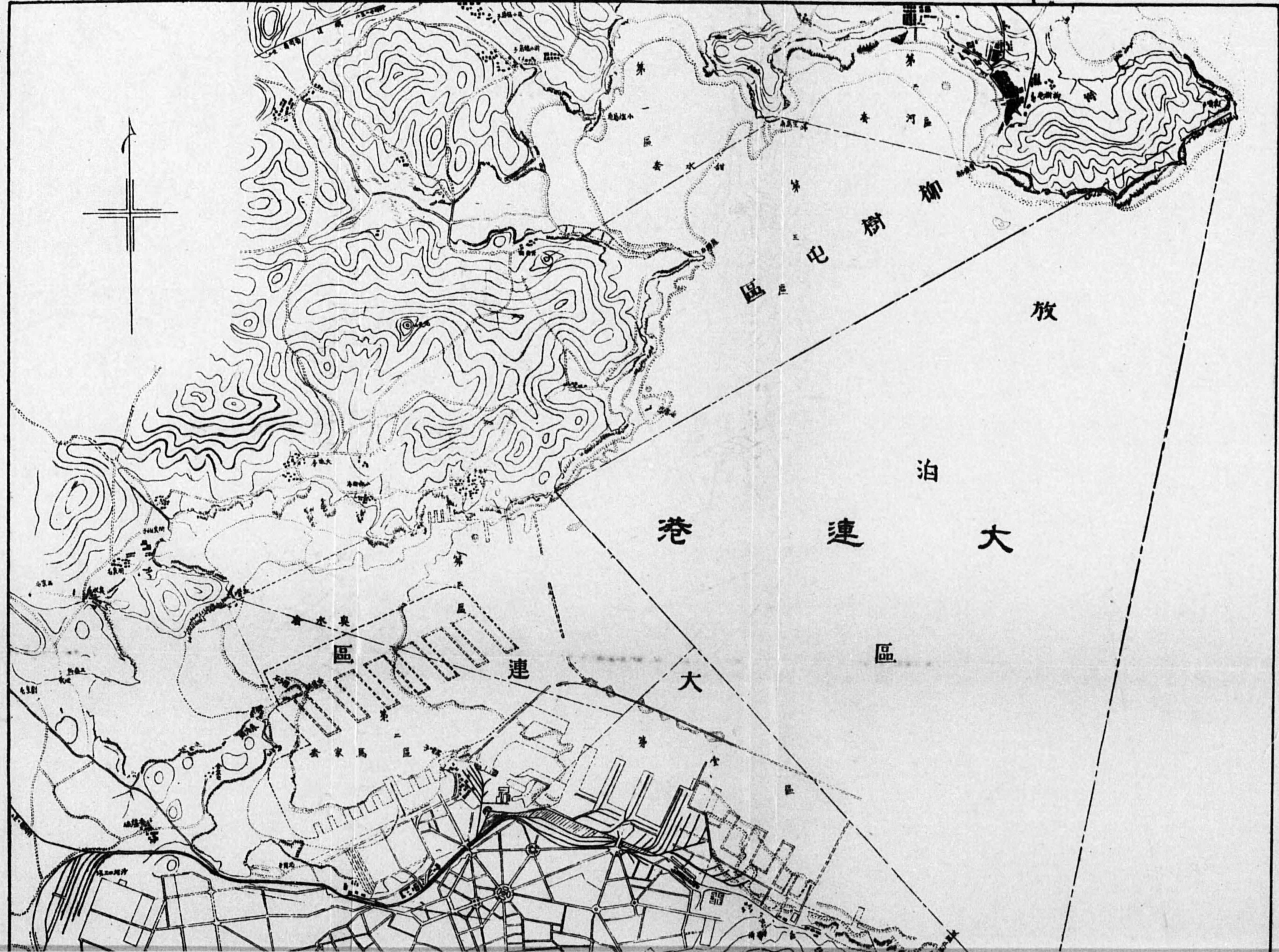
第三埠頭

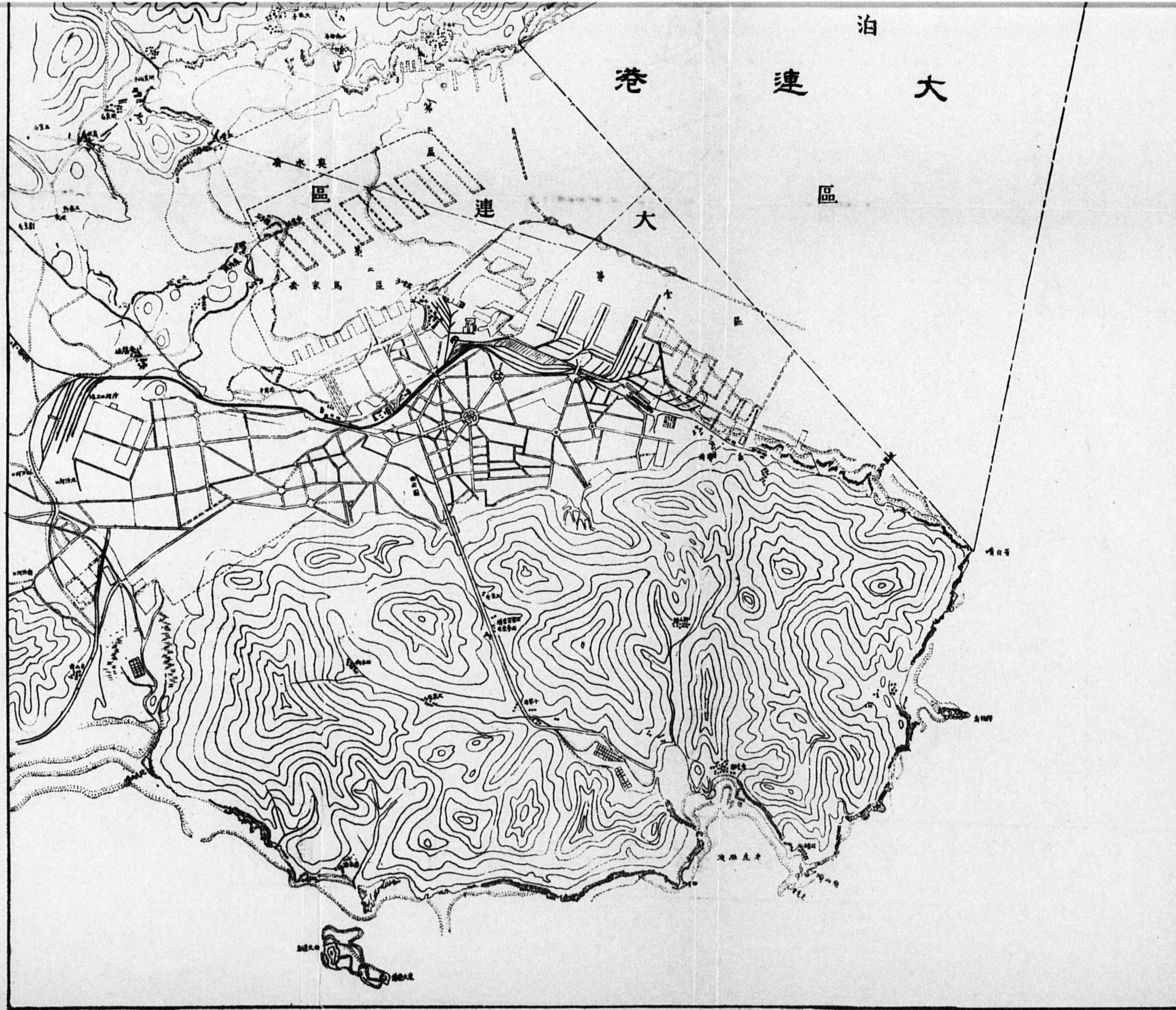
第二埠頭

頭埠

大連港域及築港計畫圖

大連港附圖第二號





NORTH BREAK WATER 北港防波堤

東港防波堤

東港口

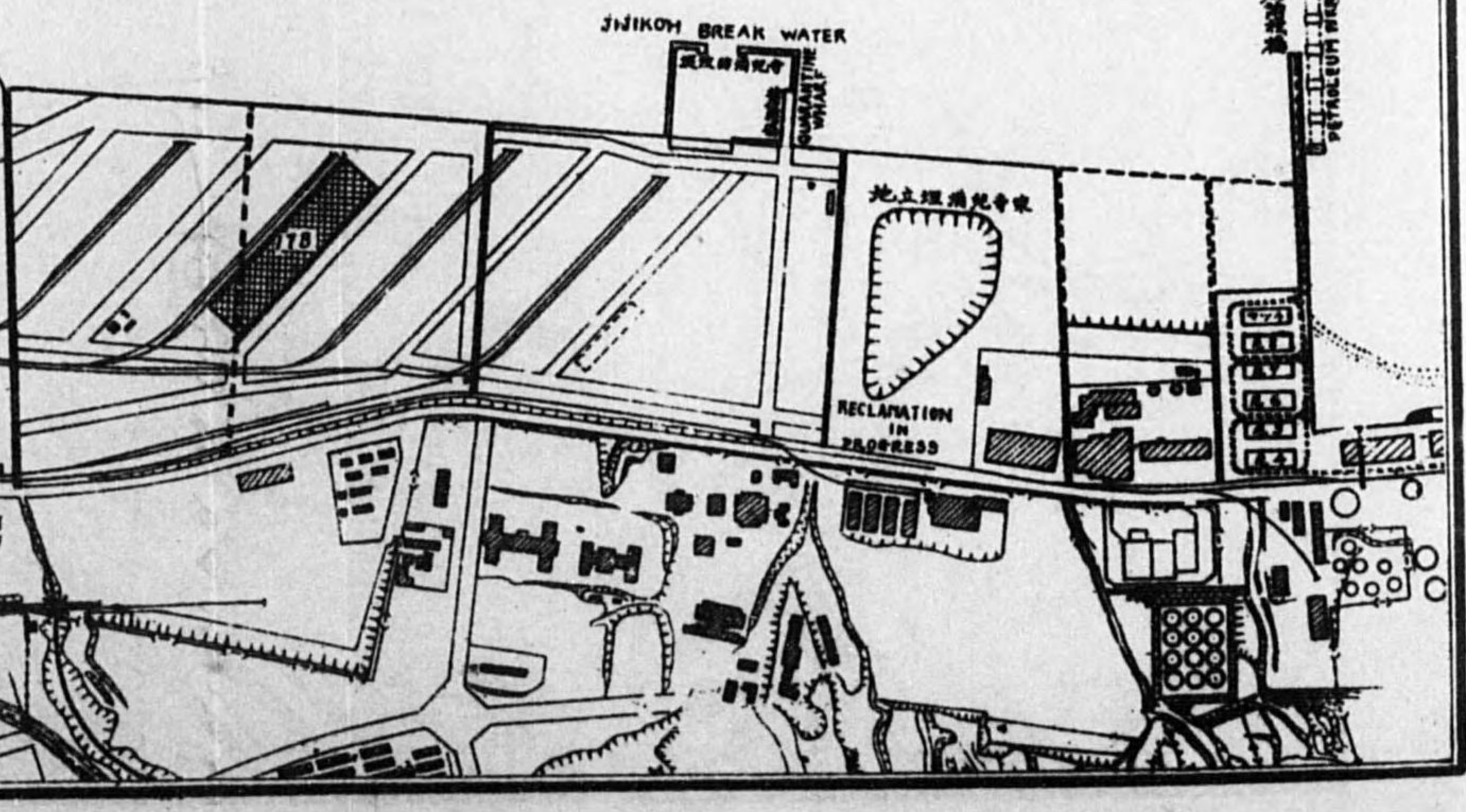
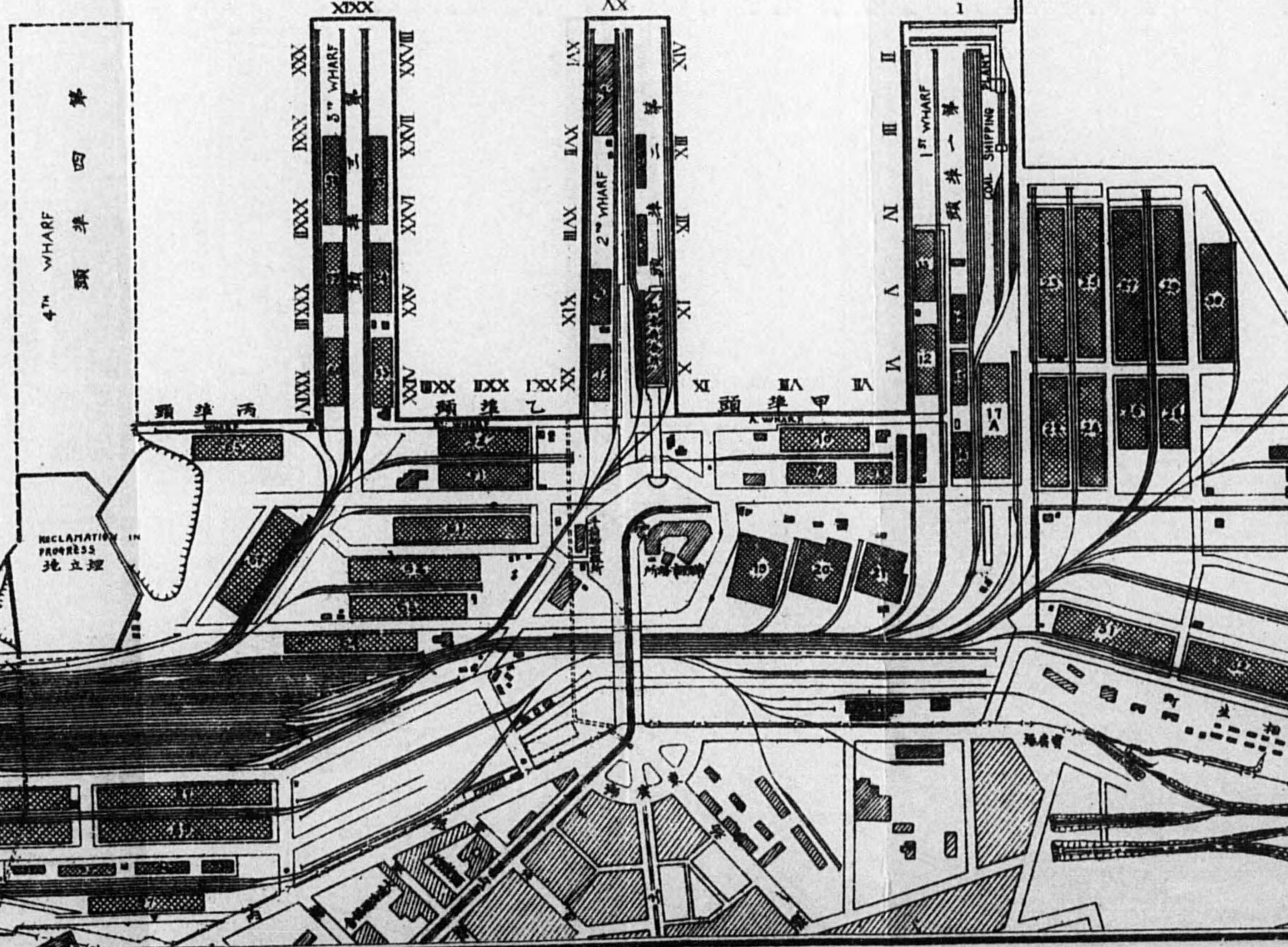
東港防波堤

EAST BREAK WATER

港內水面積 1,346,529.94 M<sup>2</sup> 埠頭構內面積 3,367,847.24 M<sup>2</sup>

既成工事

防波堤		港口		浚渫面積		岸壁		棧橋		荷揚場		埋立地		船渠		起重機	
亞西	515.10	東北	363.80	干潮面以下水深 10.60米	623,522.50	干潮面以下水深 0.81米乃至 12.12米	439.97	石檢	115.14	露濱寺	1,315.63	濱寺小	150,016.53	渠口	15.53	カーダンパー(石炭積込機)	1
亞西	310.00	北	121.20	同 9.09	1,926,236.12	同 10.00米	232.70	油	119.99	四	212.10	町及	719,067.50	底	6.4	上屋及倉庫總面積	290,674.29
亞西	1,273.81	計	60.60	同 11.50	47,778.00	同 8.48	2,483.82	疫	40.30	兒	1,522.72	長	122,310.55	部	131.06	船客待合所	3,300.67
亞西	2,243.78		545.40	同 7.88	14.54	同 7.58	169.68	町	10.30	計	54.99	門	39,340.00	起	11	構內鐵道總延長	97,296.62
亞西	369.96			同 7.27	662.06	同 7.27	727.00	陸	10.30		1,522.72	町		重	1	構內道路總面積	424,188.53
亞西	227.93			計	3,766,476.79	同 6.06	5,035.69	軍	86.26			港		機	2	燈	7
亞西	4,938.71							計	332.39			子		重	2	燈	2



4<sup>TH</sup> WHARF 頭埠四第

3<sup>RD</sup> WHARF 頭埠三第

2<sup>ND</sup> WHARF 頭埠二第

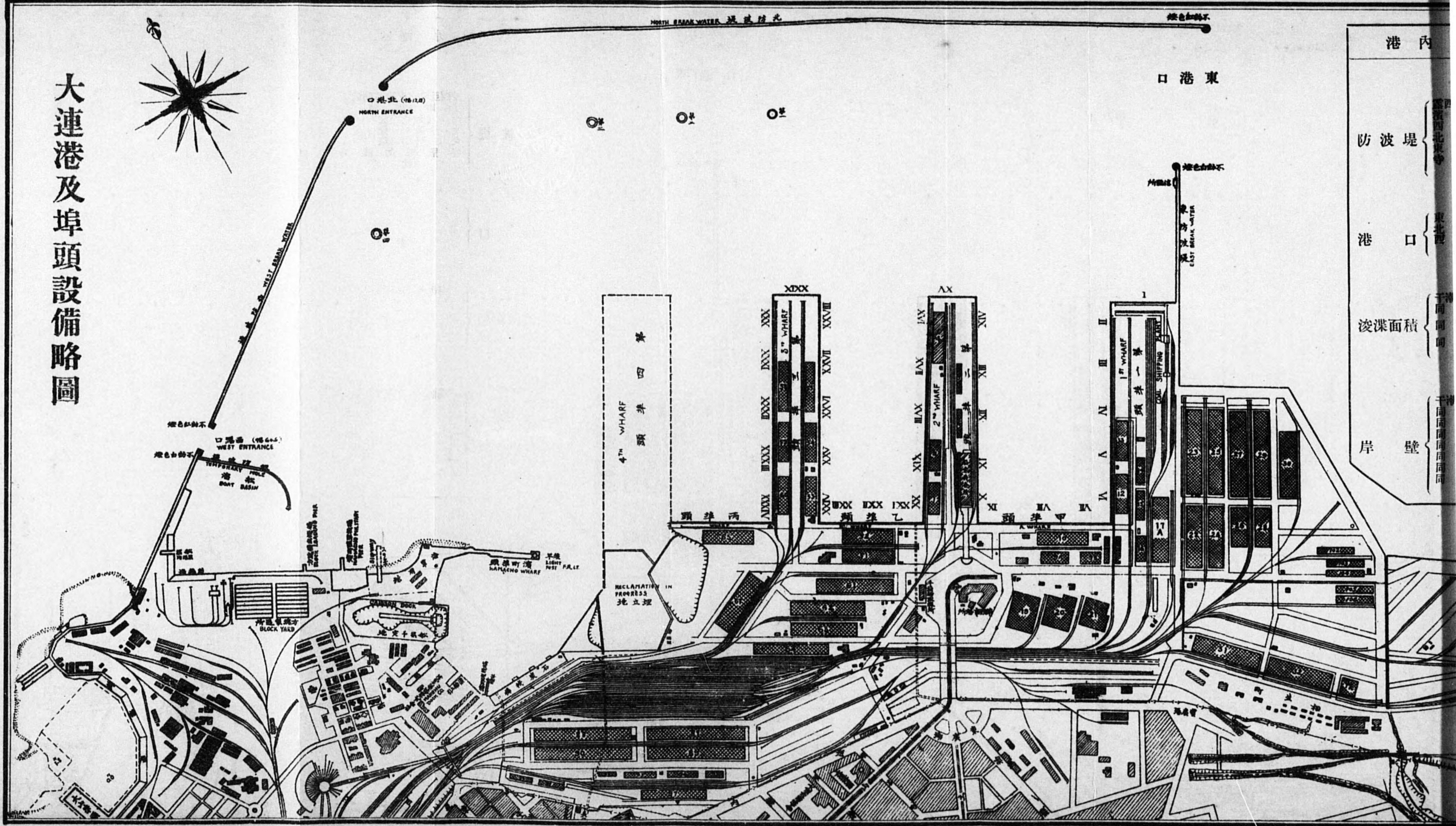
1<sup>ST</sup> WHARF 頭埠一第

RECLAMATION IN PROGRESS 地立埋

RECLAMATION IN PROGRESS

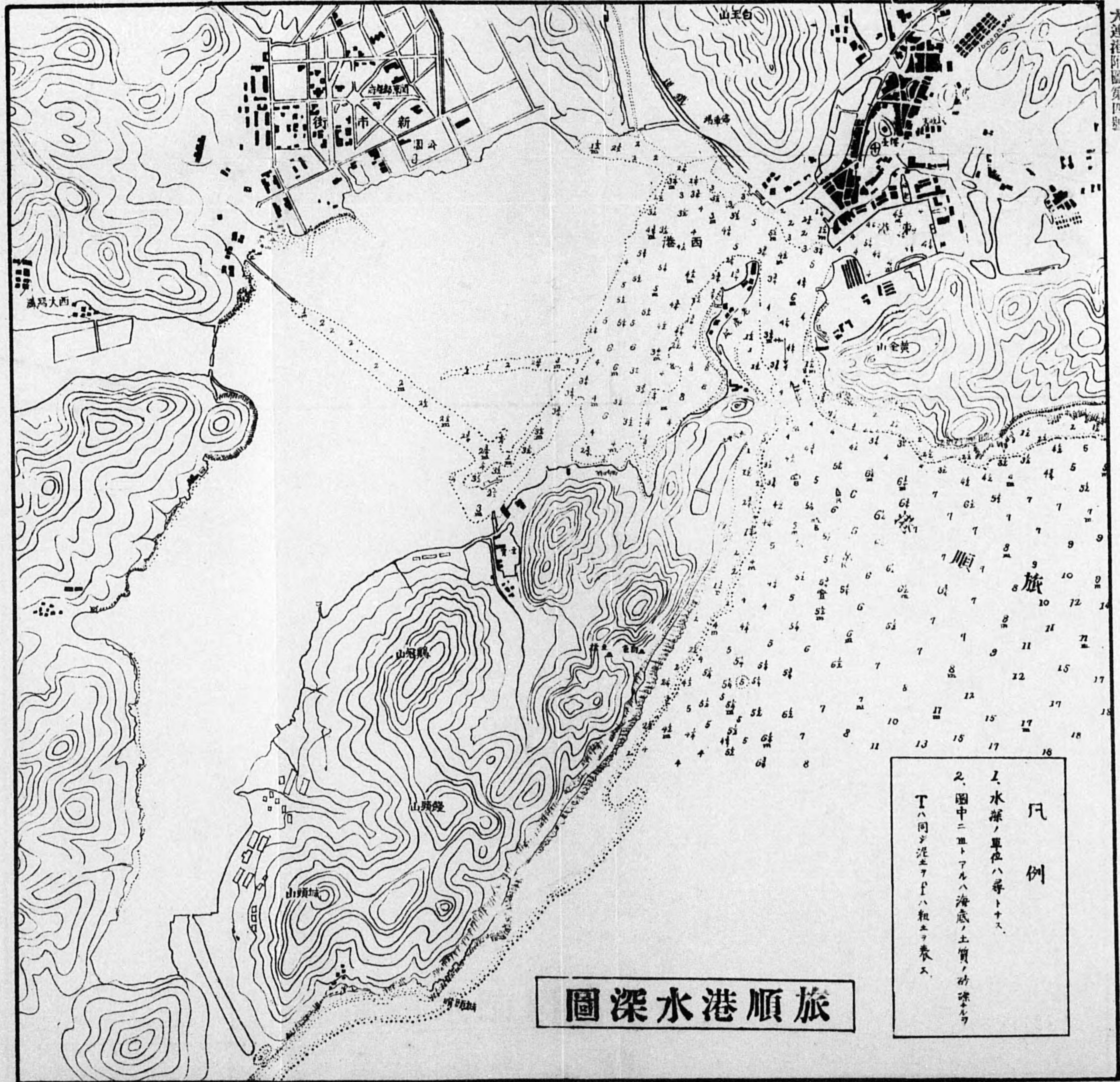
地立埋地電

# 大連港及埠頭設備略圖



港內  
防波堤  
港口  
浚深面積  
岸壁





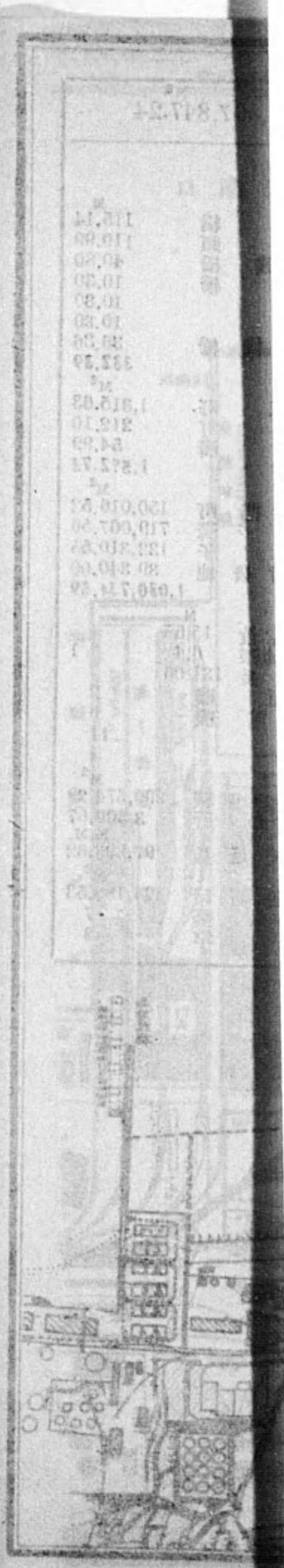
圖深水港順旅

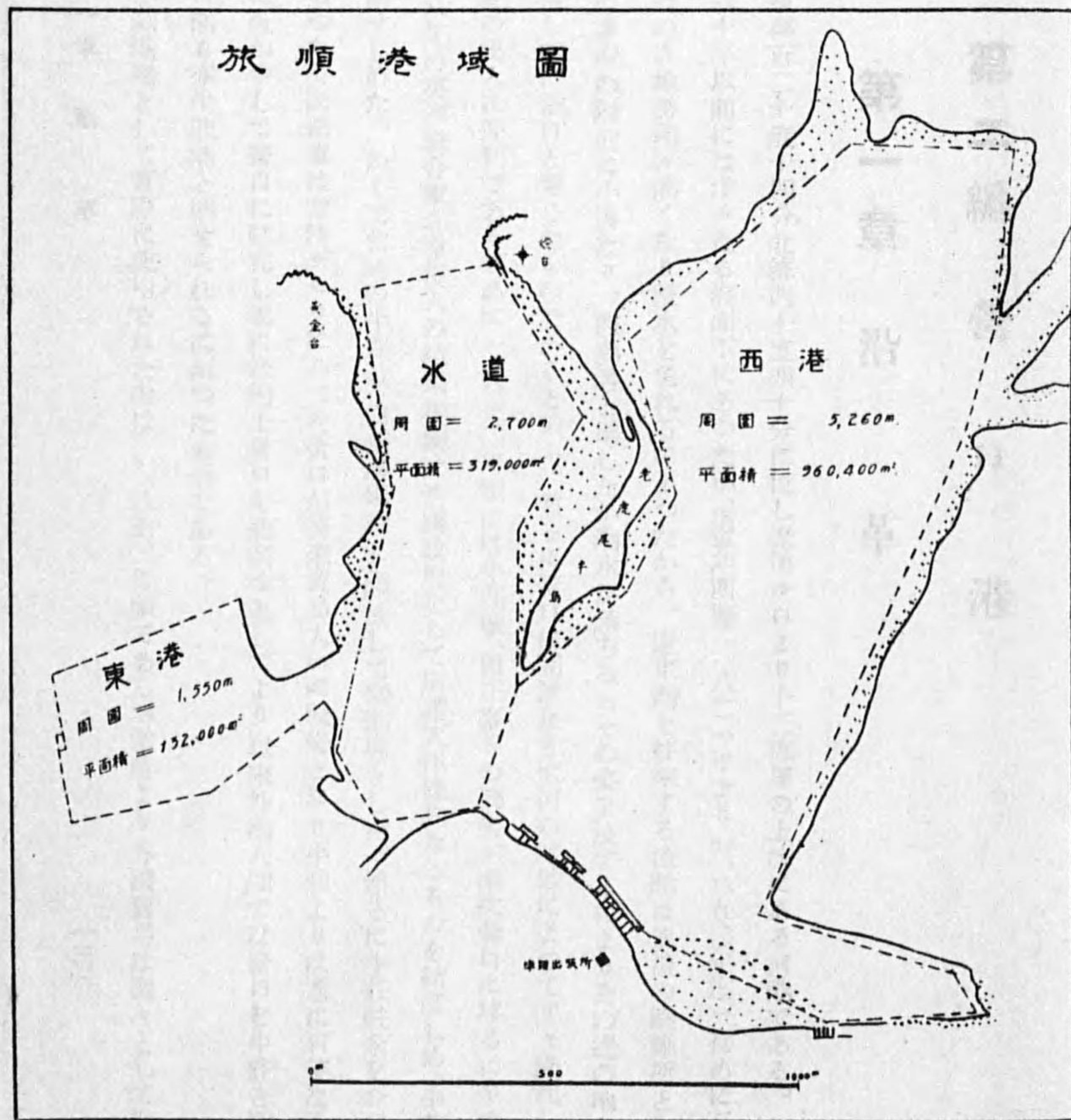
凡例

1. 水深ノ單位ハ尋トナス。

2. 圖中ニモトアルハ海底ノ土質ノ砂礫トナリ

Tハ同シ泥土ヲ指ハ紐エラズ。



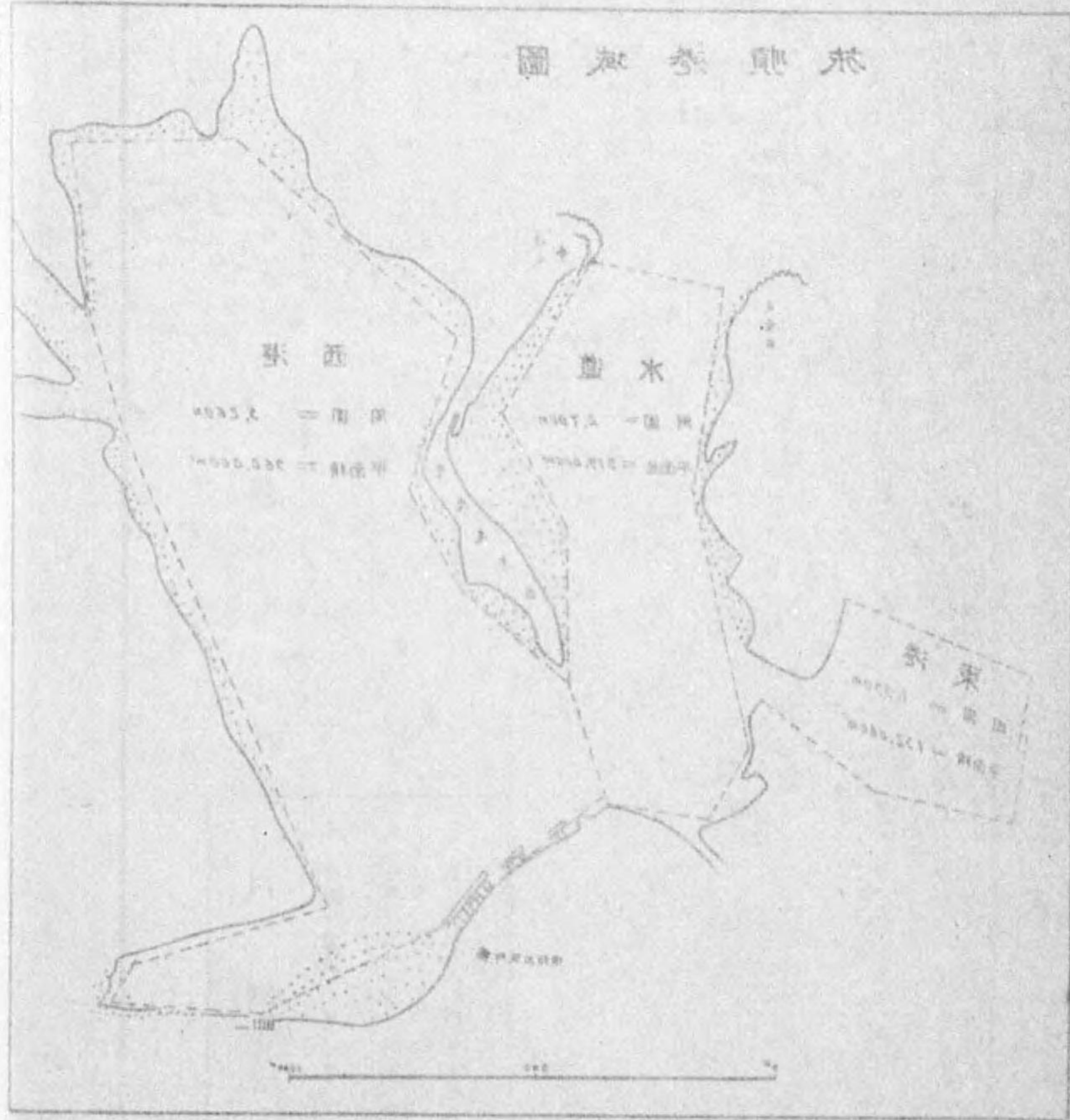


大連港附圖第五號



旅順港域圖

林 野 参 圖



## 第二編 營口港

### 第一章 沿革

營口は東經百二十度十四分北緯四十度四十分に位し遼河々口より十三海里の上流にある河港である。營口には今を去る百五十年前以前には洋々たる海面下にあつたが、道光(西曆一、八二二年より一、八五〇年迄)初めに至り現在の西海關の附近のみ地勢稍々高くなり浸水を免れるに至つたから、遼東灣を往來する漁船は風浪の避難所として茅屋を建てた。この茅屋の附近に小溝なり、西潮溝と稱したか潮水が満ちるとその姿を没するによりその邊の地名を没溝營又は營子と稱し遂に營口と變じたものであると云ふ。然るに營口は間斷なき遼河の流砂によつて年々隆起し、且つ河口に近く船舶の出入に便利である爲めに一、八三〇年頃には牛莊城、田庄臺等の商勢が漸次營口に移るに至つた。

一、八五八年の英佛聯合軍北京侵入の結果英國は清國政府をして所謂天津條約なるものを結ばしめ、牛莊城外四港の開放を承認せしめた。かくて當時の牛莊城(白華溝碼頭)を開放して開港場とした。然るに牛莊駐紮を命ぜられて赴任の途中にあつた英國領事は當時デルタにあつた營口が將來貿易大いに殷盛となり牛莊よりは遙に有望なる地點なるを思ひ牛莊に赴かずして營口に駐在し遂に條約上營口を通商地としてより以來外國人間では營口を牛莊と稱するに至り従つて營口港も亦牛莊港と稱せられるに至つたものである。

營口港が開港場として實際に使用されたのは一、八七二年頃であるが當時より外國貿易は微々として振はず多くは

對支那の沿岸貿易であつた。遼河流域には古くより大豆の生産があつて營口に集來してゐたから、山東商人等はこれを利用して油房を起し豆油を搾取し又は豆粕の製造を行ふに至つた。一方廣東商人等は綿絲布、雜貨の類を招來して歸航には豆粕、豆油を移出することが次第に盡大に赴き又これ等に從つて銀鑛なる金融機關も必要に促されて生れるに至つた。かくて開港後十年目の一、八八二年には貿易總額五百二十七萬餘兩を算する殷盛さであつた。

一、八九四年から一、八九五年に亘る日清戰役は一時營口港貿易に打撃を與へたことは勿論であるが戰後は却つて盛況を呈するに至つた。それに加へて一、八九七年八月に東支鐵道の建設が始まり特に一、八九八年には營口を起點とする南部線の布設が起工された結果、その材料及び勞力をこの地に仰ぐもの多く資金の落下と共に山東、直隸方面の移民の通過又は招來が多くなり、加ふるにこの頃より日本に於て大豆、豆粕の消費地を發見した等の事があり一、八九九年には營口貿易總額は一躍四千八百萬兩を算するに至つた。

翌一、九〇〇年には北清事變起り之に伴ひて輸移出入貿易の杜絶、金融の逼迫を來し加るにこの年八月には露將アレキセーフが侵入し來り、支那官憲を放逐して自國領事をして民政を司らしめる等の、恰も自國の占領地の如き横暴を極める等のことありて貿易も亦不振に陥つてしまつた。次いで一、九〇四年には日露戰役が起つたのであるが、戰後は大いに營口の膨脹を來し、就中日滿貿易の發展と共に油房業の如きは非常な勢にて勃興し、一、九〇九年には貿易總額實に七千三萬餘兩に上つた。

斯くてこれ迄の營口港は時に減衰を來したことがないではないが、免も角滿洲唯一の貿易港として比較的順調に發達して來たけれども、大連開港後は大連經由を比較的有利とす滿鐵の輸出入貨物に對する運賃政策と、港灣としての條件に於て遂に大連港に劣つてゐる爲めその商勢の一部を大連港に奪はれて營口の輸出入貿易に激減を來し、特に一、九一四年の歐洲大戰勃發後は船舶の拂底に一層の寂寞を來した。けれど平和克復と一、九一九年十一月十五日より實施の滿鐵の運賃改正とは、稍營口をして復舊の氣運に向はしめた感あるも、一方四洮鐵道の開通は營口を中心市場とする遼河の舟運貨物を大連經由の鐵道に奪つたこと多大である。

埠頭諸設備の變遷は記録の存するもの少く分明ではないが、開港遼か以前から木造の簡單な埠頭護岸や倉庫はあつたらしい。由來營口は港岸線頗る長く且河道が彎曲してゐる爲め、主要埠頭の大部分の存する遼河南岸は水勢の趨く處水流激して水深は大となるけれども陸地の浸蝕されること甚だしく、護岸工事につきては巨額の費用を投じたのみならず數度の失敗を繰返したこともある。即ち露治時代に牛家屯埠頭を石造にすべく計畫し多量の捨石を投じたけれども一夜の中に地中に沈没してしまつて跡方もなくなつた例もあるし、我が軍政時代にも現在の滿鐵埠頭になつてゐる處に石造護岸を始めて失敗してゐる。その他斯の如き失敗は隨所に於て繰返されたのであるが、その結果第五章第一節に述べるが如き木造で内側に葦を裝填した護岸を最も便利とされるに到つたのである。なほ獨逸邊ではかくの如き泥土深き港灣の護岸には、鐵板をつなぎ合せて築造する方法が考へられて居るが、昨年滿鐵の埠頭に延長七五米に亘り本式(第五章第一節參照)を採用したが若し好結果を得れば他の埠頭に於ても採用するに至るであらう。

遼河の改修問題の起つたのは日露戰後であつてその原因は遼河の水深の漸減と、水流による河道の變異及び大連集中主義に對する對抗策等である。

而して改修せんとする箇所は

- 一、雙臺子河の冷家口に水閘を設けて河水の逸流を防ぐこと。
- 二、鴨島の護岸竝に防水堤工事。
- 三、遼河々口の改修。
- 四、通江口、營口間の河流の改修。

遼河の改修問題は可なり長い間の迂餘曲折を経て、遼河の鴨島より下流の改修には貨物の輸移出入税及び船舶噸税の附加税を以つてその費用に當てる(第六章第六節第三項参照)こととし、上流の改修には支那政府の補助金と鈔關の附加税収入を以てその費用に充て、下流の改修と共に上流の改修にも着手することに決定したのであるが、茲には營口港に直接關係ある下流の改修工事の經過のみを略記する。

- 一、九一五年三月の第一回工程局會議で左の改修方法を決定した。
  - 一、導水堤 (Training wall) により河口洲の水深を深めること。
  - 二、東水道 (E. Channel) を閉鎖すること。
  - 三、西水道 (W. Channel) を閉鎖すること。
  - 四、鴨島 (Duck Island) 彎曲部の保護。
- その各工事の經過は大略左の通りである。

一、導水堤によりて河口の門洲の水深を深める爲めに先づ東水道に東導水堤を築造することとし、九一六年起工し現在にては五哩八分弱の竣成を見たがなほ今後築造すべきもの一哩餘がある。東導水堤の前面にも導水堤を造り河

水を通じる區間を狭くし、その水勢を利用して門洲の浚渫をしやうとするので、この前面の導水堤は延長約三哩の豫定であるが既に約一哩半の完成を見てゐる。この導水堤を築造した結果河口の砂洲の水深が數呎深くなつたと工程局では云つてゐるが水先人の言に依れば少しも水深が増してはゐないと云ふ。

二、東水道を閉鎖することは上記の東導水堤を築造することによつて目的を達したものである。

三、西水道にも導水堤を築造して水流の逸失を防ぎ東水道に多量の水を送らうとの計畫のもとに、九一六に西水道(幅約一哩にして深さ干潮面以上六呎乃至十呎)閉鎖工事を起し翌一、九一七年に竣工した。本築堤は滿潮時には水面下に没落して見へなす。

四、鴨島彎曲部を水流の侵蝕に委さんか同部と營口對岸との距離僅かに約千七百呎に過ぎないから幾年ならずして切斷され現在葦塘と稱されつゝあるは頸部で切られて三角洲となるに至ることは明である。而して若しかくならば營口埠頭は直角に水勢を受くることとなり、一大災害を受けるに至るものである。依つて一、九一六年五月から鴨島對岸の彎曲部の護岸工事と共に鴨島と對岸間に延長約七百三十呎の防水堤を築き以つて水勢を阻止することにしたのである。

以上は遼河改修下游工程の極く大體を概説したものであるが同改修も前記の如く東導水堤の一部を残して殆んど完成したことになる。本改修並にその工程に對して種々の批判論を聞くが本編には直接關係が尠いから省くこととする。

## 第二章 港政及び船舶並に貨物の入出港手續

### 第一節 港政

營口に於ける港灣行政は營口海關内に港務部 (Harbour master office) なるものありて港務、航路標識、船舶、貨物の検査、檢疫、港灣衛生等港則の執行、船員事務、船舶の測度検査、船籍、船鑑札事務其の他海事々務の一切及び船舶職員水先人の監督等船と港に關聯する一切の官廳事務を總轄してゐる。而してこれらの事務を掌る爲めに港務部長の下に港務部、監視部、検査部の三部ありて港務部は出入船舶の碇泊、水路、埠頭等に關する一切の事項並に海關所屬建物の營繕に關する事項を掌り監視部は船舶の出入に際し船體並に貨物に關する一切の事務を處理し、検査部は輸出入貨物の検査に従事するものである。けれども港務部長は獨立してその權限を行ふものにあらずし海關長(稅務司)の指揮、監督の下に在るものである。

この外營口水上警察署なる遼瀋道尹署の下にある遼河水上警察局の派出所の如きものありて營口地方に於ける遼河々上の司法、保安の任に當つてゐる。

今營口港々則を譯載すれば左の通りである。

#### 牛莊港港則

下記規則書ハ總テノ關係者ニ對スル通知及案内用トシテ發行セルモノナリ

外國ノ利益ニ關係アル各條項ハ本港ニ於ケル條約國領事團ノ同意竝ニ認可ヲ經タルモノナリ  
右海關總稅務司ノ命ニヨリ通告ス

一、九一四年二月

牛莊海關ニ於テ

海關長

エ、エツチ、ハリス

#### 牛莊港港則

第一條 本規則ニ於テ船舶トハ外國型船舶ヲ云フ本規則ノ民船ニ關係アルハ只外國型船舶ト協同作業スル際ニシテ本規程ニヨル取締ヲ必要トスル場合ニ限ル其他ノ民船ノ場合ニアリテハ別ノ規程ニヨル

#### 碇泊區域

第二條 外國型船舶ノ碇泊區域左ノ如シ

甲、下記乙及丙ニ指定セル以外ノ船舶ハ西ハ老爺閣ヨリ東ハ南滿鐵道株式會社新埠頭端ニ至ル區域トス

乙、鑛油積載船舶ハ港務局長ノ指示ニヨル

丙、兵器積載船舶及流行病地經過船舶ハ甲區域ヨリ一哩下流ニ碇泊スヘシ

其他ノ船舶ニシテ若シ甲區域以外ニ碇泊シ貨物ノ積卸ヲ爲サント欲スルトキハ先ツ海關ニ申請シ其許可證ヲ得テ然ル後之ヲ爲スヘシ

第三條 船舶碇泊區域ニ入ラハ箇々ノ繫船場所ヲ指示スヘキ港務局繫船係員ノ乗船ヲ求ムヘシ。

#### 第二章 港政及び船舶並に貨物の入出港手續

第四條 船舶ハ港務局ノ發スル指示ニ從ヒ碇泊スヘシ而シテ既ニ海關ノ出港許可證ヲ得タル以外ノ船舶ハ港務局ノ特別許可書ヲ得ルニ非レハ繫留場所ヲ變更シ又ハ碇泊區域外ニ移動スルヲ得ス、若シ港務局長ノ繫留場所變更ノ指令ニ接セル時ハ其ニ從フヘシ

第五條 船舶カ自ラ碇泊場ヲ指定シ或ハ繫留場所變更ノ許可ヲ得ント欲スル場合ハ船長、一等運轉士、船舶業者代理人或ハ水先案内人ヨリ港務局ニ願出ツヘシ、此際碇泊ニ關係アル必要ナル指令ヲ發給サルヘシ

兵器彈藥

第六條 入港船舶ニシテ爆發物或ハ其組成特殊材料、裝藥セル砲彈若クハ一百封度以上ノ銃砲火藥、五萬粒以上ノ小銃彈或ハ各種爆發物ニシテ裝藥セルモノノ合計一百封度ヲ超過スルモノヲ積載セルモノハ甲碇泊區域ヲ距ル下流一哩ノ地點ニ碇泊シ且ツ前橋上部ニ赤旗ヲ掲揚スヘシ

之等ノ爆發物ヲ積取ラントスル船舶モ亦同様ノ警戒ヲ爲スヘシ

第七條 軍艦及其他ノ官憲ノ船舶ニシテ甲區域内ニ於テ爆發物ヲ積込ミ若クハ積替フル場合ハ港務局ニ申告シ其許可ヲ得然ル後士官ノ指揮ノ下ニ該船乗組ノ水夫ノミヲシテ其等爆發物ノ取扱ヲ爲サシムヘシ

第八條 甲板附舢舨及掩蓋附小船ニ限り本規程第六條記載ノ爆發物ヲ積載シテ本港ニ入港セル船舶ヨリ該貨物ヲ積取ルコトヲ得、而シテ總テ之等ノ貨物ヲ前記ノ如キ舢舨又ハ小船ニ積取ル場合ニハ必ス甲板又ハ掩蓋ノ下部ニ積込ムヲ要ス

之等ノ舢舨又ハ小船ニシテ碇泊區域内ニ於テ爆發物ヲ運搬スル場合ハ長サ六呎以上幅四呎以上ノ赤旗ヲ甲板又ハ船

室ノ最高部分ヨリ十二呎以上ノ高所ニ掲揚スヘシ

第九條 總テノ爆發物ハ海關當局者ノ許可ナクシテ牛莊附近ニ於ケル遼河及其支流ノ河岸ニ貯藏スルヲ得ス

鑛油其他引火物

第十條 石油或ハ其他ノ燃燒シ易キ貨物ヲ積載セル船舶ハ港務局長ノ指示ニ依リ行動スヘシ

鑛油類ヲ滿載セル汽船ハ該業務上必要ナル總テノ警戒ヲ爲スヘシ

第十一條 舢舨又ハ小船ニシテ爆發物或ハ石油又ハ其他ノ燃燒シ易キ貨物ヲ積載セル船舶ノ側ヲ航行スル場合ハ炊事用又ハ其他ノ目的ノ爲ニ火ヲ取扱フ事及喫煙ヲ爲ス事ヲ得ス尙之等ノ舢舨又ハ小船ニ上記貨物ヲ積込ミシ場合ニ於テ特ニ然リ

傳染病

第十二條 船内ニ傳染病又ハ傳染ノ疑アル疾病ヲ有スル船舶及最後ノ港灣ヲ出帆シテ以來船員或ハ乗客カ傳染病又ハ傳染ノ疑アル疾病ノ爲死亡セル船舶ハ甲區域下流一哩ニ碇泊シ且ツ檢疫醫官ノ檢疫許可證ヲ得ル迄ハ日出時ヨリ日没時ニ至ル間橋上ニ檢疫旗(符號O)ヲ掲揚スヘシ、而シテ檢疫許可證ノ下附ヲ得ル迄ハ何人ト雖港務局長又ハ本港ノ檢疫醫官ノ發行スル許可書無クシテ該船ヲ離ルルヲ得ス

水路取締

第十三條 港務局長ノ許可ナクシテ本港ノ水路ニ於テ躉船(Dulk)又ハ浮棧橋(Pontoon)ヲ繫留シ、浮標又ハ繫船裝

置ヲ設置シ埠頭又ハ棧橋等ヲ築造シ、或ハ其他水路ヲ侵害スヘキ工事ヲ爲ス事ヲ得ス

(譯註、躉船(ハルク)トハ老廢船ヲ繫留シ棧橋兼船庫ニ充ツルモノヲ云フ)

第十四條 總テノ浮標及繫船裝置ハ港務局長之ヲ管理ス、而シテ其等ノ設備カ本港内ニ於テ船舶ノ往來ヲ阻害スルカ如キ場所ニ設置セラレアル場合又ハ繫船ニ便利ナル場所ニ繫留セラレ居ラサル場合ハ港務局長ハ自由ニ其移轉ヲ命スヘシ、浮標又ハ繫船裝置ノ所有者カ港務局長ノ移轉命令ヲ拒絕又ハ無視セル場合ハ港務局長ハ所有者ノ費用ヲ以テ其等ヲ移動セシム

第十五條 浚渫又ハ其他ニヨリテ生シタル砂利、灰、塵芥、廢物、拾集品等ハ河中ニ投棄スヘカラス。而シテコレラノ灰其他ノ廢物ヲ投棄セントスル船舶ハ萬國信號Y旗ヲ前檣ニ掲揚スヘシ、然ラハ免許灰取船出向シ規定料金表ニ據リソレヲ引取ルヘシ

第十六條 港内又ハ近接水路ニ難破船アリテ他船ノ航行ニ危險ナル状態ニアル場合ニシテ若シ港務局長ノ指示ニヨリ相當期間内ニ之カ移轉ヲ爲ササル時ハ該難破船ハ海關海事部ニヨリ移轉又ハ破毀セラルヘシ

雜 件

第十七條 船舶ハ「海洋ニ於ケル衝突豫防規則」ヲ遵守スヘシ

第十八條 船舶ハ港内ニ於テ適度ニ積荷セル舢舨及小舟ヲシテ激浪ニヨル危險ニ遭遇セシムルカ如キ快速航行ヲナスヘカラス

第十九條 船舶ハ其碇泊場所ヲ變更スル場合綱索ヲ必要以上ニ長時間埠頭、浮標又ハ他船ニ連繫スヘカラス

第二十條 船舶ハ錨鎖ノ整理ヲナス爲ニ十分ナル水夫ヲ乗組マシムヘシ

船首錨鎖部ハ常ニ整頓スヘシ

第二十一條 河内ニ浮氷アル時ハ汽船ハ常ニ水蒸氣ノ氣壓ヲ高メ置キ又自船或ハ他船ノ漂流ニヨリ毀損傷害ヲ蒙ル事ヲ避クヘキ總テノ豫防策ヲ講スヘシ

第二十二條 船舶ヲ埠頭又ハ浮棧橋ニ繫留スル場合ハ附近ノ埠頭及其他ノ設備ニ往來スル他船ノ進路ヲ妨害シ又ハ其附近ノ埠頭又ハ其他ノ設備ノ所有者ヨリ事前ニ侵入ノ許可ヲ得サル限り其境界内ニ侵入スル等ノ事無キヲ要ス

第二十三條 船舶ヲ浮棧橋又ハ埠頭ニ繫留セル場所ニ於テ船舶ト浮棧橋間及河岸トヲ連絡スル舷梯及甲板等ハ充分安全ニ設備シ及維持スヘシ又其等ノ船舶ハ夜間船上ニ於テ有效ナル看視ヲナシ事變發生セル際ハ直ニ警告ヲ發シ又ハ救護ヲ爲シ得ル様努ムヘシ

第二十四條 「海洋ニ於ケル衝突豫防規則」ニヨル信號ノ目的或ハ他船ニ對シ危險ノ警告ヲ爲ス目的以外ニ於テ汽笛又ハ號笛ヲ吹鳴スルヲ得ス

第二十五條 軍艦以外ノ船舶ハ「スインギング、ブーム」ヲ使用スルヲ得ス「スインギング、ブーム」ハ日出時ヨリ日没時迄ニ限り使用スヘシ

第二十六條 商船ハ本港内ニ於テ大砲又ハ小銃ヲ放射スル得ス

第二十七條 船長ハソノ職分上合法ニ存在スル支那河上警察ニ對シ相當ノ便利及補助ヲ提供スルノ義務アリ

第二十八條 本港内ニ於テ舢舨其他ノ小船ハ他ノ船舶ノ自由航行ヲ阻害スルカ如キ手段或ハ隻數ヲ以テ船舶ニ積集ス、



ヘカラス

第二十九條 海關吏ノ乗船スル迄客引ノ傳馬船ハ本船ニ到ルヲ得ス、船長ハ海關當局者ニ對シ極力助力ヲ與ヘ本規定ヲ遵守セシムヘシ

第三十條 入港中ノ船舶ニシテ火災ニ罹リシ場合ハ本船及其上下流ニアル船舶ハ直ニ火災警鐘ヲ鳴ラシ且ツ晝間ハ萬國信號旗NH(火災)直ニ求助ヲ求ム)ヲ掲ゲ更ニ能フベクバ火災船ノ上、下流ニアル他船ニモ掲揚スヘシ又夜間ハ檣燈ヲ繼續シテ上下スヘシ

第三十一條 以上ノ規則ニ違背セル船舶ハ海關ヨリ其等ノ違背ヲ回復スル迄其入港手續、作業、出港許可ヲ停止セラレ若クハ其屬スル國ノ領事官ニヨリ處置セラルヘシ

牛莊海關港務局告示

- 一、船舶ハ海關港内信號類集ニ依リ指定セラレ居ル居ル特別記載號旗ヲ本港ニ近付キタル時ニ掲揚スヘシ
- 二、船長ハ未發見ノ暗礁、凹洲其他危險ニ關係アル新障礙ヲ認メン場合ハ港務局ニ通知スヘシ
- 三、若シ船長カ其使用セル水先案内人ニ付苦情アル時ハ書面ヲ以テ其事情ヲ港務局長ニ申出ツヘシ
- 四、巡工司ノ發スル總テノ告示及支那海ニ於ケル航海業者ノ利益ニ關係アル他ノ告示ハ港務局ニ掲示シ閱覽ニ供ス
- 五、船舶ハ潮汐ニ順イテ航行スヘカラス右ハ甚タシク危險ナリ殊ニ大潮ノ時ニ於テ然リ
- 六、牛莊港ニ於テ使用スル呼出信號旗(港内信號類集)ハ左記ノ通トス

Y 塵火船ヲ求ム

N 繫船係員ノ來船ヲ求ム

L 海關吏員ノ來船ヲ求ム

G 醫師ノ來船ヲ求ム

B 兵器ヲ積載セリ

NH 船内火災アリ

Q 傳染病流行港ヨリ來レリ

P 出港セントス

R 給水船ヲ求ム

第二節 船舶並に貨物の入出港手續

船舶並に貨物の入出港に對する事務は前節に述べたる如く牛莊海關に於て取扱ふものなるを以つてこれが手續も亦牛莊海關に對してなすべきものである。

而して本節の記載事項は前節に記載せる港則中に記載せるものが多いから参照せられ度い。

第一項 船舶の入出港手續

(一) 特 許 碼 頭

第二章 港政及び船舶並に貨物の入出港手續

本文に入るに先ちて一言しなければならぬことは特許碼頭である。特許碼頭とは海關に對して保證書を提出し自己所有又は代理の船舶を自己の埠頭に碇泊せしめ、積載貨物を自己の特許倉庫(第五章第三節第一項參照)に納入し貨物の通關手續未了の儘出港の許可を受けつゝある埠頭を特許碼頭と稱するものにして海關に於て特に該埠頭に對して便宜なる取扱ひを認めたるものを稱するものである。

(一) 船舶の入港手續

説明を簡單にする爲めに本手續中の必要事項の概要を簡條書すれば左の通りである。

- (イ) 入港と同時に噸稅證書、積荷目録、及び中國各港より來りしものは積荷證書を出張せる監視部長に提出する。
- (ロ) 惡疫流行地より來航の船舶は港外に碇泊海關檢疫官の來船を待つこと。
- (ハ) 爆發物類積載の船舶は港外に於て港務部長の指揮を待つこと。
- (ニ) 入港船舶は港務部長指定の場所に投錨すること。
- (ホ) 船舶入港渡直ちに該船舶代理店又は取扱店は領事館の船舶入港證明書を積荷目録に添へて海關の輸入係 (port clerk) に差出すこと。

(三) 船舶の出港手續

本手續も亦その必要事項を左に列擧することとする。

- (イ) 輸移出貨物の關稅、噸稅の納付その他一切の輸移出手續を終了するにあらざれば出港するを許さない。(但し

特許碼頭繫留船舶に對してはこの限りではない)。

- (ロ) 出帆準備なると共に監視部長の出張を請ひ積荷證明書噸稅濟證の交付を受くること。

- (ハ) 船舶代理店は海關より受けたる出港免狀と引換に領事館より先に入港の際預け置きし國籍證明書の交付を受くること。

(四) 荷役時間

荷役時間は午前六時より午後六時迄とし右時間外に荷役せんとする者は豫め開關時間内に申請し、特別の許可を受けて置く必要がある。(第六章第六節第二項第一目參照)

(五) 未開港地との航行貿易

汽船にして未開港地間又は開港地と未開港地間を航行せんとするものは所屬領事の證明書を得、噸稅納入濟證を海關に預け入れ内水航行證明書の交付を受けて該航路の航行に従事することが出来る。

第二項 貨物の入出港手續

(一) 課稅手續

- (イ) 輸入申告者は輸入申告書を海關に提出すること。
- (ロ) 書記は之に積込船舶登録番號及び國籍別番號を付し輸入稅控帳 (Import duty sheets) に申告者の氏名を記入する。

- (ハ) 輸入係班班は申告書に添付せられたる積荷證券(B/L)、積荷目録(Import manifest)並に申告書(三通)を對照し其符合を見て申告書に署名をする。
- (ニ) 次に證券は申告人により、申告者書は海關によりて検査官に送られ、検査官は貨物検査の上申告書面には署名し證券には検査済の捺印をする。
- (ホ) 支那文申告書には書辨により英文申告書には書記によりて課金額を記入し主任はこれによりて書辨又は書記の作製せる納稅告知書(Duty memo)に署名し申告人に交付し海關銀行(中國銀行)に納稅せしめる。
- (ヘ) 申告人は納稅の上納稅證と共に證券を海關に提示し、輸入主任は之によりて證券に署名し海關長の印を押捺して申告人に交付する。
- (ト) 申告人は海關長の印ある積荷證券によりて始めて貨物を引取ることが出来る。
- (チ) 輸出及び再輸出の貨物にありては申告書に添付するに船積指圖書(Shipping order)を以てする。手續は輸入の場合と大同小異である。
  - (一) 輸移出入貨物の検査
- (イ) 検査時間は午前八時より午後五時迄である。
- (ロ) 輸移入貨物の検査は一般に船舶繫留の埠頭又は前記特許埠頭の各倉庫に於て行ひ、輸移出貨物は海關埠頭に於て之を行ふ。
- (ハ) 許可を受ければ港外埠頭に於ても検査を受けることが出来る(検査料一日五兩)

- (ニ) 許可を得て私用倉庫内にも検査を受けることが出来る(検査料一日十兩)
- (ホ) 積荷目録の個數より不足又は過多なる場合に船舶代理店は船舶入港後二十四時間以内に該積荷目録の訂正をなすことが出来る。
- (ヘ) 送狀によりて通關せる貨物に不足額ある場合に於てその後の船舶によりてこの不足額の輸移入を爲す時にはその全部の稅金を納付するも差支はない。

### 第三章 港勢及び航路

#### 第一節 港 勢

營口は遼河々口に近く存在する河港であることは第一章に述べた處であるが、遼河はその源を遠く内蒙古の昭烏達盟克什克騰部界内の興安嶺支脈の左麓に發し、許多の支流を合し東南流して渤海に注ぐ。蜿蜒々數千支里に及ぶ大河である。遼河の大部分は砂土よりなる平原の間を流れてゐるから河岸は時々侵蝕せられ、殊に大洪水等の際には全く河道を一變することも稀でない。従つて河道は甚だ彎曲に富み、全河程を通じて四時濁流が滾々として漲つてゐる。

營口に於ける遼河は別紙附圖に見る如く營口の對岸葦塘を挟んで鴨島より下流と營口市街の前面とは殆んど平行して居るから水勢は自然牛家屯及び新舊市街の前面の江岸に衝突し従つてこの江岸は水深甚だ大なるも對岸の葦塘の江岸は淺瀬をなして居る。

營口に於ける遼河の河幅は別紙附圖に記載の如くであるが潮汐の干満及び洪水等による水量の多少によりて大差を生ずるは勿論であるがこれは主として營口對岸の江岸の淺瀬に河水が干満するによりて生ずるものである。而して河幅は東海關の前後が最も狭く朔望干潮時には約五百五十米に過ぎず、それより上下流に延びるに従つて漸次擴がり、上流にありては滿鐵營口驛の埠頭の前面にては同じく約七百米にして、牛家屯亞細亞石油會社の前面は同じく約一千

米に近く、下流にては老爺關の前面にて同じく約六百米、西海關の前面に於ては約七百米である。

營口に於ける遼河の水流の量及び速度は平時に於ても潮汐の干満によりて、大差がありて一概に云ふは殆んど不可能であるが、遼河下游工程局の調査によれば一、九〇八年より一、九二二年に至る間の朔望干潮時に於ける遼河の水量は左表の通りである。

一、九〇八年	一四四、一五七、三四四立方碼
一、九一九年	一三八、五八五、〇九四 ”
一、九一九年	一三六、五一六、二〇九 ”
一、九二〇年	一六〇、九一九、六八三 ”
一、九二一年	一五五、八五九、五八一 ”
一、九二二年	一四七、九八三、三七八 ”

尙營口港の各地點に於ける遼河の斷面積は別紙附圖(營口港附圖第一號)に示す通りである。

流速は大潮の退潮時にありては一時間八、九哩に上る急流である。尙遼河上游工程局の調査によれば同局管理全區間の遼河の平均流速は一秒七呎である。概して流速は滿鐵の埠頭及びそれより上流は甚だ急である。

營口港の水深は一般に頗る大にして河北驛附近は干潮時に於て平均四十呎を有し最深所は七十呎に餘り、新市街附近も尙五、六十呎あり牛家屯附近に於ても尙三、四十呎ありてその上流三家子、亞細亞石油タンク前にては二十五呎乃至三十呎である。